

武蔵村山市立地適正化計画

(令和 7 年度～令和 24 年度)



令和 7 年 3 月

武蔵村山市



武蔵村山市立地適正化計画の策定に当たって

現在、国においては、人口の急激な減少や少子高齢化の局面においても持続可能な都市を構築するため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度を創設し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進しております。立地適正化計画制度は、都市の拠点や生活拠点に商業、医療、福祉などの生活サービスを誘導し、生活サービスへのアクセスを確保しながら一定のエリアに人口密度を維持することで、様々な生活サービスやコミュニティの持続性を高めるという考え方の下、全国的に運用されております。



こうした背景の下、本市においては、多摩都市モノレール延伸を契機に、駅周辺に利便性の高い都市機能を誘導し、第二次まちづくり基本方針において位置付けた「核」や「ゾーン」を公共交通で結ぶことにより、駅を中心としたにぎわいと活力のある拠点の形成と良好な住環境の維持・向上を図り、今後も持続可能なまちづくりを推進するため、立地適正化計画を策定いたしました。

本計画では、「駅を中心とした拠点と充実した交通環境を形成することにより 歩いて暮らせるまちを実現し 多様なライフスタイルに対応した 選ばれる都市をつくる」をまちづくりの方針として掲げ、駅周辺への拠点の形成、都市機能や居住の誘導、都市の防災に関する指針などを示しております。

今後は、このまちづくりの方針の実現に向け、市民、市民活動団体、事業者の皆様と目標を共有しながら、協働してまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり貴重な御意見をいただきました武蔵村山市立地適正化計画策定委員会の皆様をはじめ、関係団体の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

武蔵村山市長

山崎 泰大

目次

第1章 立地適正化計画の概要	1
1 立地適正化計画制度について	2
2 多摩都市モノレールの延伸（上北台～箱根ヶ崎）計画	3
3 策定の背景と目的	4
4 位置付け	5
5 計画期間	5
6 計画対象区域	6
第2章 現況の分析・課題の整理	7
1 現況の分析	8
2 課題の整理	33
第3章 立地の適正化に関する基本的な方針	35
1 まちづくりの方針（ターゲット）	36
2 目指すべき都市の骨格構造	37
3 誘導方針（ストーリー）	40
第4章 都市機能誘導区域・誘導施設	41
1 都市機能誘導区域設定の考え方	42
2 都市機能誘導区域	44
3 誘導施設設定の考え方	45
4 誘導施設	48
第5章 居住誘導区域	55
1 居住誘導区域設定の考え方	56
2 居住誘導区域	65
第6章 誘導施策	67
1 誘導施策の全体像	68
2 誘導施策	69
3 届出制度	73
第7章 防災指針	75
1 防災指針とは	76
2 災害ハザード情報の収集・整理	77
3 災害リスクの分析	84
4 防災上の課題の整理	99
5 防災まちづくりの将来像及び取組方針	100
6 具体的な取組・施策とスケジュール	101
第8章 目標と評価	103
1 目標値の設定	104
2 進行管理・見直しの考え方	107
3 協働によるまちづくり	108
資料編	109

第 1 章

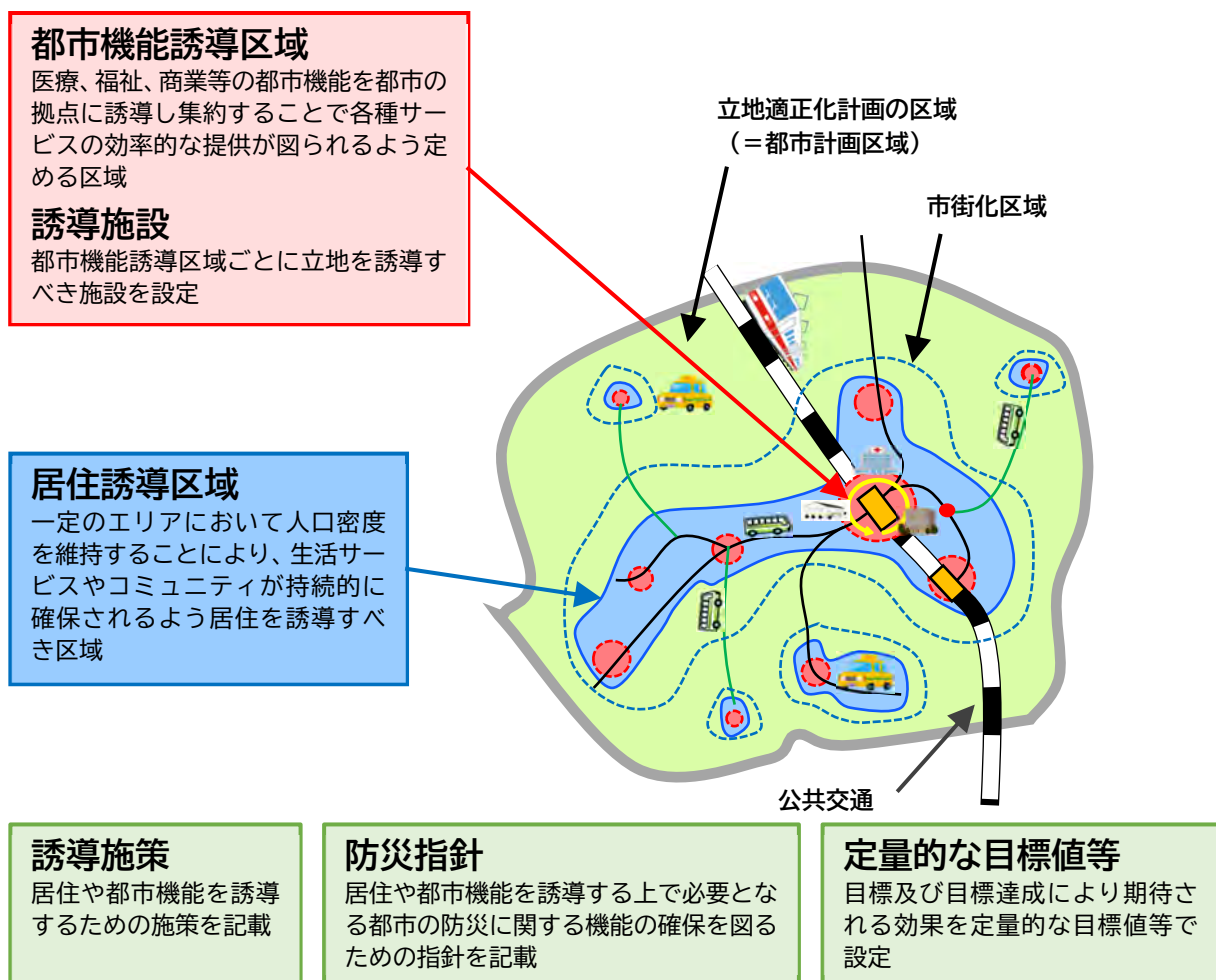
立地適正化計画の概要

第 1 章 立地適正化計画の概要

1 立地適正化計画制度について

全国的な人口減少・少子高齢化により、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境の実現や、財政面及び経済面における持続可能な都市経営が今後のまちづくりにおける大きな課題として捉えられています。このような背景から、商業施設、医療・福祉施設や住居等がまとまって立地し、これらの拠点を公共交通で結ぶことで、誰もがアクセスしやすい「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを推進するため、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画制度が創設されました。

立地適正化計画では、都市全体を見渡しながらか、居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等を記載します。



立地適正化計画のイメージ

出典：国土交通省資料を編集

2 多摩都市モノレールの延伸（上北台～箱根ヶ崎）計画

多摩都市モノレールの延伸（上北台～箱根ヶ崎）計画は、上北台駅が位置する東大和市上北台一丁目から、武蔵村山市内を通過し、JR箱根ヶ崎駅が位置する西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎までの約7.0kmの区間を延伸するものです。新たに設置される7つの駅のうち、本市には（仮称）No.1駅から（仮称）No.5駅までの5つの駅が整備される予定となっており、2030年代半ばの開業を目指して進められています。

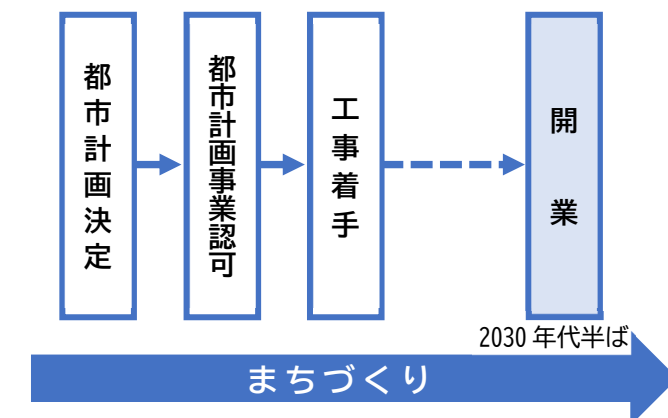
この計画の実施により、JR箱根ヶ崎駅から多摩センター駅までがつながり、多摩地域の公共交通ネットワークが強化されることで、多摩地域のアクセス利便性の向上が図られるとともに、沿線だけでなく多摩地域全体の活力や魅力の向上などが期待されます。



多摩都市モノレール延伸の計画区間及び新駅計画位置

出典：都市計画面説明会（令和5年12月資料）

※駅名について、本計画では以降「(仮称)」を省略して表記します。(例：(仮称)No.1駅→No.1駅)



多摩都市モノレール延伸区間開業までのスケジュール

3 策定の背景と目的

本市では、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、令和 5 年 3 月に「武蔵村山市第二次まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）」（以下「第二次まちづくり基本方針」という。）を策定し、「駅を中心とした 歩いて暮らせるまちづくり」を掲げ、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸を見据えた将来像を描いています。この中で、市内に計画されている 5 つの駅周辺は、都市機能の集積、環境の維持・向上を図るべき「核」として将来都市構造に位置付け、にぎわいと活力のある拠点を形成することとしています。

多摩都市モノレールの延伸をはじめ、都市核土地地区画整理事業、市庁舎の移設、村山工場跡地利用の進展及び都営村山団地建替事業など、都市構造に大きく影響する様々な事業が進められています。その中で、これまでの土地利用規制等に加え、医療、福祉、商業等の利便性の高い都市機能の誘導による拠点の形成と、良好な住宅環境の維持・向上を図っていくことが求められています。

このような状況を踏まえて、第二次まちづくり基本方針で掲げた将来像の実現に向けて、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するための戦略的な計画として、都市再生特別措置法に基づき、武蔵村山市立地適正化計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

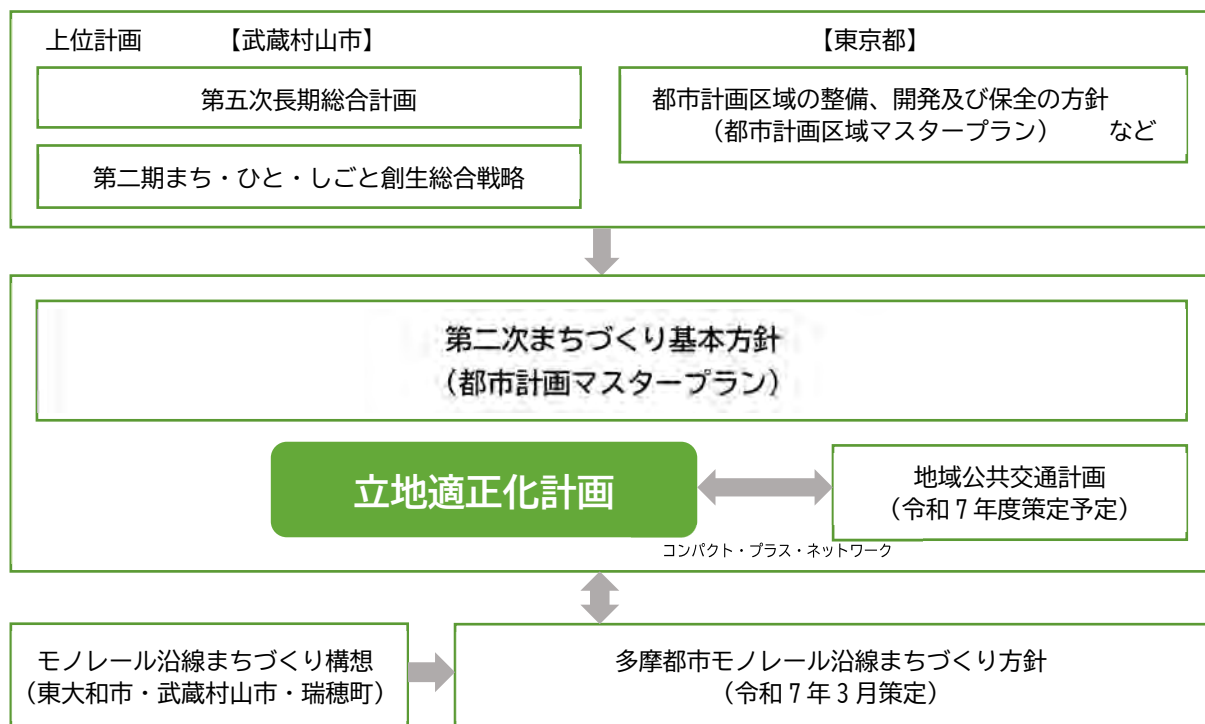


持続可能な開発目標（SDGs）

出典：国際連合広報センター

4 位置付け

本計画の位置付けは下図のとおりです。駅周辺への拠点形成においては、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」と連携し、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方から、「地域公共交通計画」とともに、第二次まちづくり基本方針の具体化を図るものです。



5 計画期間

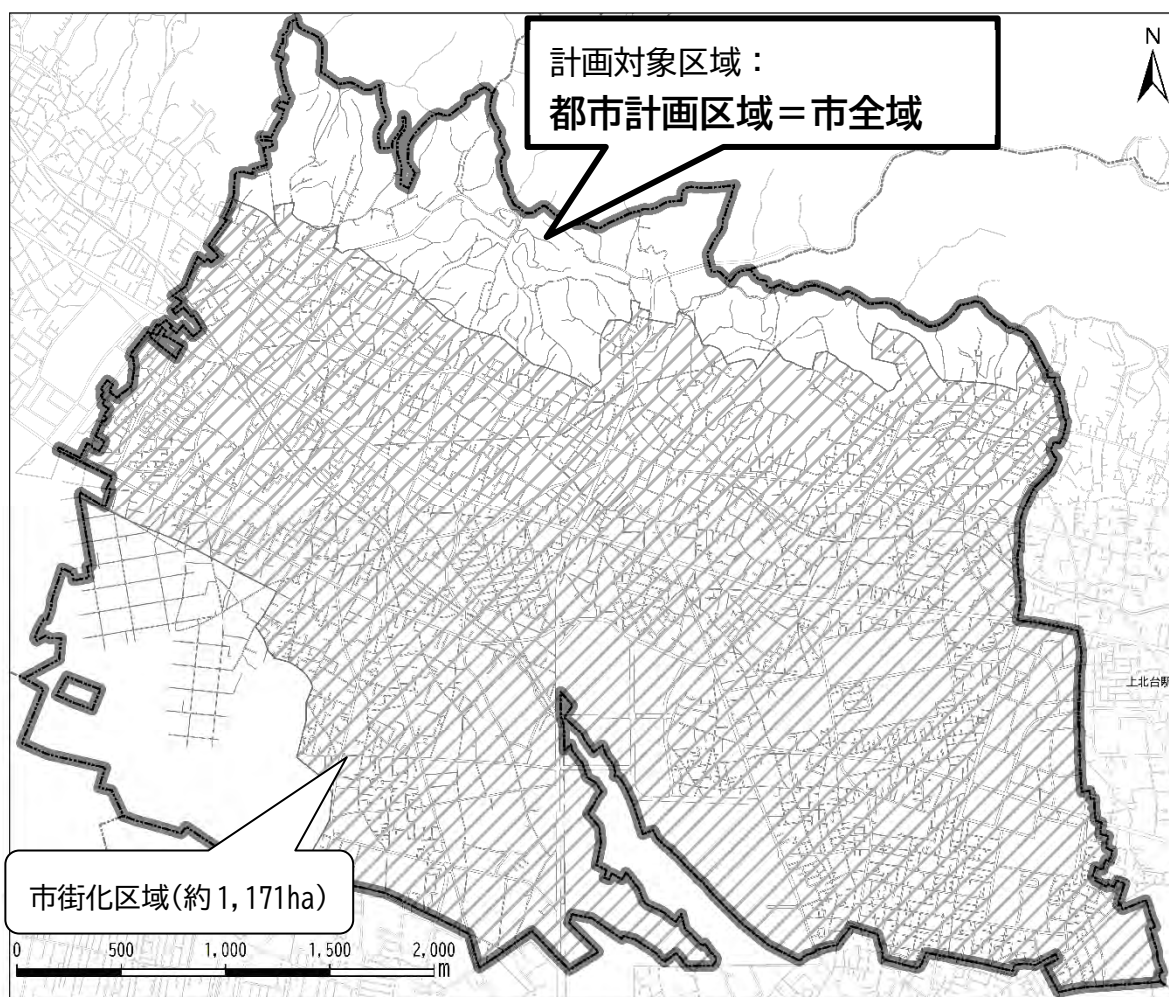
本計画は、おおむね20年後の都市の姿を展望して定めるものですが、計画期間については、第二次まちづくり基本方針と合わせるため、令和7年度から令和24年度までの18年間とします。

なお、おおむね5年ごとに進捗状況の評価・検証を行うことを基本として、今後の関連法令の改正や上位・関連計画の改定、社会動向等に合わせて、必要に応じて計画の見直しを行うものとしします。

計画期間：令和7年度～令和24年度

6 計画対象区域

本計画の対象区域は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項の規定に基づき、都市計画区域全域＝市全域（約 1,537ha^{*}）とします。



※面積は「第二次まちづくり基本方針」策定時点（令和 5 年 3 月）の都市計画決定面積であり、市の総面積とは異なる。

第 2 章

現況の分析・課題の整理



第2章 現況の分析・課題の整理

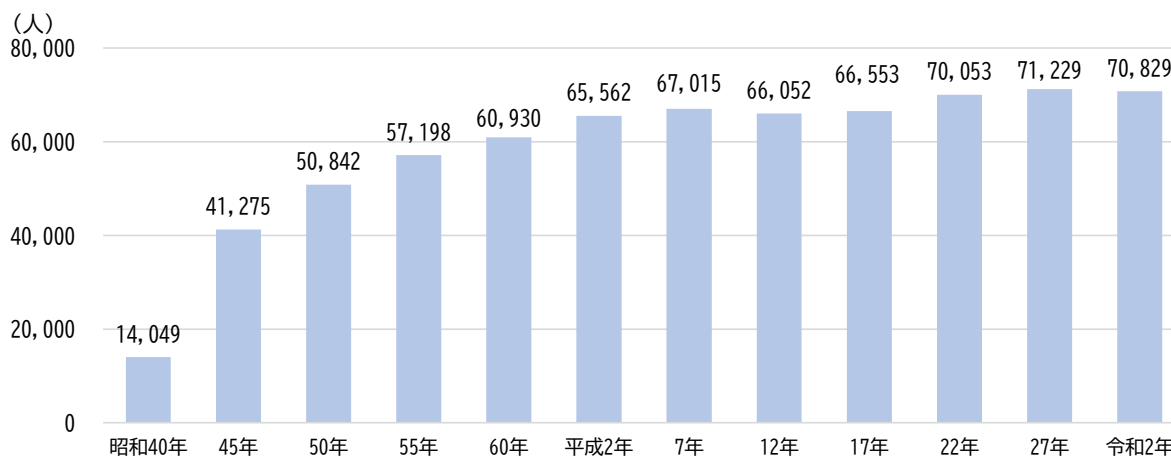
1 現況の分析

(1) 人口

ア 総人口

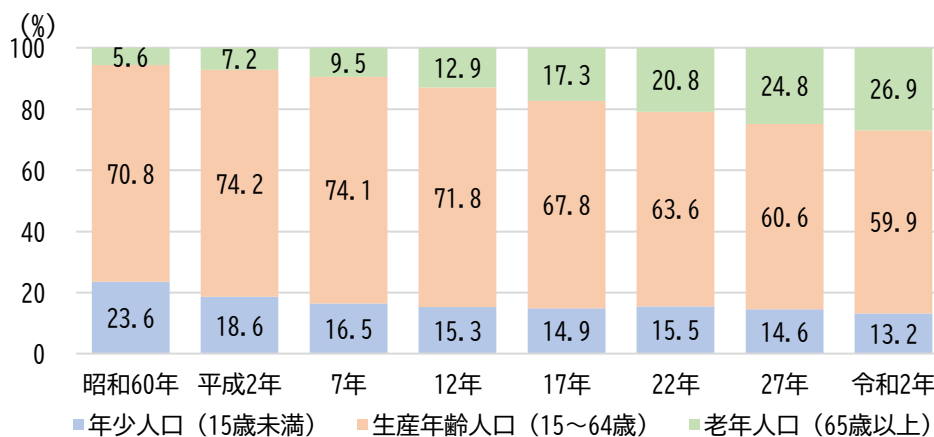
本市の総人口は、昭和40年から昭和45年の都営村山団地の建設等により急増し、その後も増加傾向にありましたが、平成27年をピークに、令和2年は減少に転じています。

また、年齢3区分別人口割合は、昭和60年以降、65歳以上の老年人口が増加しており、高齢化率の上昇が顕著となっています。一方、15歳未満の年少人口は、平成17年から平成22年に増加しましたが、平成27年以降再び減少傾向となりました。15～64歳の生産年齢人口は、平成2年以降減少傾向にあります。



人口の推移

出典：国勢調査（昭和40年～令和2年）



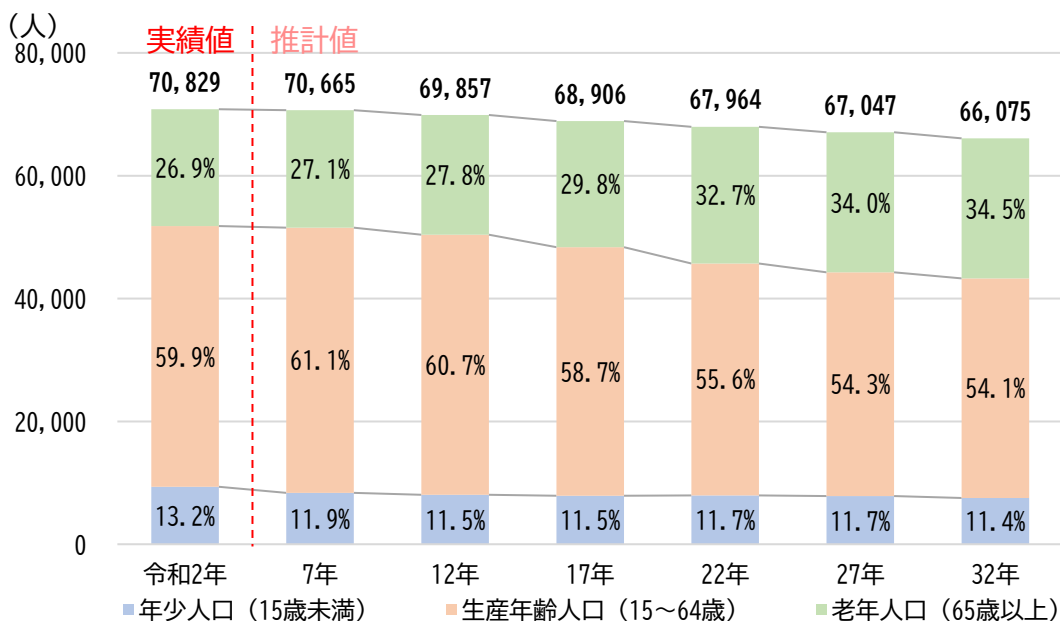
年齢3区分別人口割合の推移

出典：国勢調査（昭和60年～令和2年）

イ 将来人口

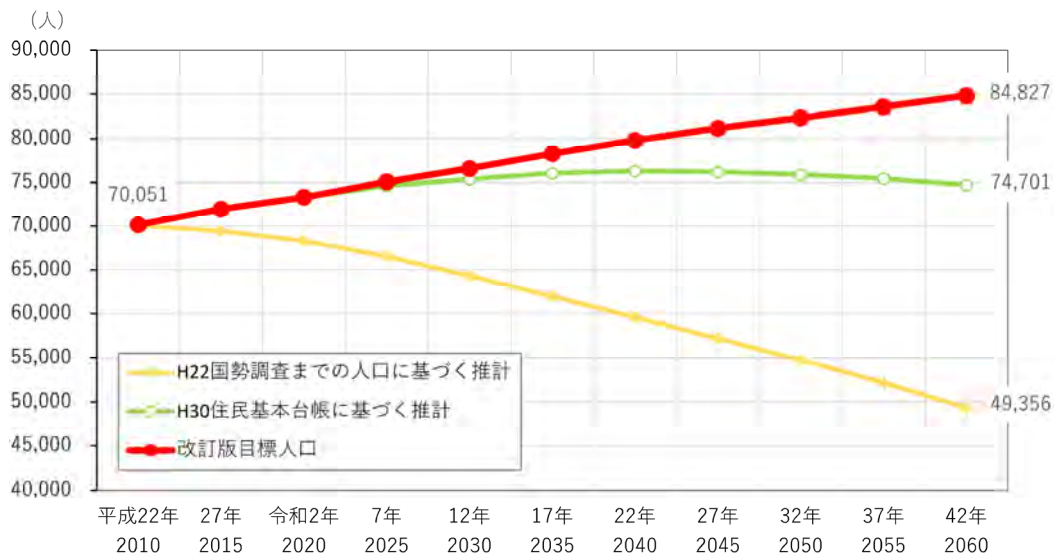
社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、本市の人口は今後減少することが見込まれ、令和12年には7万人を下回るとされています。その中で、65歳以上の老年人口は令和22年以降、総人口の3割以上を占めることになります。

一方、「武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「出生率向上・出生者数の増加」、「若者の転出抑制」、「子育て世代の転入促進」を行うことにより、令和42年の人口を約85,000人とすることを目標としています。



年齢3区分別将来推計人口

出典：社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）

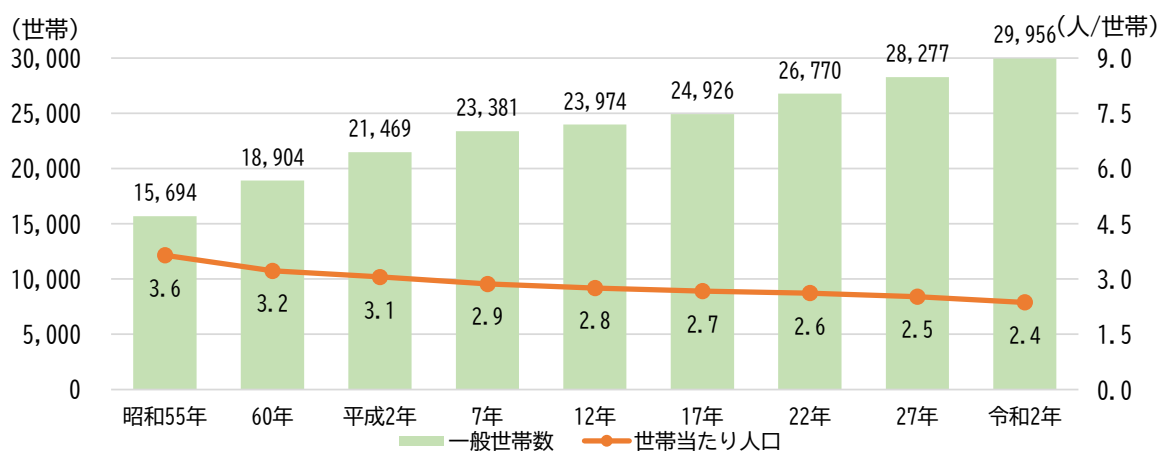


人口推計と目標人口

出典：武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）

ウ 世帯数

一般世帯数（施設等の世帯を含まない世帯数）は増加傾向にある一方、世帯当たり人口は減少傾向にあります。その要因として、核家族世帯や単独世帯が増加していることが考えられます。



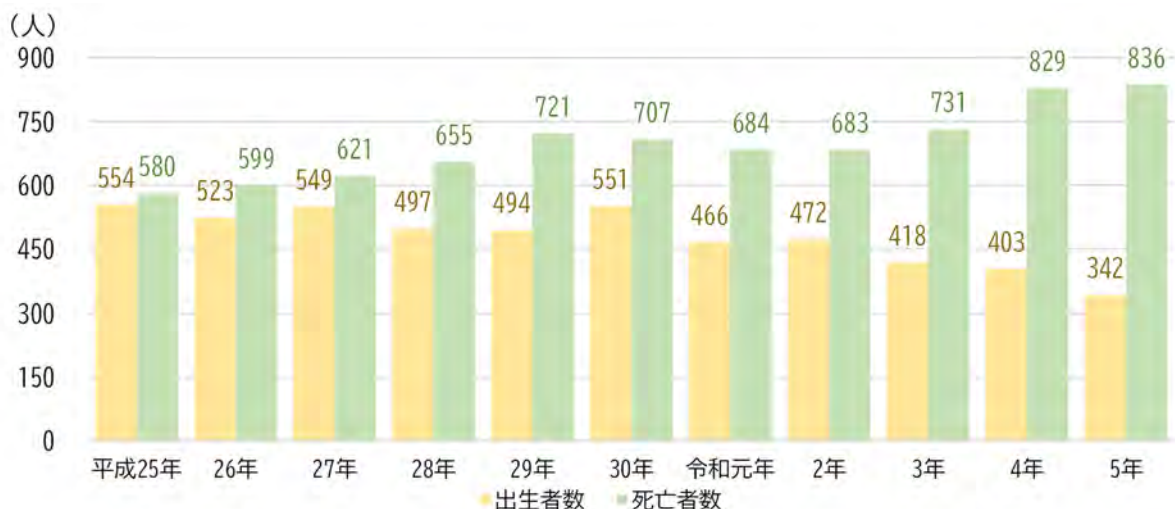
一般世帯数及び世帯当たり人口の推移

出典：国勢調査（昭和55年～令和2年）

エ 人口動態

出生者数・死亡者数の推移は、平成25年以降、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が続いています。一方、転入者数・転出者数の推移は、転入者数が転出者数を上回る社会増となる年が多くなっていますが、令和2年と令和4年には、転出者数が転入者数を上回る社会減となっています。

令和5年における5歳階級別人口移動では、20代や30代の人口移動が多くなっており、若者の流出が多い一方、結婚や子育てを機とした転入が多いことがうかがえます。



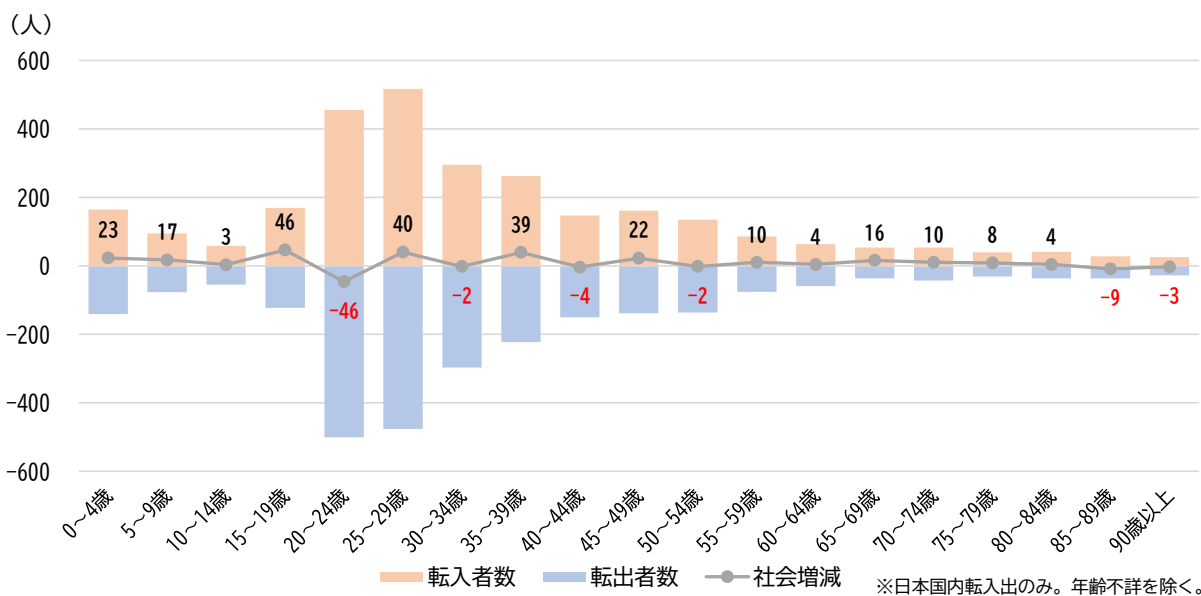
出生者数・死亡者数の推移

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（2014年～2024年）



転入者数・転出者数の推移

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（2014年～2024年）



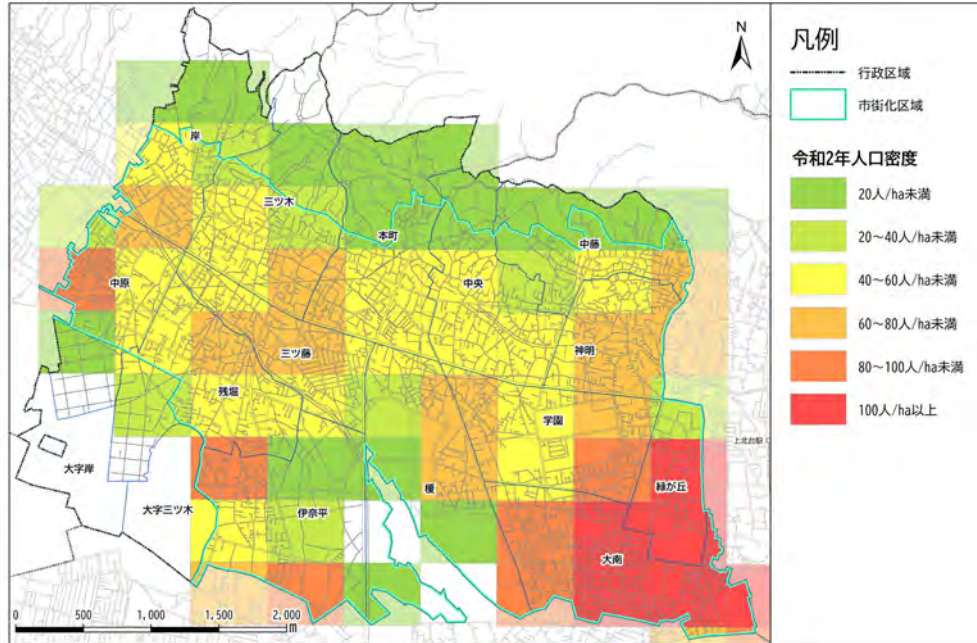
令和5年5歳階級別人口移動

出典：住民基本台帳人口移動報告（2023年）

オ 人口の空間的分布

■人口密度

500mメッシュ別の人口密度の分布をみると、工場が多く立地する伊奈平の一部や大型商業施設が立地する榎の一部、狭山丘陵一帯を除き、市内の人口密度はおおむね40人/ha以上となっています。特に大南、緑が丘では、人口密度が100人/ha以上となっています。

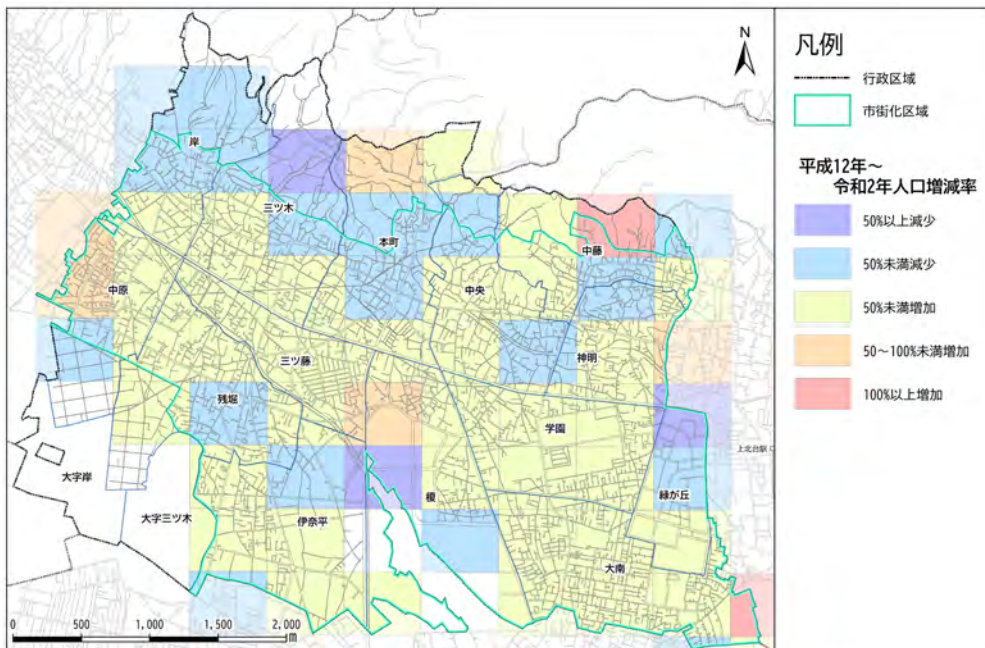


500mメッシュ別人口密度

出典：令和2年国勢調査

■人口増減

500mメッシュ別の人口増減をみると、平成12年から令和2年までの20年間に於いて、市街化区域内の大半では人口が増加していますが、岸、三ツ木、本町などの一部では人口減少がみられます。

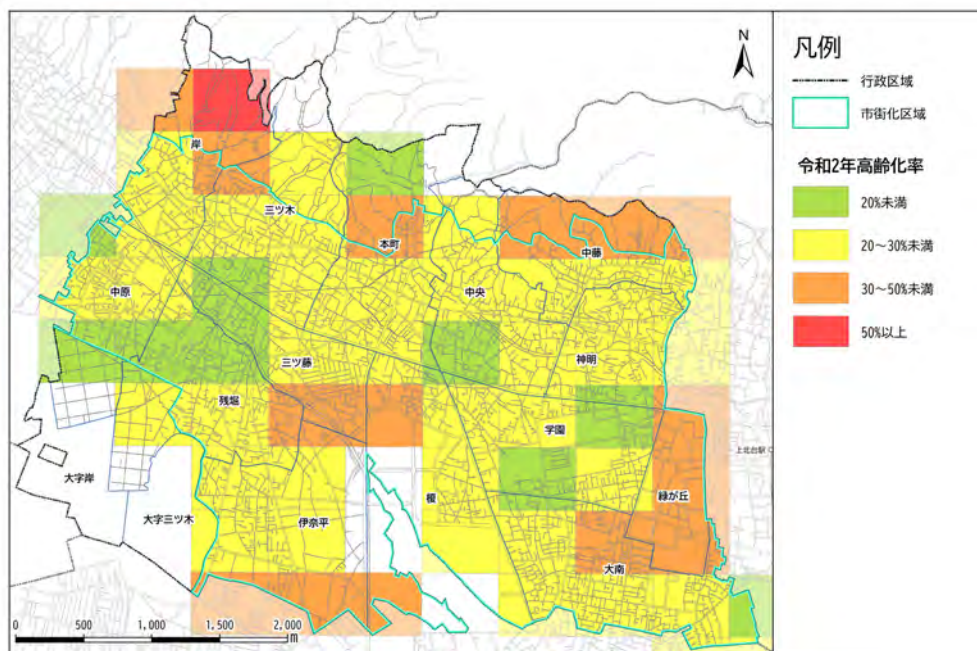


平成12年～令和2年における500mメッシュ別人口増減率

出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

■高齢化率

500mメッシュ別の高齢化率をみると、大半のエリアで高齢化率が 20%以上となっています。岸、本町、中藤、緑が丘などでは、30%を超える高齢化率となっています。



500mメッシュ別高齢化率

出典：令和2年国勢調査

【人口】に関する現況のまとめ

- ・総人口は平成22年以降、7万人台で推移している
- ・年少人口（15歳未満）・生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加している
- ・人口は減少傾向と推計される一方、目標人口は1万人以上の増加を想定している
- ・世帯数は増加する一方、世帯あたり人口は減少傾向にある
- ・人口動態は自然減が続く一方、社会増となる年が多い。特に20代人口の転入・転出が多い
- ・南東部における人口密度が高い

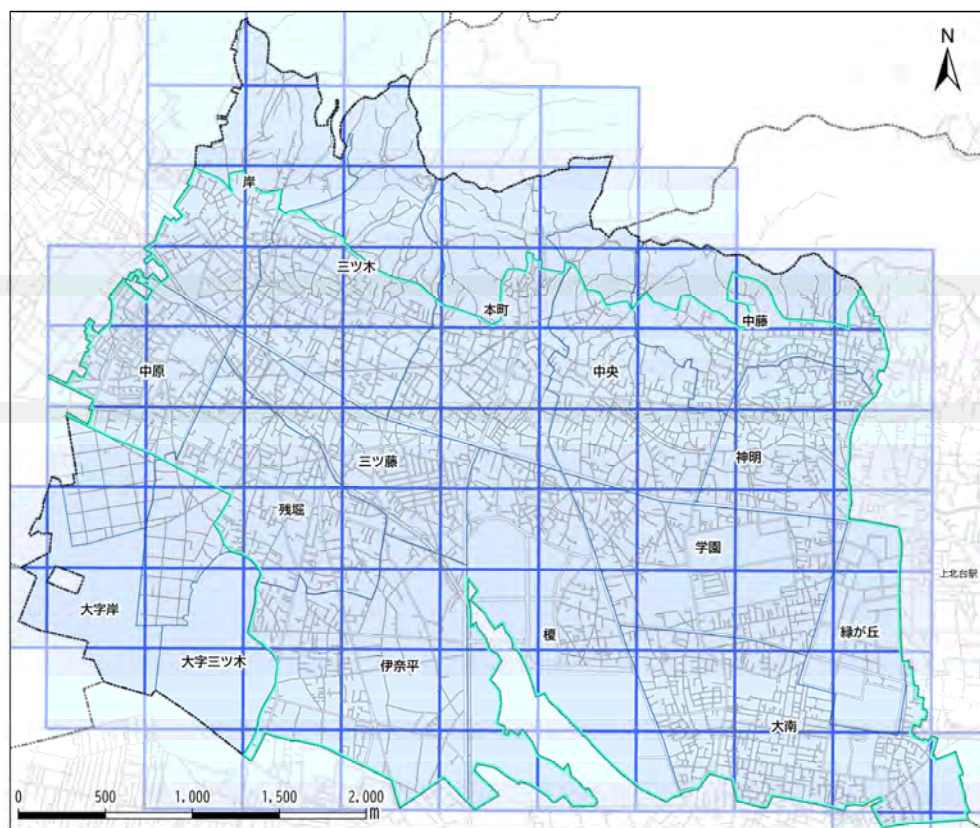
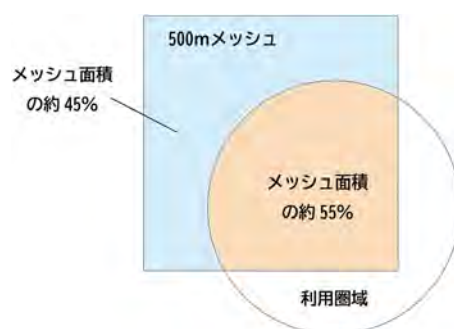
(2) 都市機能

ここでは、市民が日常的に利用する施設として、医療施設、高齢者福祉施設、子育て施設、商業施設、金融機関、公共施設を対象に、現状の立地状況を分析します。なお、各施設の立地状況については、各種公開データや本市の保有データを基に、現地状況を調査し、精査したものです。（調査時点：令和6年10月）

加えて、各施設から半径500mを利用圏域として、利用圏域内をカバーする人口と、市内総人口に対する割合を分析します。なお、利用圏域は、地形や道路環境等を考慮せず、国土交通省の「都市構造の評価に関するハンドブック」を参照し、高齢者の一般的な徒歩圏である半径500m圏域を採用します。カバー人口は、令和2年国勢調査の500mメッシュ人口をもとに、面積按分により求めます。

参考：500mメッシュ人口の面積按分のイメージ

右図のように、500mメッシュに利用圏域がまたがる場合、利用圏域内外の面積比率を求める。例えば、人口が100人となっているメッシュでは、利用圏域内がメッシュ面積の約55%を占めていれば、メッシュ内で利用圏域のカバー人口が55人となり、利用圏域のカバー率は55%となる。



500mメッシュ区分

ア 医療施設

本市には内科又は小児科が診療科目に含まれる医療施設が23か所立地しています。そのうち、病院が4か所、診療所が19か所あり、カバー率は、77.8%となっています。

施設の分布をみると、市の南東部においては、他のエリアと比べ医療施設が集中している一方、神明、本町、中原などの一部では利用圏域から外れるエリアがみられます。また、診療所のみで見ると、利用圏域から外れるエリアは更に広がります。



医療施設及び利用圏域の分布

出典：厚生労働省「保険医療機関の指定一覧」（令和6年9月時点）

イ 高齢者福祉施設

本市には地域包括支援センターが4か所、高齢者福祉施設が45か所立地しています。そのうち、訪問系・通所系施設※1が36か所、入所系施設※2（入所機能のみ）が9か所立地しており、カバー率は、87.9%となっています。おおむね市街化区域全域をカバーしていますが、高齢化率が高い中藤や緑が丘などの一部では、利用圏域から外れるエリアがみられます。



高齢者福祉施設及び利用圏域の分布

出典：高齢福祉課資料

※1 訪問系・通所系施設：市内のサービス事業者のうち、下記のサービスを提供する事業者をいう。

①ケアプランの作成（指定居宅介護支援事業所）；②家庭を訪問して、日常生活を援助するサービス（ホームヘルパー）；③訪問して看護支援するサービス（訪問看護）；④訪問して心身機能の維持回復を支援するサービス（訪問リハビリテーション）；⑤日帰りで通うサービス（デイサービス）；⑥日帰りで機能訓練を行うサービス（通所リハビリテーション）；⑦認知症対応型通所介護（デイサービス）；⑧小規模多機能型居宅介護；⑨地域密着型通所介護（デイサービス）。

※2 入所系施設：市内のサービス事業者のうち、下記のサービスを提供する、かつ※1と重複しない事業者をいう。

①短期間入所して、介護等日常生活に必要な世話や機能訓練を行うサービス（短期入所生活介護）；②短期間入所して、看護・機能訓練等その他の必要な医療や世話を行うサービス（短期間入所療養介護）；③軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅；④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）；⑤地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）。

ウ 子育て施設

本市には保育園が15園、幼稚園が4園立地しており、学童クラブは13か所立地しています。カバー率は、84.2%となっていますが、中原、三ツ藤、伊奈平、榎などの一部では、利用圏域から外れるエリアがみられます。



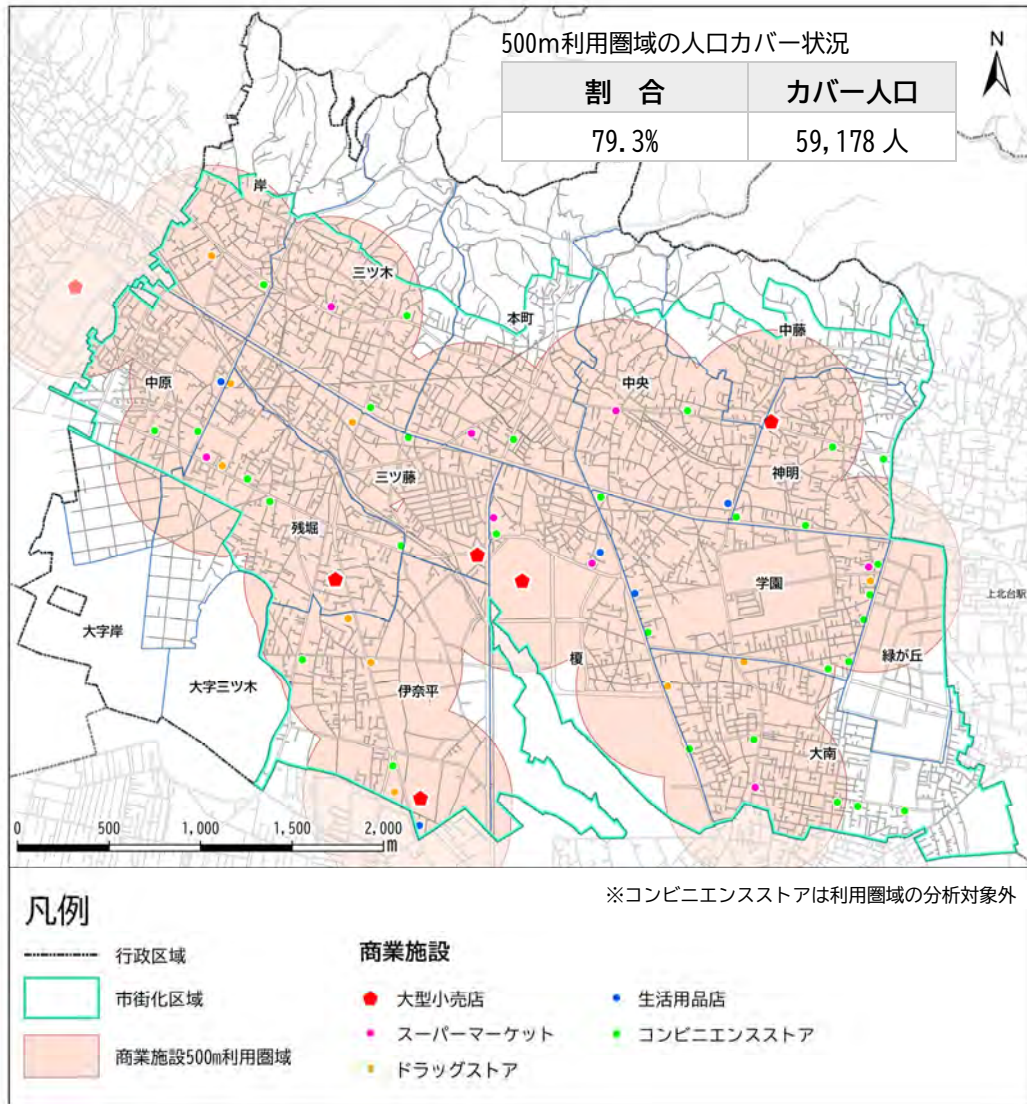
子育て施設及び利用圏域の分布

出典：市ホームページ（令和6年10月時点）

工 商業施設

本市には店舗面積の合計が1,000㎡を超える大型小売店が5か所立地しており、市境近くの瑞穂町内にも1か所立地しています。それに加え、日常的な需要を満たす商業施設は市内に点在しており、カバー率は、79.3%となっています。大南では、人口密度が高いものの、利用圏域から外れるエリアがみられます。

施設の種別内訳をみると、コンビニエンスストアは市内に点在していますが、神明、中藤では、スーパーマーケットやドラッグストアは立地していません。

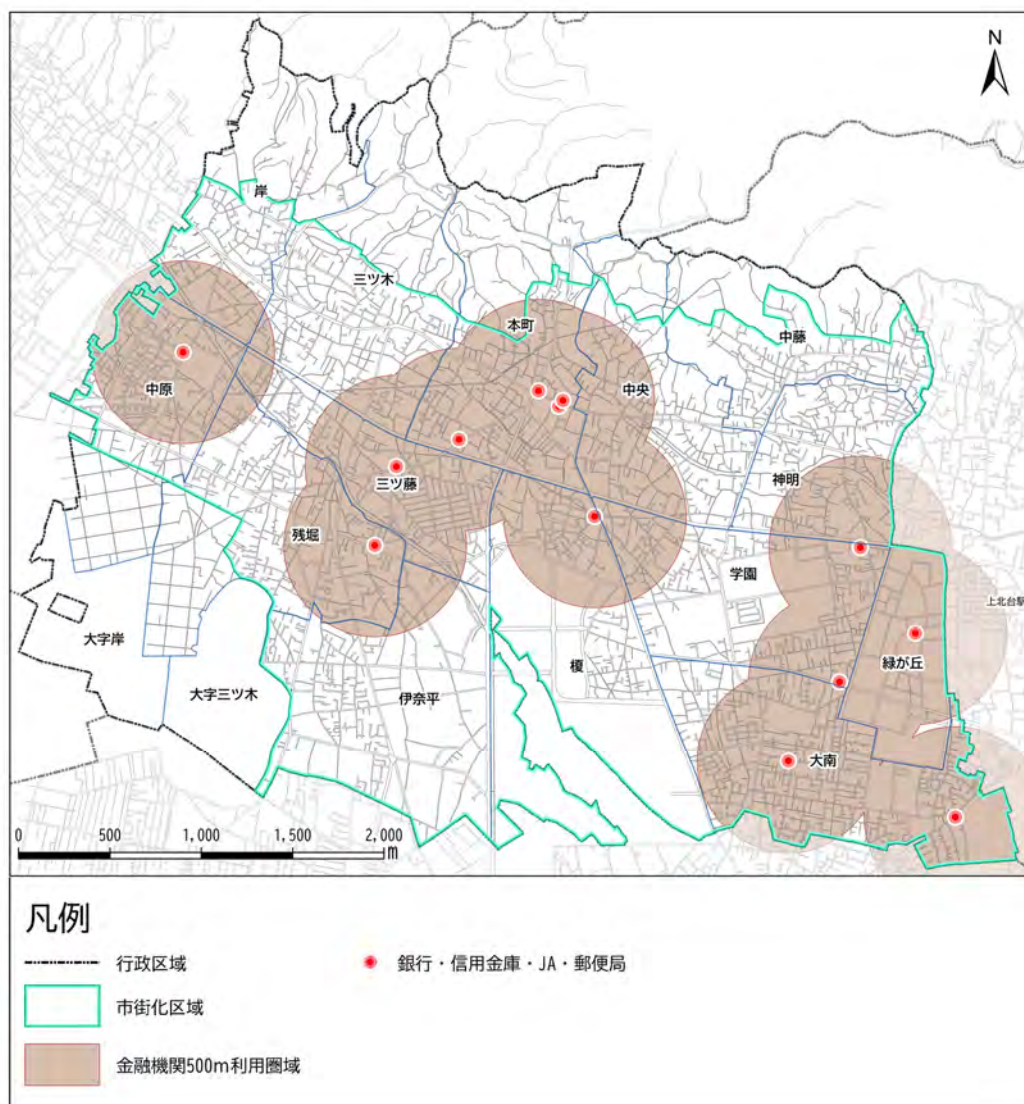


商業施設及び利用圏域の分布

出典：全国大型小売店総覧 2023年版、iタウンページ（令和6年10月時点）

オ 金融機関

本市には有人窓口を有する金融機関が13か所立地しています。



金融機関及び利用圏域の分布

出典：各機関ホームページ（令和6年10月時点）

カ 公共施設

行政サービスを提供する市役所・出張所、市民が集まる場となる市民会館・公民館等の公共施設は24か所あり、日常生活における余暇活動の需要を満たす図書館・資料館、スポーツ施設等の公共施設は38か所あります。カバー率は、91.0%となっていますが、三ツ藤、残堀、伊奈平などの一部では、利用圏域から外れるエリアがみられます。



公共施設及び利用圏域の分布

出典：企画政策課資料

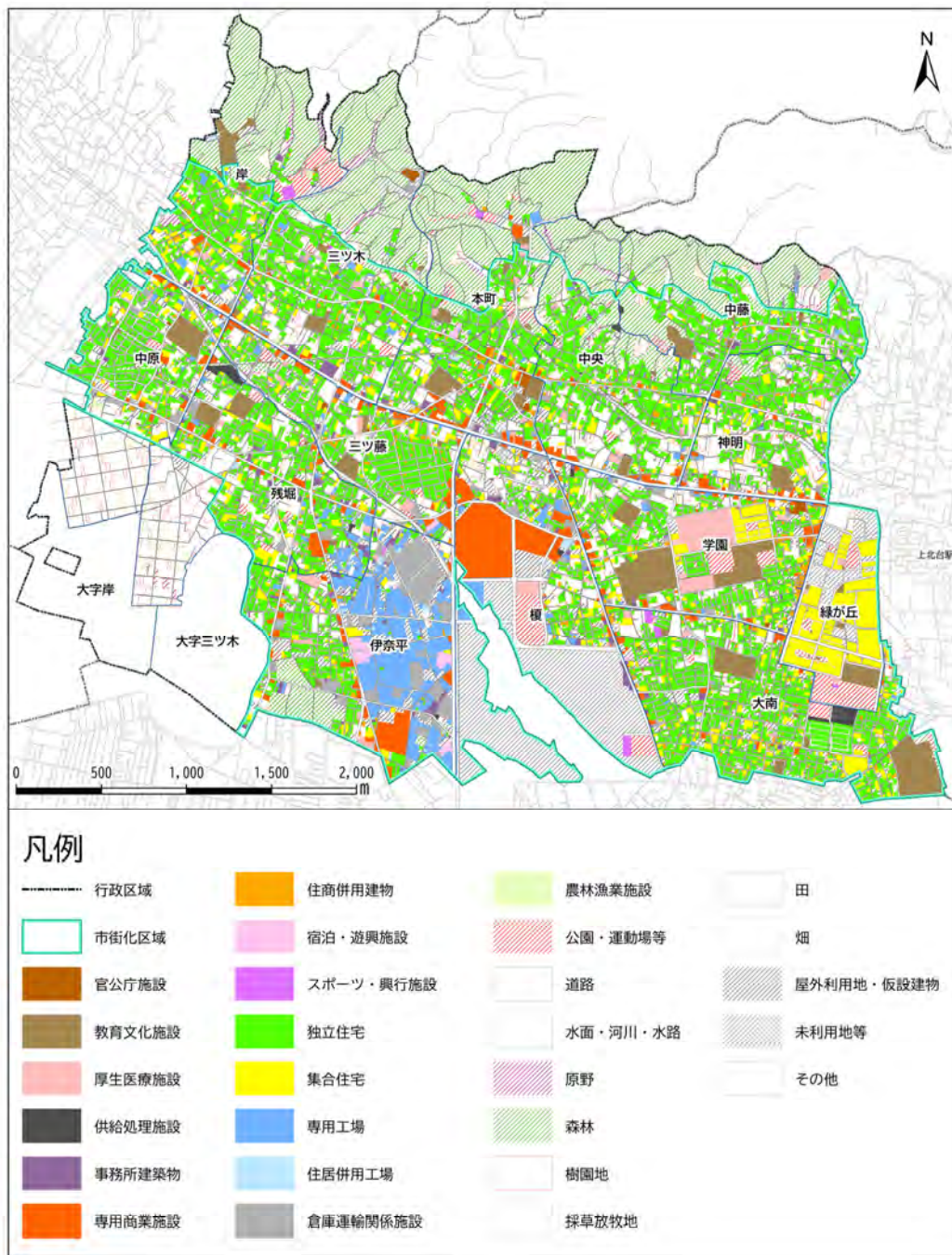
【都市機能】に関する現況のまとめ

- ・医療施設の立地はばらつきがあり、利用圏域外となるエリアもある
- ・高齢者福祉施設の利用圏域はおおむね市街化区域をカバーしている
- ・人口が集積しているものの子育て施設の利用圏域外となるエリアが存在する
- ・人口が集積しているものの日常生活の需要を満たす商業施設の立地が不足しているエリアが存在する
- ・金融機関は市内に分散して立地している

(3) 土地利用

土地利用現況によると、本市では独立住宅による土地利用が最も多くを占めており、集合住宅も含めた住宅用地の割合は27.5%となっています。

商業用地については、榎と伊奈平に大規模な商業用地がみられるほか、新青梅街道をはじめとした沿道に広く分布しています。



土地利用現況

出典：令和4年都市計画基礎調査

【土地利用】に関する現況のまとめ

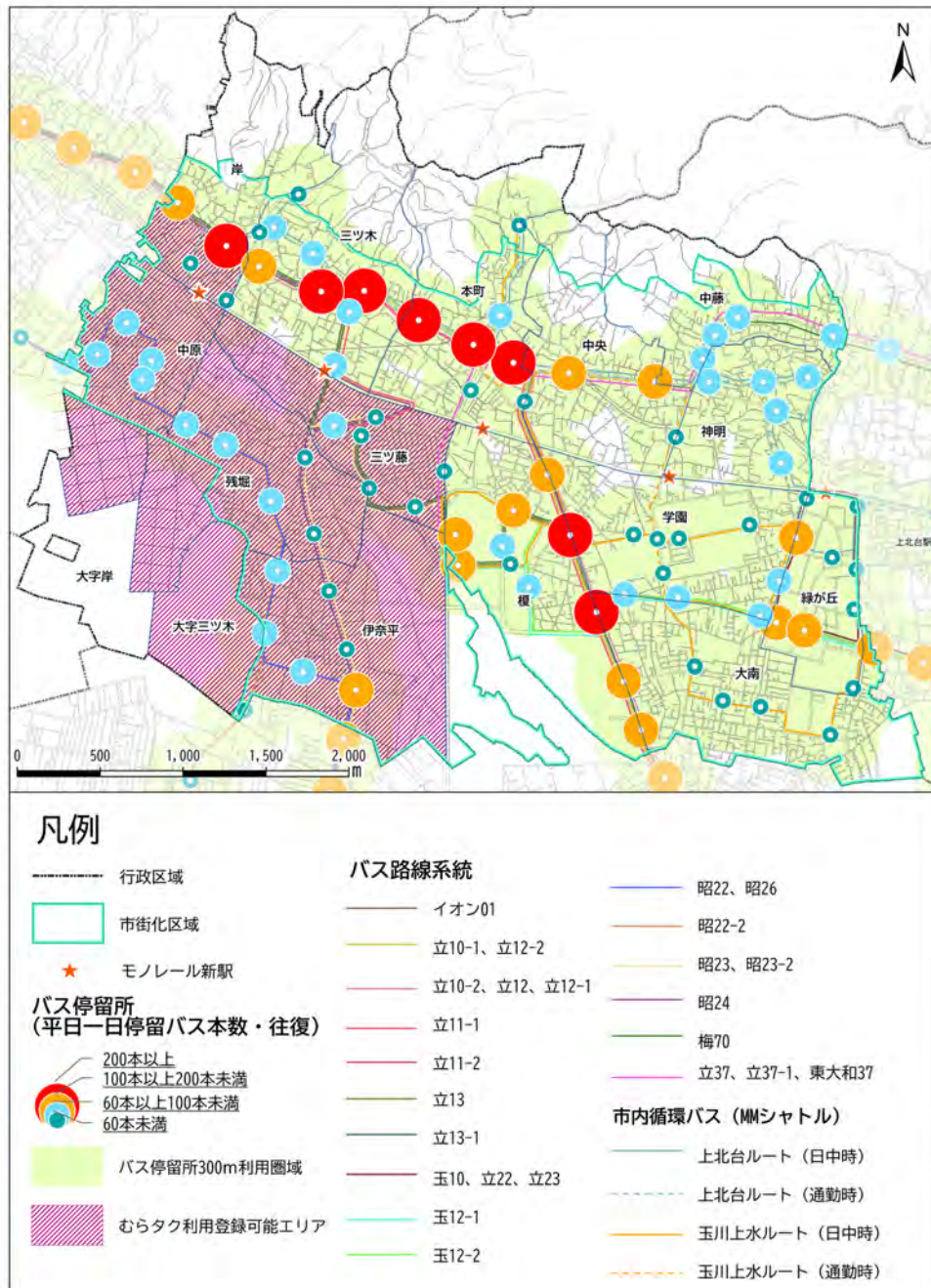
- ・住宅用地が市内で最も多い土地利用となっている

(4) 交通

ア 公共交通

市内の主な公共交通は路線バス（立川バス、西武バス、都営バス）と市内循環バス（MMシャトル）、乗合タクシー（むらタク）が運行しています。

国土交通省の「都市構造の評価に関するハンドブック」を参照し、バス停留所徒歩圏 300 mを利用圏域とすると、おおむね市全域をカバーしますが、運行本数が少なく、利便性が低いエリアもみられます。また、多摩都市モノレールの延伸に伴い設置される駅の予定地周辺では、現状バス停留所が立地していないか、立地していても運行本数が少ない状況にあります。



公共交通網

出典：各種路線バスの路線図より作成（令和6年10月時点）

市内循環バス（MM シャトル）の年間輸送人員は、おおむね 27 万人前後で横ばいの状態が続いていましたが、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響で減少してからは、20 万人未満の状態が続いています。

市内でバスの運行本数が比較的少ない伊奈平、三ツ藤、残堀、中原、岸の一部は、乗合タクシー（むらタク）の利用者登録が可能なエリアとなっており、自宅と市内の主要施設等を結ぶ交通手段を担っています。年間利用者数及び年度末登録者数は、令和 4 年度に利用登録可能エリアが拡大されたことに伴い、増加傾向となっています。



市内循環バス（MM シャトル）利用実績の推移

出典：交通企画・モノレール推進課資料

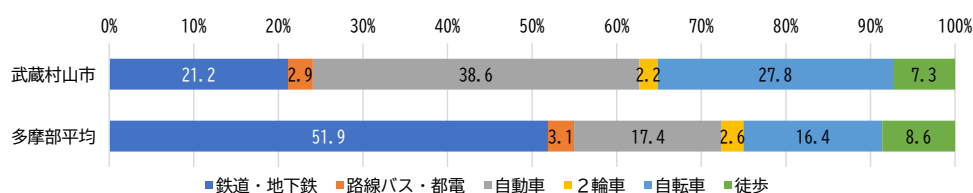


乗合タクシー（むらタク）利用者数と登録者数の推移

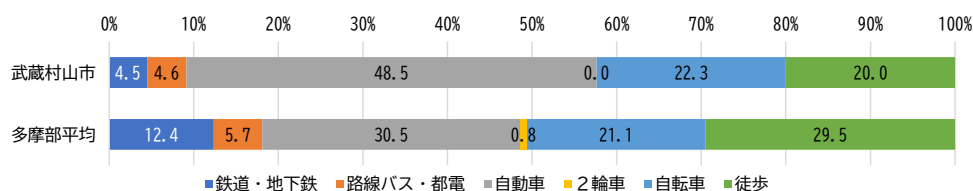
出典：交通企画・モノレール推進課資料

イ 交通手段の利用現況

本市では、通勤と私事目的の外出いずれにおいても、自動車が主な交通手段となっています。鉄道・地下鉄の分担率は多摩地域平均と比べ、大幅に低くなっており、市内に鉄道駅がない影響が考えられます。



交通手段分担率【自宅-勤務】



交通手段分担率【自宅-私事】

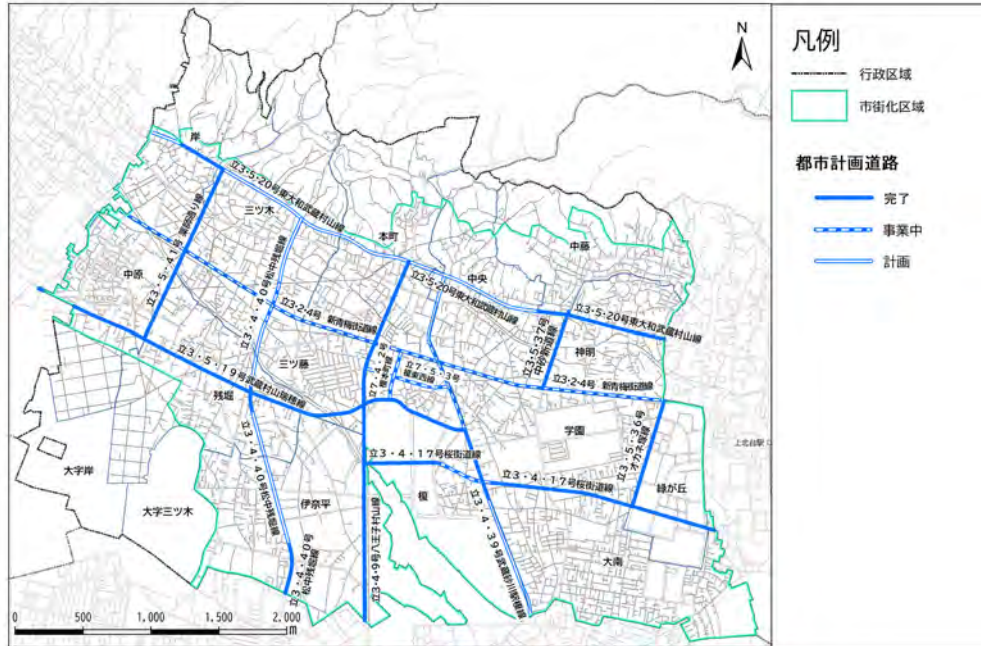
出典：第 6 回東京都市圏パーソントリップ調査（平成 30 年）

ウ 道路

本市の都市計画道路は、令和5年3月現在、全12路線、市内延長26,718m、うち完成延長は13,819m、完成率51.7%となっています。

立3・2・4号新青梅街道線は、幅員18mの部分は整備済みであり、現在、幅員30mとして拡幅整備事業を行っています。

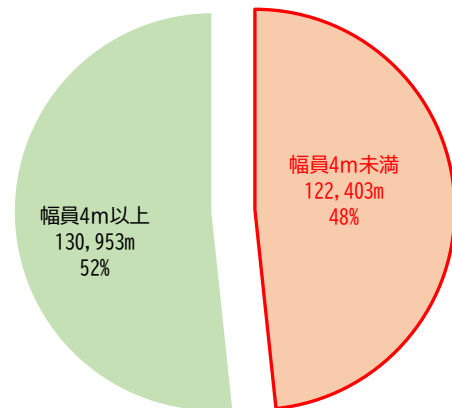
幅員が4m未満の狭い道路の延長は約122,403mで、市内道路の半分弱を占めています。



路線名	幅員	市内延長	完成延長 ^{※2}	完成率
立 ^{※1} 3・2・4号 新青梅街道線	30m	4,619m	0m	0.0%
立3・4・9号 八王子村山線	16~18m	2,630m	2,630m	100.0%
立3・4・17号 桜街道線	12~20m	2,680m	2,238m	83.5%
立3・4・39号 武蔵砂川駅複線	12~16m	2,772m	658m	23.7%
立3・4・40号 松中残堀線	16m	2,860m	676m	23.6%
立3・5・19号 武蔵村山瑞穂線	12m	3,390m	3,390m	100.0%
立3・5・20号 東大和武蔵村山線	12m	4,077m	1,497m	36.7%
立3・5・36号 オカネ塚線	16m	820m	820m	100.0%
立3・5・37号 中砂新道線	12m	530m	530m	100.0%
立3・5・41号 薬師通り線	12m	1,380m	1,380m	100.0%
立7・4・2号 榎本町線	16~18m	340m	0m	0.0%
立7・5・3号 榎東西線	14m	620m	0m	0.0%
全12路線 合計		26,718m	13,819m	51.7%

※1 立：立川都市計画道路の略。

※2 完成延長：供用開始済みの延長を指す。



都市計画道路の整備状況

出典：第二次まちづくり基本方針

令和5年度狭い道路の割合

出典：統計書（令和5年度版）

【交通】に関する現況のまとめ

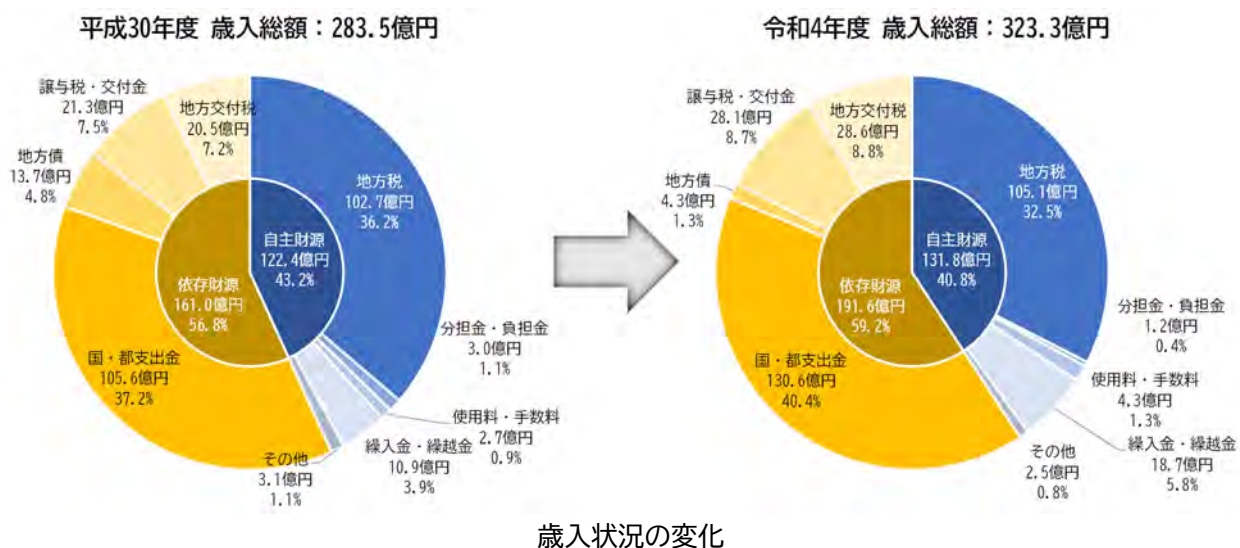
- ・バスの運行本数が少なく、公共交通利便性が低いエリアも存在する
- ・モノレール駅予定地周辺にバス停留所が少ない又はバスの運行本数が少ない
- ・市民の主要交通手段は自動車である一方、市内道路総延長の約5割は狭い道路となっている

(5) 都市経営

ア 歳入・歳出状況の推移

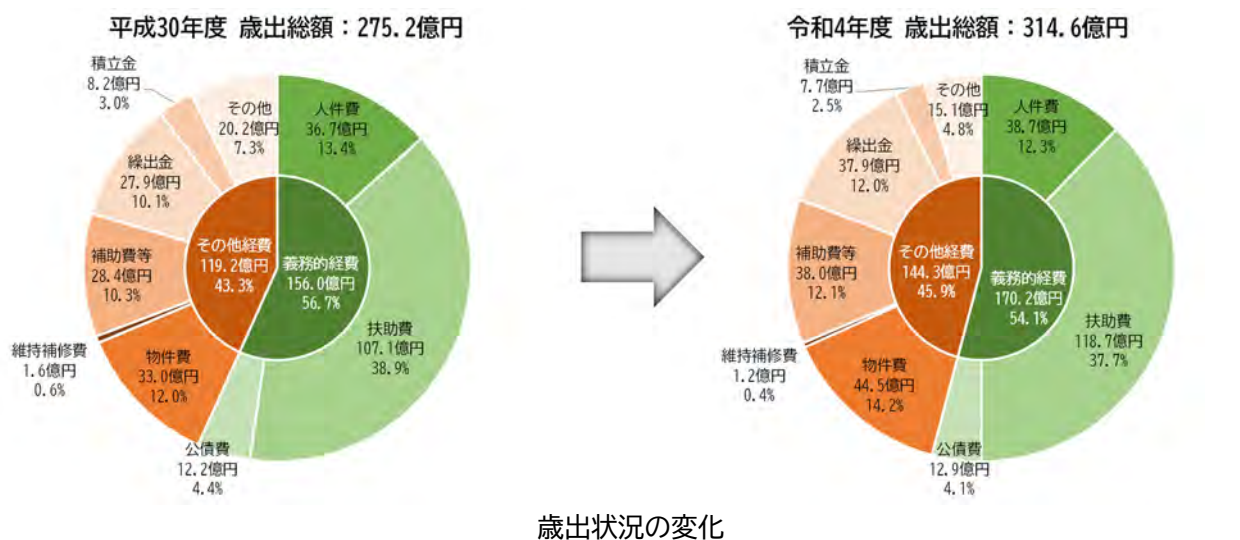
本市の歳入状況をみると、依存財源が5割以上を占めており、そのうち国・都支出金が増加傾向にあります。

また、本市の歳出状況は義務的経費が5割以上で、インフラなどの整備や維持管理にかける経費は限られています。



歳入状況の変化

出典：財政状況資料集

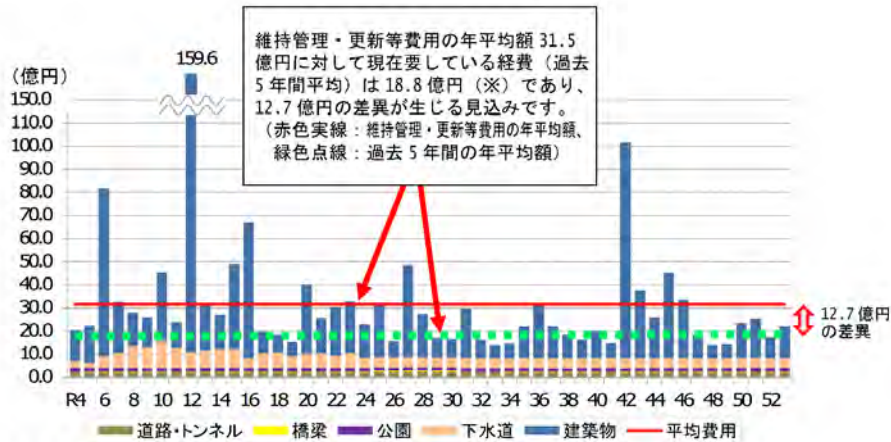


歳出状況の変化

出典：財政状況資料集

イ 公共施設の維持管理・更新等費用

本市の公共施設（建築系・土木系）等について、長寿命化等の対策を実施した場合の維持管理・更新等費用の総額は50年間で約1,578億円と推計されており、年平均額は約31.5億円で、平成28年度から令和2年度までの5か年平均値より約12.7億円上回っています。



※現在要している経費（過去5年間平均）

…「表 3-7 建築系公共施設の維持管理・更新等経費」及び「表 3-11 土木系公共施設の維持管理・更新等経費」の過去5年間平均の費用の合計（ただし、光熱水費を除く。）。
建築系公共施設：年 12.5 億円＋土木系公共施設：年 6.3 億円（内訳は下水道以外が 5.3 億円、下水道が 1.0 億円）＝合計：年 18.8 億円

公共施設等の将来の維持管理・更新等費用（対策後）

出典：武蔵村山市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）

【都市経営】に関する現況のまとめ

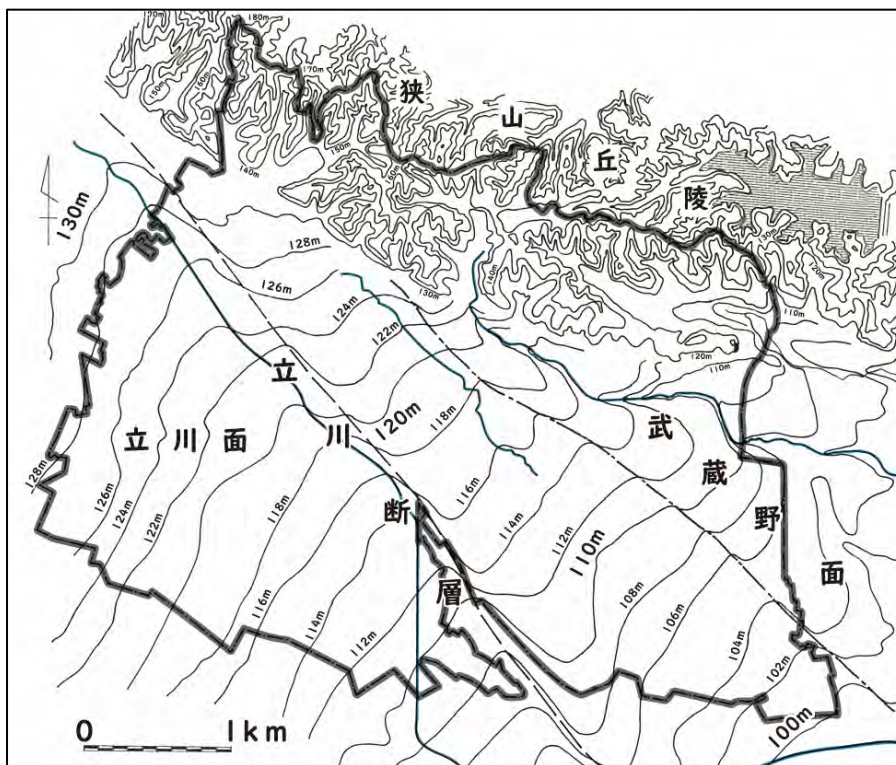
- ・歳入のうち、依存財源の割合が5割以上であり、そのうち国・都支出金が増加傾向にある
- ・歳出のうち、義務的経費の割合が5割以上であり、インフラなどの維持管理に充てられる経費が限られている
- ・公共施設の維持管理・更新等費用の拡大が見込まれる

(6) 安全安心

ア 地形

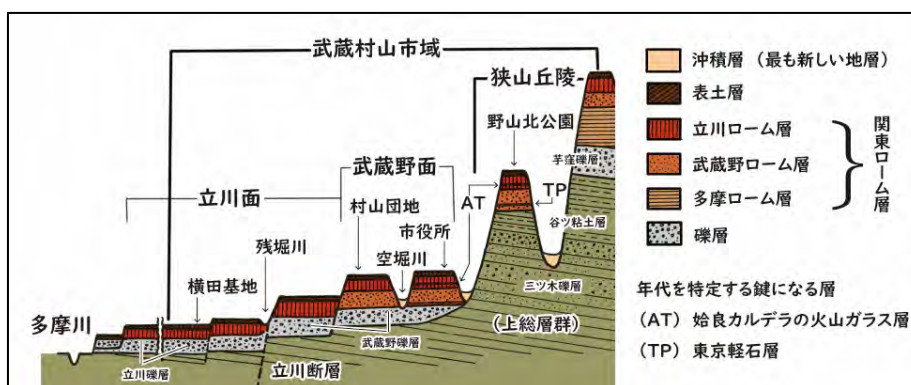
市北部には狭山丘陵が東西に連なっており、狭山丘陵のふもとから南へかけては武蔵野台地が広がっています。本市域の約4分の3は、武蔵野台地の武蔵野面と立川面と呼ばれる段丘面の上に位置しており、北西部から南東部にかけてなだらかに傾斜はしているものの、おおむね平坦な地形となっています。残堀川と空堀川の2本の一級河川もこの地形に沿って流れていますが、南東部には大きな河川がありません。

地質は表土層の下層に関東ローム層が堆積しており、更に下層には礫層が厚く分布しています。



市域の地形図

出典：武蔵村山市立歴史民俗資料館「武蔵村山を知る～市制施行50周年～」



市域の地形断面模式図

出典：武蔵村山市立歴史民俗資料館「武蔵村山を知る～市制施行50周年～」

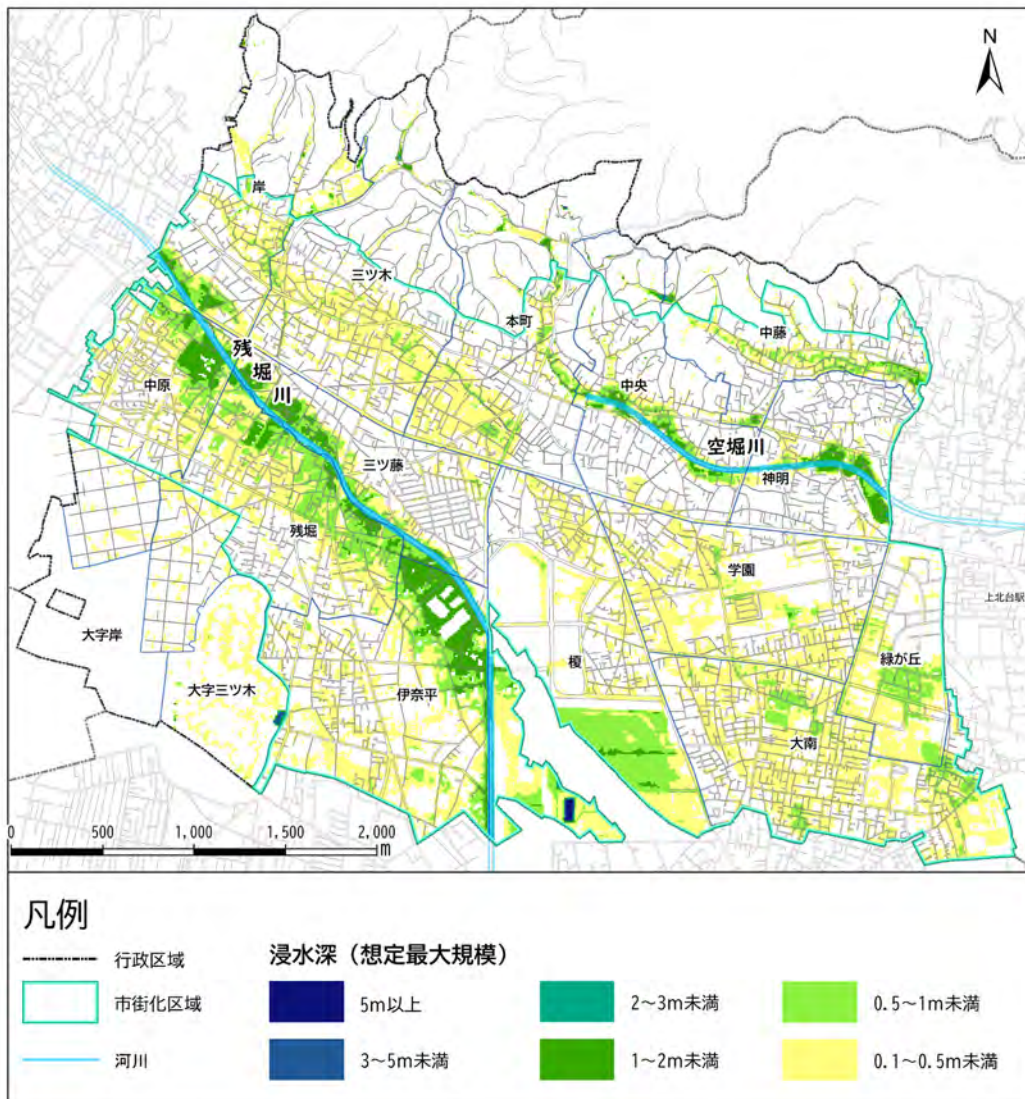
イ 災害リスク

■水害

本市には空堀川と残堀川の2本の一級河川が流れています。想定最大規模降雨※が発生した際の浸水想定区域は、市域の大半が浸水深1m未満となっていますが、河川沿いには浸水深が1m以上となるエリアもみられます。

※想定最大規模降雨：想定し得る最大規模の降雨で1000年に1回程度の割合で発生する降雨量である。本市を流れる河川は下表のとおり設定されている。

残堀川流域（残堀川）	時間最大雨量 153mm、総雨量（24時間）690mm
黒目川流域（黒目川、落合川）	時間最大雨量 156mm、総雨量（24時間）657mm
柳瀬川流域（柳瀬川、空堀川、奈良橋川）	

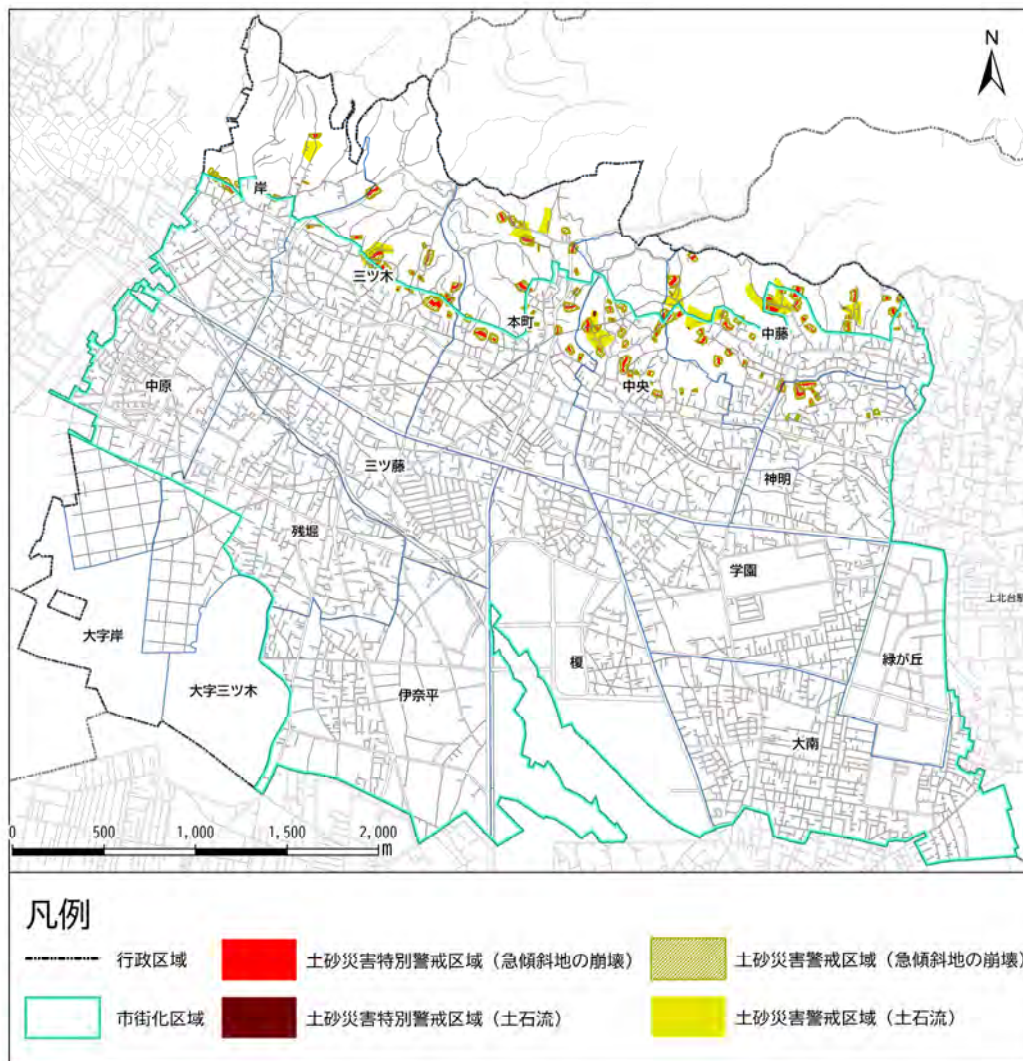


洪水浸水想定区域・内水浸水予想区域（想定最大規模）

出典：洪水浸水想定区域図（令和6年2月）、武蔵村山市浸水ハザードマップ

■土砂災害

本市では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が125か所、そのうち土砂災害特別警戒区域が113か所指定されています。これらの土砂災害のリスクがある区域は本市の北部、狭山丘陵一帯にのみ分布していますが、中藤をはじめ、一部に住宅の立地もみられるエリアがあります。

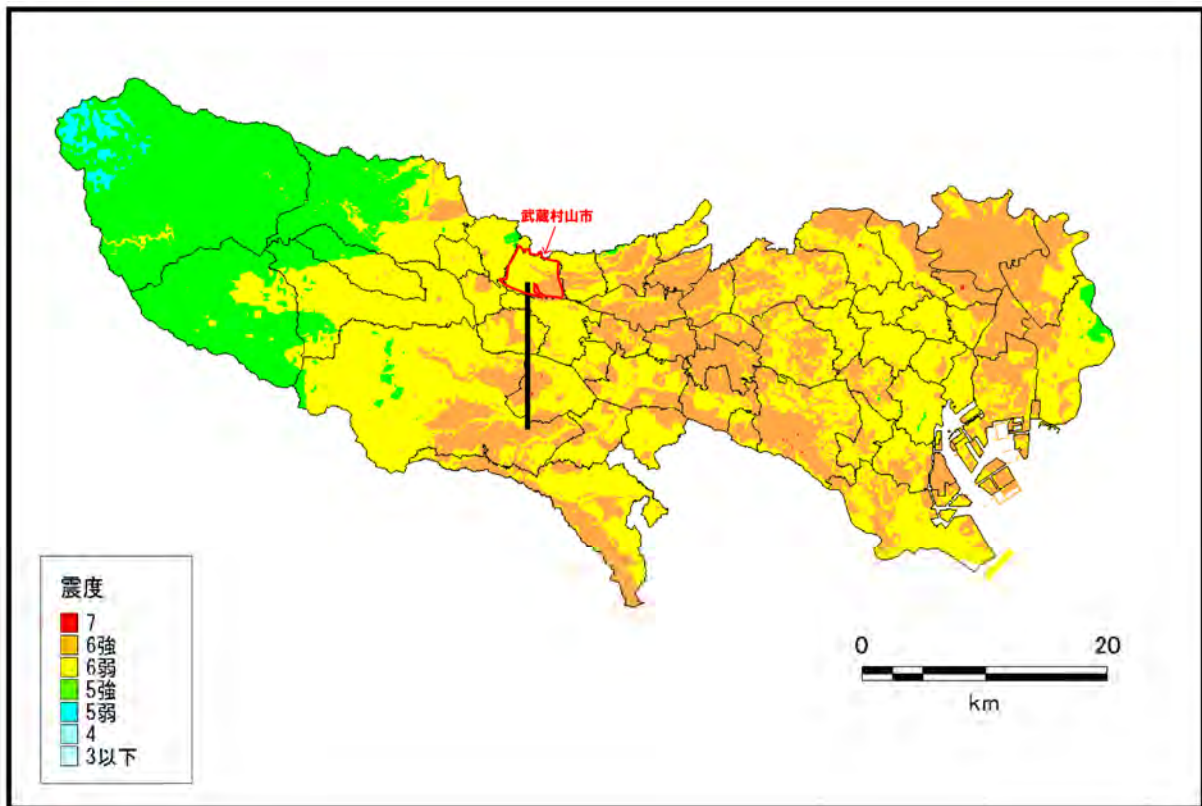


土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の分布

出典：東京都土砂災害警戒区域等マップ（令和6年10月時点）

■地震

多摩東部直下地震 [M7.3] が発生した場合、大南をはじめとした市の南東部のエリアは震度6強の揺れ、それ以外のエリアは震度6弱の揺れが想定されています。

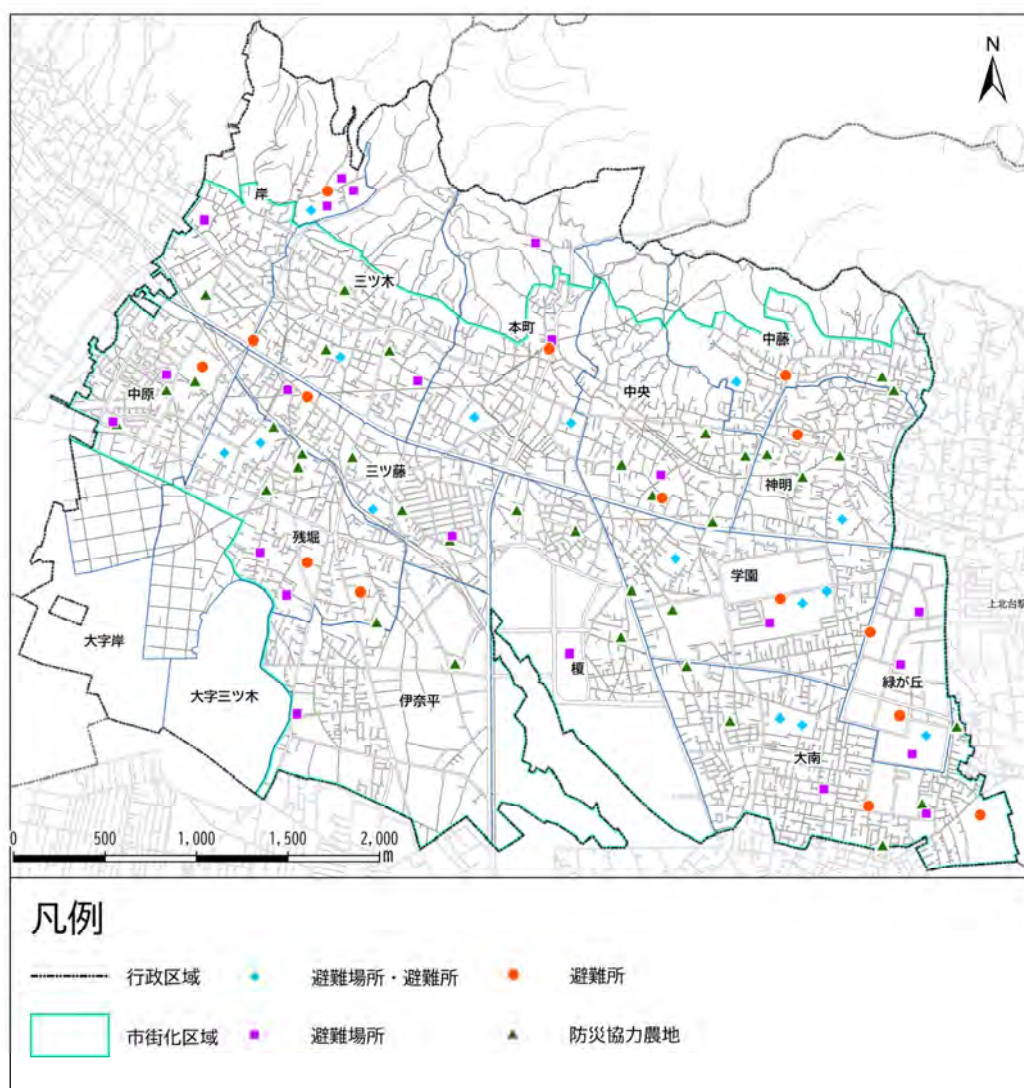


多摩東部直下地震想定震度

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月）

■避難施設の分布

本市では、避難場所が37か所、避難所が28か所、防災協力農地が33か所指定されています。

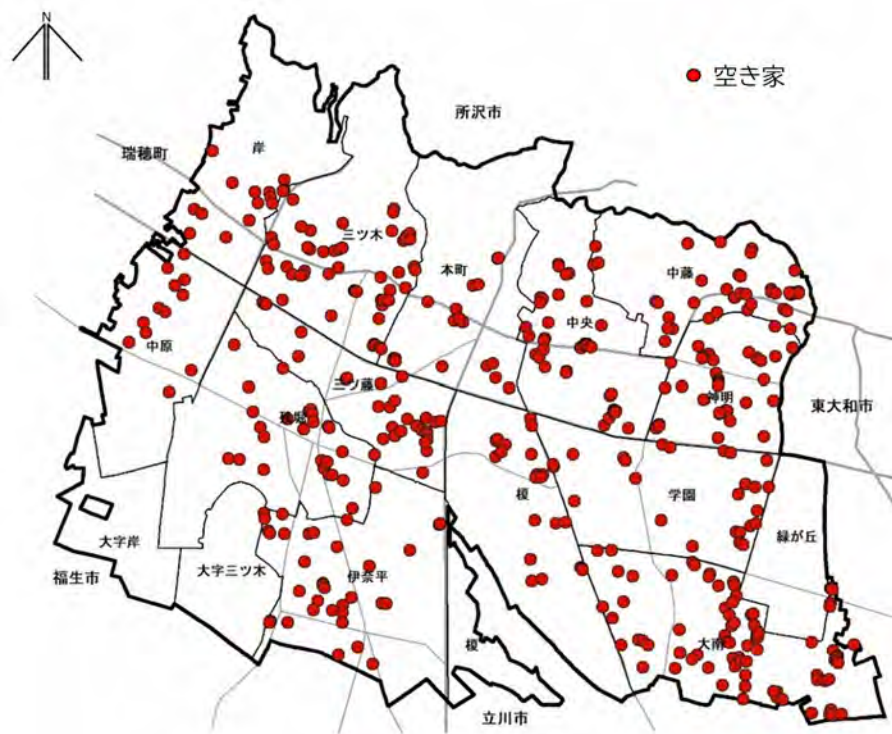


避難施設の分布

出典：市ホームページ（令和6年10月時点）

ウ 空き家

本市では、空き家と判定された件数は 360 件となっており、市全域に分散して立地しています。



空き家の分布

出典：武蔵村山市空家等対策計画（令和 6 年 3 月）

【安全安心】に関する現況のまとめ

- ・洪水浸水、土砂災害等の災害リスクが想定される
- ・大規模地震が発生した際に市全域にわたり震度 6 弱以上の揺れが想定される
- ・市全域に空き家が多く分布している

2 課題の整理

人口、都市機能、土地利用、交通、都市経営、安全安心の分野において、本市の現況の分析を行った結果を踏まえ、「都市機能」、「居住環境」、「交通」、「防災」という4つの視点から、本市の課題を以下に挙げます。

■都市機能

- 高齢化の進行、若年世代の市内定住を図るといった背景から、市民の生活利便性を確保できるよう、各種都市機能の適正な立地誘導を図ることが求められます。
- 多摩都市モノレールの延伸を契機に、モノレール駅周辺において、にぎわいの創出や医療、福祉、商業など、多くのサービスを受けられる拠点の形成が求められます。

■居住環境

- 長期的な人口減少や少子高齢化の進行が懸念されるため、若年世代の市内定住や市外からの転入を促し、人口減少の抑制を図ることが求められます。
- 多摩都市モノレールの延伸を見据え、都市環境に配慮しながら人口の適切な分布を図ることが求められます。
- 既存の居住環境や自然環境に配慮しながら、居住者の生活利便性を確保できるよう、計画的な住宅市街地の形成が求められます。
- 良好な住環境を形成するため、狭あいな道路の解消など、道路環境の改善が求められます。

■交通

- 医療、福祉、商業などの各種都市機能まで徒歩や公共交通によるアクセスの確保が求められます。
- 市内各地における公共交通アクセスの実情を踏まえ、バス利用の利便性向上を図るような公共交通対策が求められます。
- 多摩都市モノレールの延伸を見据え、モノレールとの乗り継ぎが図られるよう、バス停留所の見直し等により公共交通の利便性向上が求められます。
- 自動車・自転車・歩行者が安全かつ円滑に通行できるよう、道路環境の改善や幹線道路の整備が求められます。

■防災

- 残堀川・空堀川をはじめとした浸水被害を抑制するための河川整備が求められます。
- 市内居住における安全性を確保するための対策を図り、より多くの人に住んでもらえるような安全・安心のまちづくりが求められます。
- 災害の発生に備え、ライフラインに係る施設の耐震化などの対策が求められます。
- 土地・建物の非効率的な利用は防災・防犯上の潜在的なリスクとなり得ることから、空き家の適切な管理や活用などの対策が求められます。

第 3 章

立地の適正化に関する基本的な方針



第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

1 まちづくりの方針（ターゲット）

第二次まちづくり基本方針の将来像や3つの重点テーマを踏まえ、第2章で整理した課題の解消を図ることを視野に入れ、次のようにまちづくりの方針（ターゲット）を定めます。

第二次まちづくり基本方針

<将来像>

人と人、まちとまちをつなぐ
みどり豊かな活力あるまち

重点テーマ1 多摩都市モノレール新駅を中心としたまちづくり

重点テーマ2 市の財産であるみどりを保全するまちづくり

重点テーマ3 災害に強い、活力あるまちづくり

課題のポイント

- ・ 駅周辺のにぎわい創出による拠点の形成
- ・ 若年世代の転入促進と、既存住宅地の生活利便性の維持・向上
- ・ 公共交通の利便性向上と道路の整備
- ・ 多くの人に住んでもらえる安全・安心まちづくり

立地適正化計画

まちづくりの方針（ターゲット）

駅を中心とした拠点と充実した交通環境を形成することにより
歩いて暮らせるまちを実現し
多様なライフスタイルに対応した 選ばれる都市をつくる

2 目指すべき都市の骨格構造

(1) これまでの都市の成り立ち

本市ではかつて、狭山丘陵のふもとから青梅街道沿いにかけて集落が形成されてきました。昭和 37 年にプリンス自動車工業（現日産自動車）村山工場が開設されると、三ツ藤住宅や都営村山団地の建設による大規模な住宅供給があり、その後は市内全域で宅地開発が進んでいきました。平成 13 年に日産自動車村山工場が閉鎖されると、平成 18 年には工場跡地に大規模商業施設が開業しました。

日産自動車村山工場の開設と閉鎖が、本市の都市構造に大きな変化をもたらすきっかけとなってきましたが、鉄道駅がないため、明確な「拠点」もないまま都市が形成されてきました。多摩都市モノレールの延伸は、これまでの都市構造に新たな変化をもたらす契機となります。市内で初めて設置される駅を中心に、にぎわいを創出する「拠点」の形成を図っていく必要があります。



昭和 20 年代発行の地形図



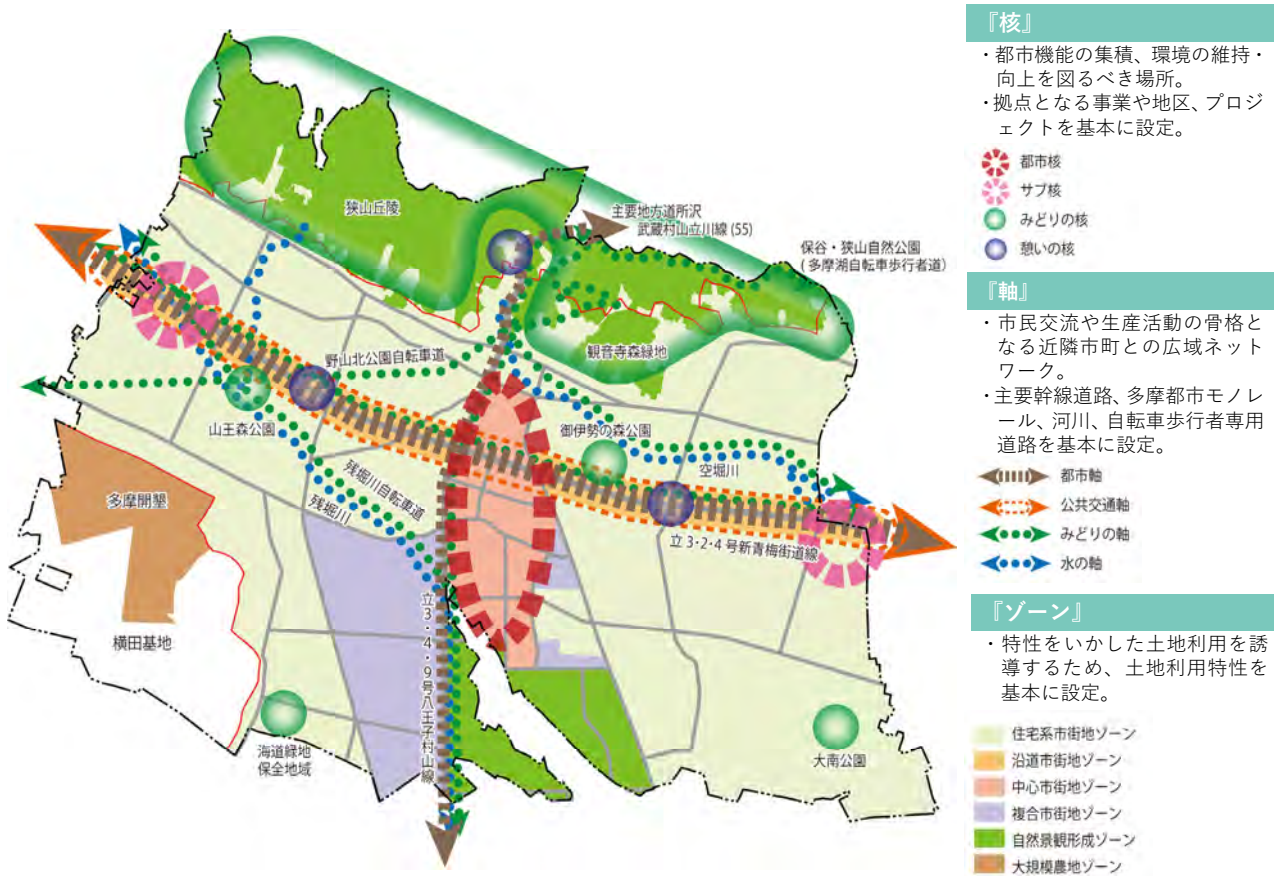
昭和 52 年発行の地形図

出典：今昔マップ on the web より（国土地理院 2万5千分の1地形図）

(2) 拠点の設定

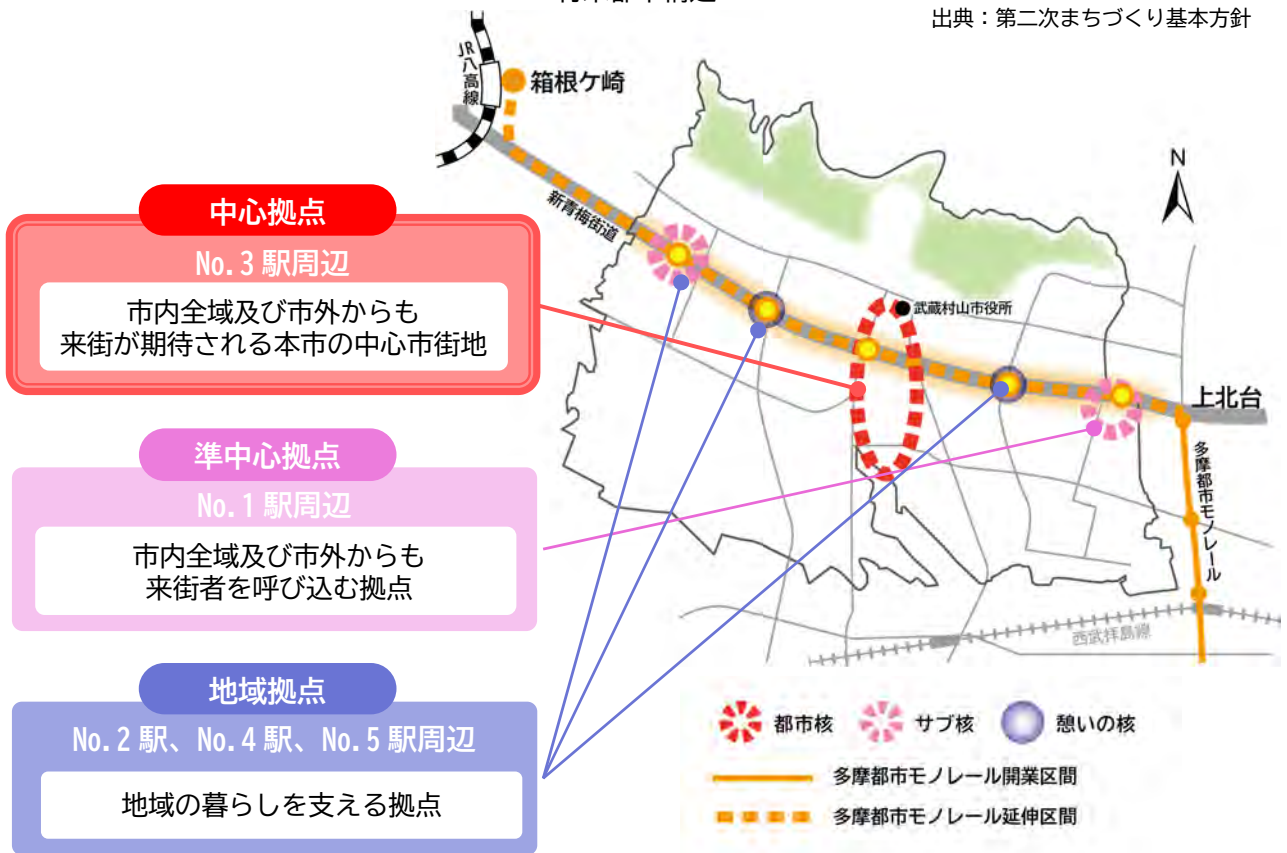
第二次まちづくり基本方針においては、都市の構造を明確にし、効率的・効果的なまちづくりを進めるため、都市機能の集積、環境の維持・向上を図るべき「核」、市民交流や生産活動の骨格となる「軸」、それぞれの特性を生かした土地利用を誘導するための「ゾーン」を設定した将来都市構造を示しています。本計画においても、この将来都市構造を基本としながら、更に駅周辺の「核」を 3 種類の「拠点」に分類して位置付け、メリハリを付けた拠点の形成を目指します。

本市の中心に位置し、第二次まちづくり基本方針において都市核と位置付けているエリアの No.3 駅周辺を「中心拠点」、サブ核と位置付けているエリアのうち、No.1 駅周辺を「準中心拠点」、No.2 駅、No.4 駅及び No.5 駅周辺を「地域拠点」として設定します。



将来都市構造

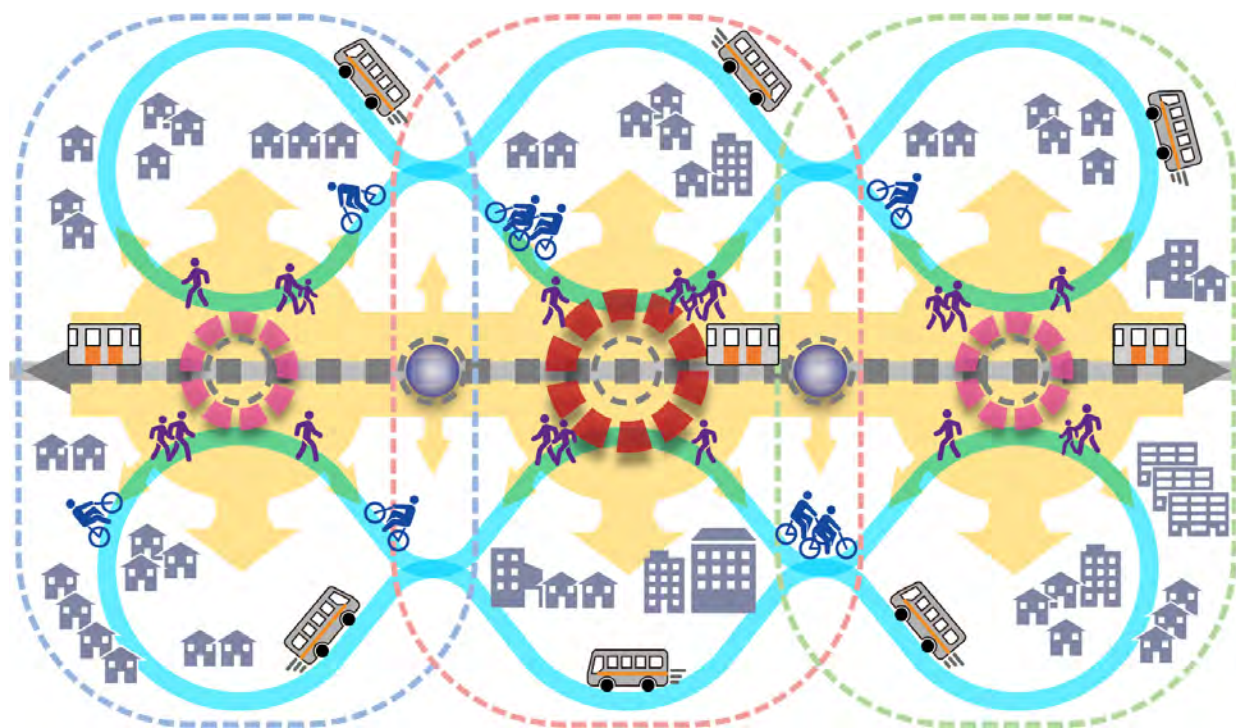
出典：第二次まちづくり基本方針



拠点の設定

(3) 基幹的な公共交通軸の設定

第二次まちづくり基本方針の将来都市構造において、多摩都市モノレールの延伸区間を「公共交通軸」として位置付けています。各拠点を結ぶ路線となることから、本計画においても、基幹的な公共交通軸として設定します。今後策定予定の地域公共交通計画との連携を図り、各拠点やゾーンをつなぐ公共交通ネットワークの形成を目指します。



核やゾーンをつなぐまちづくり

出典：第二次まちづくり基本方針

3 誘導方針（ストーリー）

まちづくりの方針（ターゲット）や目指すべき都市の骨格構造などを踏まえ、都市機能・居住環境・交通の各分野について、次のとおり方針を定めます。なお、防災については、第7章の防災指針において示します。

誘導方針1 駅を中心とした5つの拠点の形成【都市機能】

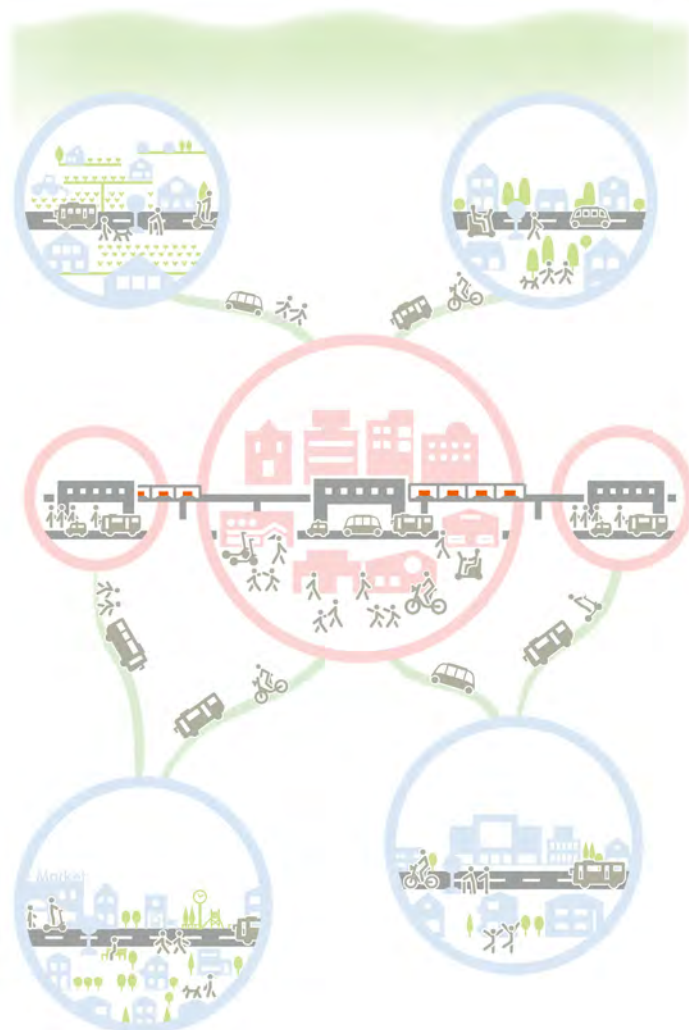
駅周辺は、それぞれの拠点の位置付けや立地特性を踏まえた商業、業務、公共サービス等の都市機能を誘導することで拠点の形成を図ります。

誘導方針2 暮らしやすい良好な住宅市街地の形成【居住環境】

市内各地の特性を生かし、既存の住宅市街地の課題解消にも取り組みながら、人口密度を維持することで、商業等の生活サービスの立地を維持・誘導し、良好な住宅市街地の形成を図ります。

誘導方針3 便利で快適な交通環境の形成【交通】

駅の交通結節機能を充実させるとともに、モノレール駅を中心として多様な交通手段を組み合わせることにより、誰もが移動しやすい交通環境の形成を図ります。また、歩行者や自転車利用者が安全で快適にアクセスできる道路環境の形成も図ります。



第 4 章

都市機能誘導区域・誘導施設



第4章 都市機能誘導区域・誘導施設

1 都市機能誘導区域設定の考え方

都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域です。

国土交通省の「立地適正化計画の手引き」や「都市計画運用指針」では、都市機能誘導区域の望ましい区域像や、設定が考えられる区域として、以下の内容が示されています。

■都市機能誘導区域の望ましい区域像

- ・ 各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- ・ 主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

「立地適正化計画の手引き」令和6年4月改訂より

■都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。

また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

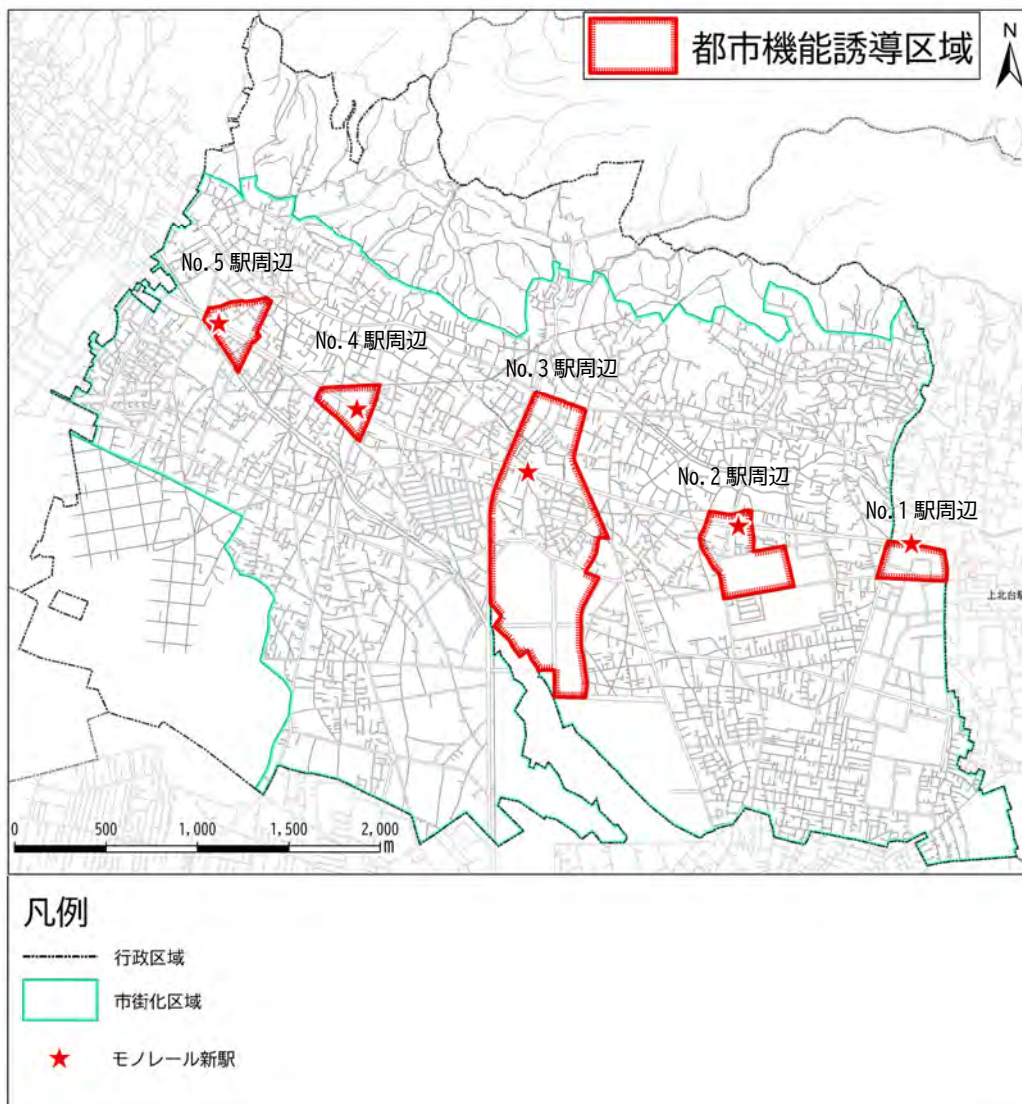
「第12版 都市計画運用指針」令和6年3月より

本市においては、多摩都市モノレールの延伸により設置される5つの駅周辺に「拠点」を形成するという方針から、この5つの拠点に都市機能誘導区域を設定します。なお、区域の設定に当たっては、現況の立地状況や今後のまちづくりの方向性を踏まえて、以下の考え方で設定します。

拠点	駅	都市機能誘導区域設定の考え方	
中心拠点	No.3 駅周辺	方向性	● 市内全域及び市外からも来街が期待される本市の中心市街地として拠点の形成を図るエリアです。
		現況	● 市域の中心部であり、市役所や市民会館、大規模商業施設、病院などが立地しており、一定の都市機能が集積しているエリアです。 ● 都市核土地地区画整理事業による都市基盤整備を行っています。
		<u>第二次まちづくり基本方針の将来都市構造において、「中心市街地ゾーン」として設定しているエリア全域を都市機能誘導区域に設定します。</u>	
準中心拠点	No.1 駅周辺	方向性	● 市内全域及び市外からも来街者を呼び込む拠点の形成を図るエリアです。
		現況	● No.1 駅に隣接した場所には、都営村山団地の建替えに伴い創出された用地（約5.0ha）があります。 ● No.1 駅の北側及び東側は東大和市に隣接しています。
		<u>今後、都市機能の誘導を図る創出用地及び沿道（団地西通り）の用途地域界までを都市機能誘導区域に設定します。</u>	
地域拠点	No.2 駅周辺	方向性	● 地域の暮らしを支える拠点の形成を図るエリアです。
		現況	● 駅周辺及び駅から北方面にかけて農業用地が多いエリアです。 ● 駅の南側に村山医療センターが立地しています。
		<u>駅から半径300mを基本としますが、上記により、村山医療センターを含むエリアと、それ以外は道路で区切ることができる最小限のエリアを都市機能誘導区域に設定します。</u>	
	No.4 駅周辺	方向性	● 地域の暮らしを支える拠点の形成を図るエリアです。
		現況	● 駅周辺は戸建住宅用地や農業用地が多いエリアです。 ● 沿道以外は用途地域が第一種低層住居専用地域となっています。
No.5 駅周辺	<u>駅から半径300mを基本としますが、上記により、道路、河川などの地形地物や用途地域界で区切ることができる最小限のエリアを都市機能誘導区域に設定します。</u>		

2 都市機能誘導区域

前述の考え方を踏まえ、都市機能誘導区域は以下のとおりとします。
 なお、各区域の拡大図は P. 51～P. 53 に掲載します。



都市機能誘導区域（全体図）

箇所		面積
中心拠点	No. 3 駅周辺	約 70.8ha
準中心拠点	No. 1 駅周辺	約 6.6ha
地域拠点	No. 2 駅周辺	約 15.3ha
	No. 4 駅周辺	約 6.0ha
	No. 5 駅周辺	約 7.7ha

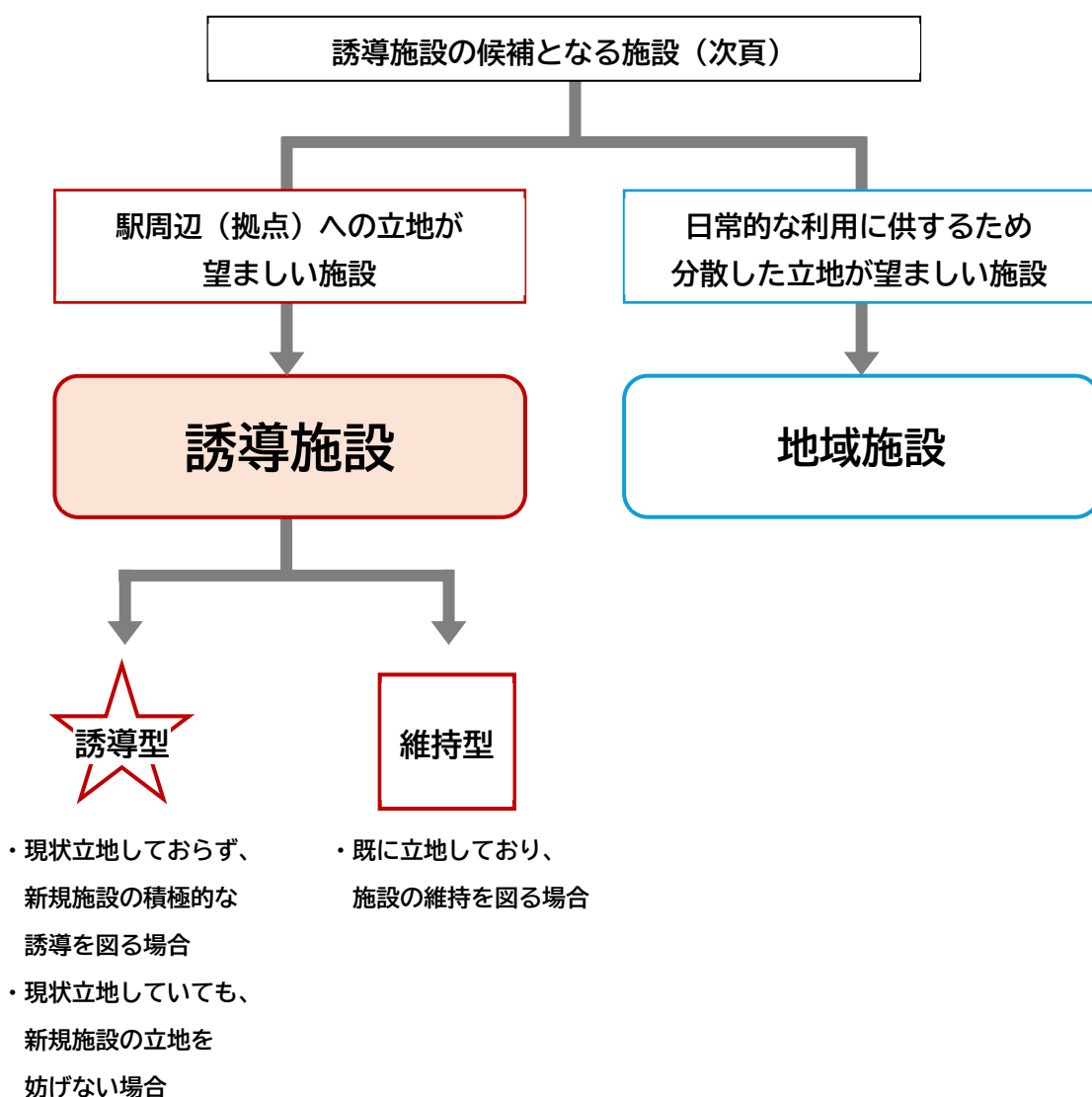
3 誘導施設設定の考え方

(1) 誘導施設の候補となる施設の抽出

国土交通省の「立地適正化計画の手引き」を参照し、行政、福祉、子育て、商業、医療、金融、教育・文化の機能別に、誘導施設の候補となる施設の抽出を行います。

さらに、拠点の形成やにぎわいの創出、駅周辺の利便性向上等の観点から、駅周辺（拠点）への立地が望ましい施設を「誘導施設」、より身近な場所でサービスが受けられるよう市内に分散して立地していることが望ましい施設を「地域施設」として分類します。

誘導施設については、現状都市機能誘導区域内に立地しておらず、新規施設の積極的な誘導を図る場合又は現状立地していても、新規施設の立地を妨げない場合は「誘導型」と位置付けます。一方、当該都市機能誘導区域内に既に立地しており、施設の維持を図る場合は、「維持型」と位置付けます。



誘導施設の選定のフロー

機能	施設	設定に関する考え方	誘導施設	地域施設
行政	市役所（本庁舎）	中枢の行政機能として、中心拠点へ誘導すべき誘導施設とします。	○	
	出張所	市役所（本庁舎）を補完する施設として、地域施設とします。		○
福祉	通所系施設	高齢者が日常的に利用する施設であるため、地域施設とします。		○
	訪問系施設			
	入所系施設			
	地域包括支援センター	地域包括支援のエリアごとに必要な施設であるため、地域施設とします。		○
子育て	保育園	子どもの日常的な通園・通所、利用を考慮し、地域施設とします。		○
	幼稚園			
	学童クラブ			
	送迎保育ステーション	駅周辺への立地で子育て支援を図るため、誘導施設とします。	○	
商業	複合商業施設	複数の小売店や飲食店がテナントとして入居する複合商業施設は、市内全域からの利用が期待される施設であるため、中心拠点・準中心拠点への誘導施設とします。なお、現状立地する施設や都市機能誘導区域の面積を考慮し、面積要件を設定します。	○	
	スーパーマーケット・ドラッグストア等の食料品を扱う店舗	食料品を扱う店舗のうち、中規模な店舗は、駅利用者が立ち寄り、駅周辺ににぎわいをもたらす施設として、中心拠点・地域拠点への誘導施設とします。なお、規模を限定するため、面積要件を設定します。	○	
		上記以外の小規模又は大規模な店舗は、市民が日常的に利用し、暮らしを支える施設として、地域施設とします。		○
	生活用品店	市民が日常的に利用し、暮らしを支える施設として、地域施設とします。		○
	コンビニエンスストア			
	飲食店			
医療	病院	市内全域からの利用が想定されることや、現状の立地状況も踏まえて、中心拠点・地域拠点への誘導施設とします。	○	
	診療所	市民が日常的に利用する施設として、地域施設とします。		○
金融	銀行・信用金庫等	業務機能の集積を図る上では金融機関が立地していることが望ましいため、中心拠点への誘導施設とします。	○	
教育・文化	小学校・中学校	子どもの日常的な通学を考慮し、地域施設とします。		○
	公民館・地区会館・地区集会所	市民が日常的に利用する施設として、地域施設とします。		○
	市民会館	公共施設等総合管理計画の改定後、その内容と整合を図った上で検討します。	-	-
	図書館			
	その他交流施設	各駅周辺のまちづくりの方針に合わせて、駅周辺に誘導すべき誘導施設とします。	○	

(2) 「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」との整合

令和7年3月策定の「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」では、沿線の将来像とまちづくりの方針をはじめ、各駅周辺のまちづくりのテーマや方針を描いています。誘導施設の設定に当たっては、この方針との整合を図ります。

沿線の将来像

武蔵村山らしさを守り、育てるとともに 人を呼び込み、人でのぎわう楽しいまち

No.1 駅周辺 ～“あの”武蔵村山へようこそ～

- ・市の玄関口として来街者を呼び込むまちづくり
- ・魅力的な駅前空間の創出によるシンボリックなまちづくり
- ・商店街の活性化によるにぎわいのあるまちづくり
- ・多世代が住み、交流し、支えあうまちづくり



No.2 駅周辺 ～おせっかいがつなぐ灯(あか)るいまち～

- ・医療施設及び教育施設と連携した健康とスポーツのまちづくり
- ・農を通じて交流とにぎわいが生まれる農あるまちづくり
- ・人が集まる明るいまちづくり



No.3 駅周辺 ～ここから広がるクロスポイント～

- ・人や物が集まる市の中心拠点としてのまちづくり
- ・多様な都市機能が集約された利便性の高い魅力あふれるまちづくり
- ・歩いて楽しむウォーカブルなまちづくり



No.4 駅周辺 ～桜舞う憩いまち～

- ・桜並木の自転車道を生かした交流とにぎわいのまちづくり
- ・豊かな自然の中でゆったりと暮らすことのできる憩いまちづくり



No.5 駅周辺 ～帰ってきたいと思える緑のまち～


- ・子どもたちが伸び伸びと育つことのできるまちづくり
- ・ゆとりある住環境の中で安心して子育てできるまちづくり



4 誘導施設

誘導施設の候補となる施設の抽出結果及び「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」との整合を踏まえ、以下のとおり誘導施設を設定します。

★：誘導型 ■：維持型

機能	施設種別	No. 5 駅	No. 4 駅	No. 3 駅	No. 2 駅	No. 1 駅	定義
		地域拠点	地域拠点	中心拠点	地域拠点	準中心拠点	
行政	市役所			■			地方自治法第4条第1項に規定する施設
子育て	送迎保育ステーション	★	★	★	★	★	<p>保育施設の登園前又は退園後の子どもを一時的に預かり、保育施設との往來を行う保育サービスを行う施設</p> 
商業	複合商業施設 *延床面積 50,000 m ² 以上			■			複数の小売業、サービス業、飲食業、娯楽等の店舗が1か所に集まった延床面積が 50,000 m ² 以上の大型商業施設
	複合商業施設 *延床面積 5,000 m ² 以上					★	複数の小売業、サービス業、飲食業、娯楽等の店舗が1か所に集まった延床面積が 5,000 m ² 以上の大型商業施設
	食料品店 *延床面積 500 m ² 以上、1,000 m ² 未満	★	★	★	★		延床面積が 500 m ² 以上、1,000 m ² 未満の食料品を扱う小売店舗（スーパーマーケット、ドラッグストア等）
医療	病院			■	■		医療法第1条の5第1項に規定する施設
金融	銀行・信用金庫等			★			銀行法第2条に規定する施設、信用金庫法に基づく信用金庫、農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設、日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する施設

機能	施設種別	No. 5 駅	No. 4 駅	No. 3 駅	No. 2 駅	No. 1 駅	定義
		地域拠点	地域拠点	中心拠点	地域拠点	準中心拠点	
交流	運動交流施設		★	★	★		<p>運動・健康づくりを通じた交流ができる施設</p> <p><他市事例></p>  <p>今治駅前サイクリングターミナル (愛媛県今治市)</p>
	青少年交流施設	★					<p>青少年が文化活動、自習及び交流などの様々な活動を行える複合施設</p> <p><他市事例></p>  <p>武蔵野プレイス (武蔵野市)</p>
	多世代交流施設		★		★	★	<p>子どもから高齢者までの幅広い世代の方々が集い、相互に交流できる施設</p> <p><他市事例></p>  <p>おひさまテラス (千葉県旭市)</p>

その他都市機能誘導区域内に求められる機能

誘導施設のほか、都市機能誘導区域内（駅周辺）に必要な「機能」として、以下を例示します。これらの機能は、駅周辺ににぎわいや滞留・交流をもたらし、市外から訪れる方も便利に利用できる施設として、誘導施設の立地と合わせて整備されることが望ましいと考えられます。

オープンスペース

駅周辺で過ごす人たちが自由に憩い、過ごすことができるスペースとなります。例えば、週末や夜間にはキッチンカーなどの仮店舗での飲食・物販が行われることで、にぎわい・交流の場となります。また、災害時には一時避難場所としての機能も果たします。



コワーキングスペース

無線 LAN やコンセント等を備えたコワーキングスペースの設置は、多様な働き方の環境づくりとともに、来街者の利用にもつながります。



宿泊・コンベンション機能

宿泊機能のほか、会議・会合などができるコンベンション機能を有するホテルの立地により、訪れやすいまちになることで、交流人口の増加にもつながります。

帰宅困難者の受入れ機能

駅周辺には多くの人が集まるため、災害時の帰宅困難者の受入れ場所の確保は、まちの安全性の向上にもつながります。

モビリティハブ

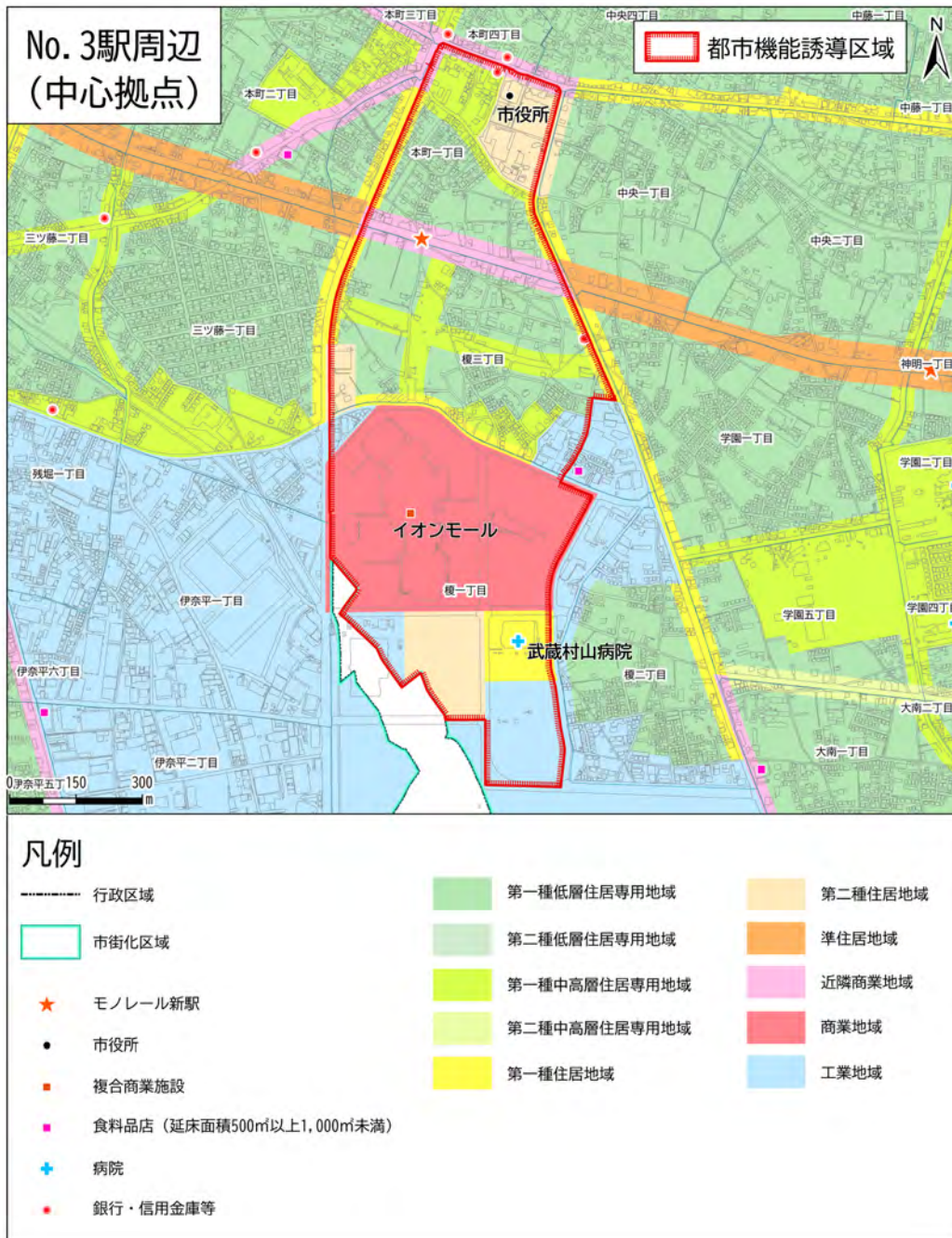
シェアサイクルなどのシェアリング型モビリティサービスを集約した施設は、多様な手段で目的地にたどり着ける移動環境の向上につながります。

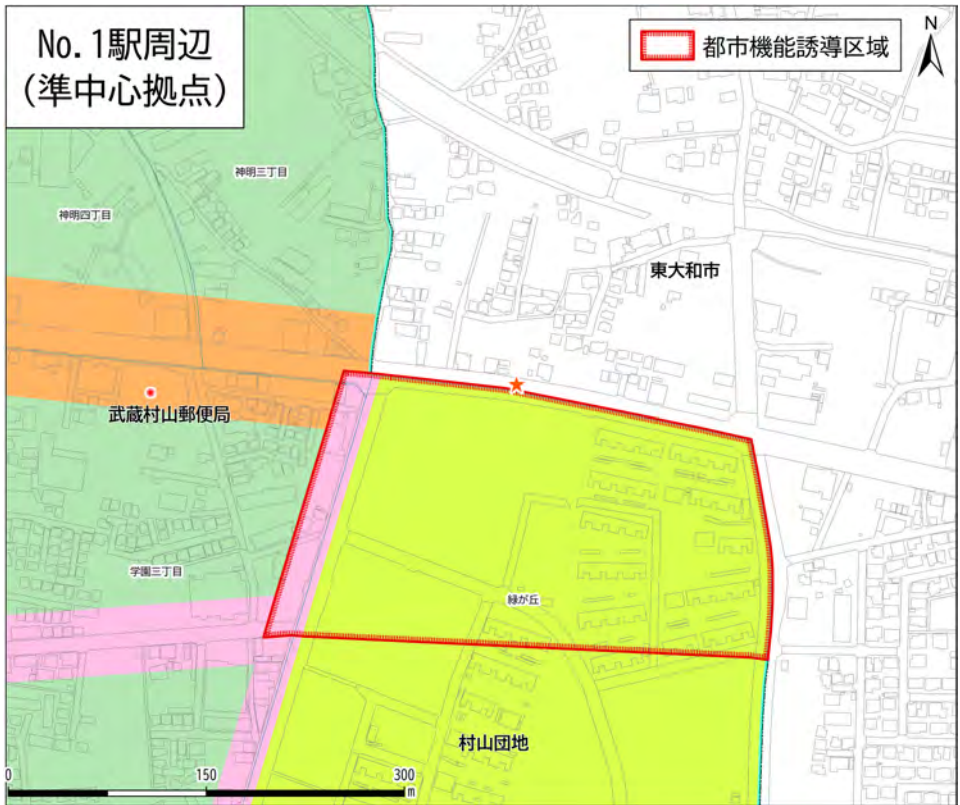


出典：国土交通省資料

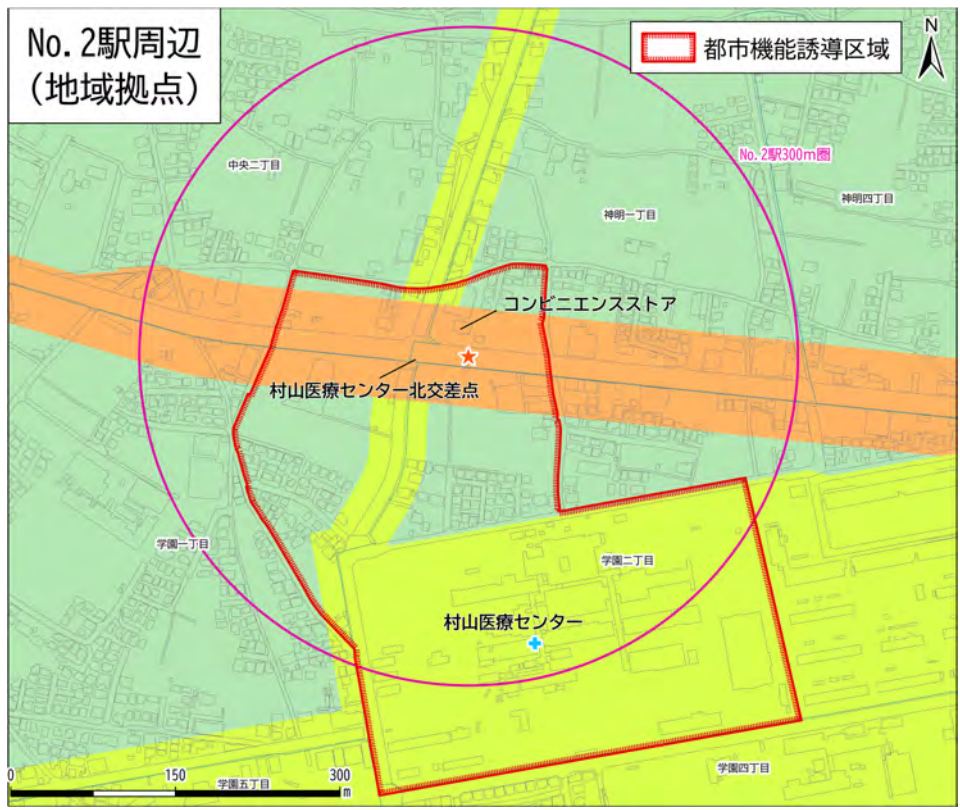
P.44 で示した都市機能誘導区域について、各区域の拡大図を誘導施設の立地状況及び用途地域の指定状況とともに示します。

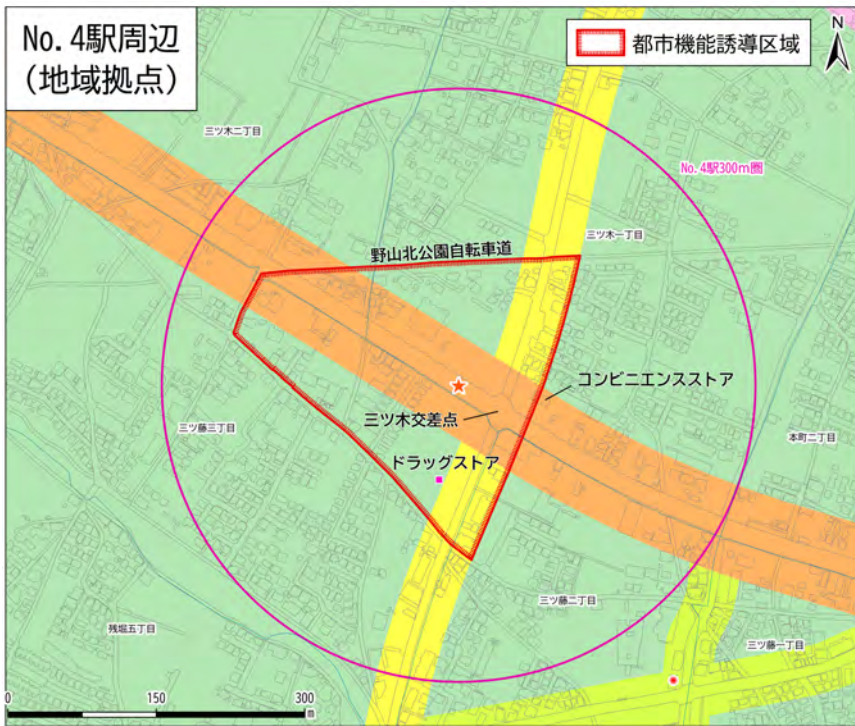
なお、現状の用途地域では、都市機能誘導区域内に誘導施設が立地できない箇所もあることから、今後用途地域等の変更を検討します。ただし、用途地域等に関する検討の結果、変更を行わないこととなった箇所については、都市機能誘導区域の見直しを検討していくこととします。





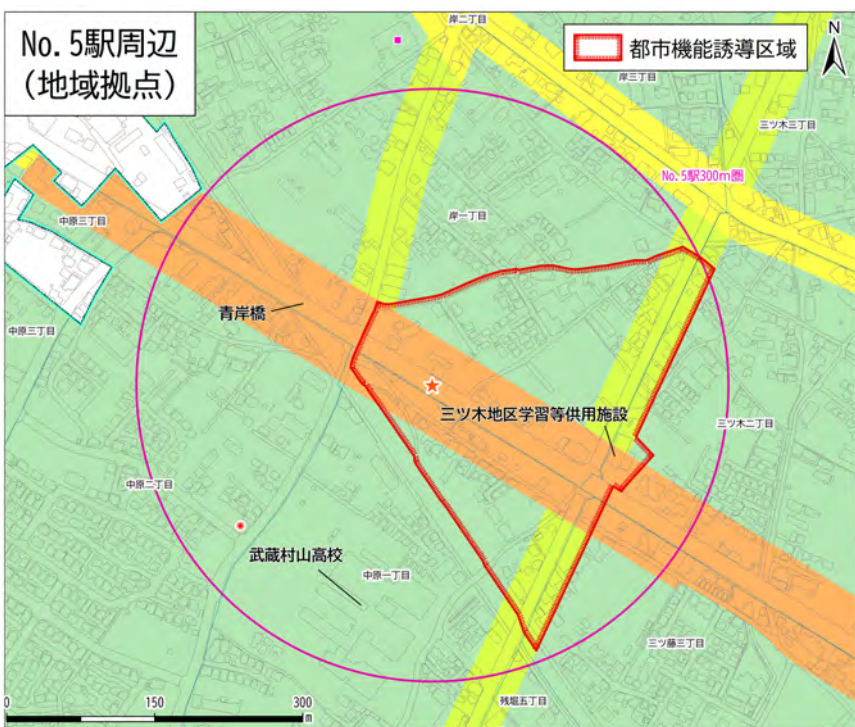
- ### 凡例
- 行政区域
 - 市街化区域
 - ★ モノレール新駅
 - 市役所
 - 複合商業施設
 - ◆ 食料品店 (延床面積500㎡以上1,000㎡未満)
 - ◆ 病院
 - 銀行・信用金庫等
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 工業地域





凡例

- 行政区域
- 市街化区域
- ★ モノレール新駅
- 市役所
- 複合商業施設
- 食品店 (延床面積500㎡以上1,000㎡未満)
- ★ 病院
- 銀行・信用金庫等
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 工業地域



第 5 章

居住誘導区域



第5章 居住誘導区域

1 居住誘導区域設定の考え方

居住誘導区域は、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。

国土交通省の「立地適正化計画の手引き」や「都市計画運用指針」では、居住誘導区域の望ましい区域像や、設定が考えられる区域として、以下の内容が示されています。

■居住誘導区域の望ましい区域像

①生活利便性が確保される区域

- 都市機能誘導区域の候補となる中心拠点や地域・生活拠点に、徒歩・自転車・端末交通等により容易にアクセスすることのできる区域や、鉄道駅・バス停の徒歩・自転車利用圏

②都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

- 医療・福祉・商業等の都市機能が将来にわたって持続できる人口密度が確保される面積範囲内
- 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状の人口密度を維持、あるいは低下抑制することを基本に検討

※民間施設を含む都市機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となりますが、人口減少が進んでいる地域においては、実情に応じて実現可能な人口密度を設定する必要があります。

③災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

- 土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域で、土地利用の実態等に照らして、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域

「立地適正化計画の手引き」令和6年4月改訂より

■居住誘導区域を定めることが考えられる区域

ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域

ウ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

「第12版 都市計画運用指針」令和6年3月より

一方、居住誘導区域に含めてはならない区域や、含まないこととすべき区域は、以下の内容が示されています。

①居住誘導区域に含めてはならない区域（都市再生特別措置法、同法施行令）

名称	根拠法	市内での有無
市街化調整区域	都市計画法第 7 条第 1 項	有
災害危険区域のうち住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	建築基準法第 39 条第 1 項及び第 2 項	無
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号	無
農地・採草放牧地	農地法第 5 条第 2 項第 1 号口	無
特別地域	自然公園法第 20 条第 1 項	無
保安林の区域	森林法第 25 条及び第 25 条の 2	有
原生自然環境保全地域・特別地区	自然環境保全法第 14 条第 1 項及び第 25 条第 1 項	無
保安林予定森林の区域・保安施設地区・保安施設地区に予定された地区	森林法第 30 条、第 30 条の 2、第 41 条及び第 44 条において準用する同法第 30 条	無
地すべり防止区域	地すべり等防止法第 3 条第 1 項	無
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項	無
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項	有
浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第 1 項	無

②原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）

名称	根拠法	市内での有無
津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第 72 条第 1 項	無
災害危険区域	建築基準法第 39 条第 1 項	無

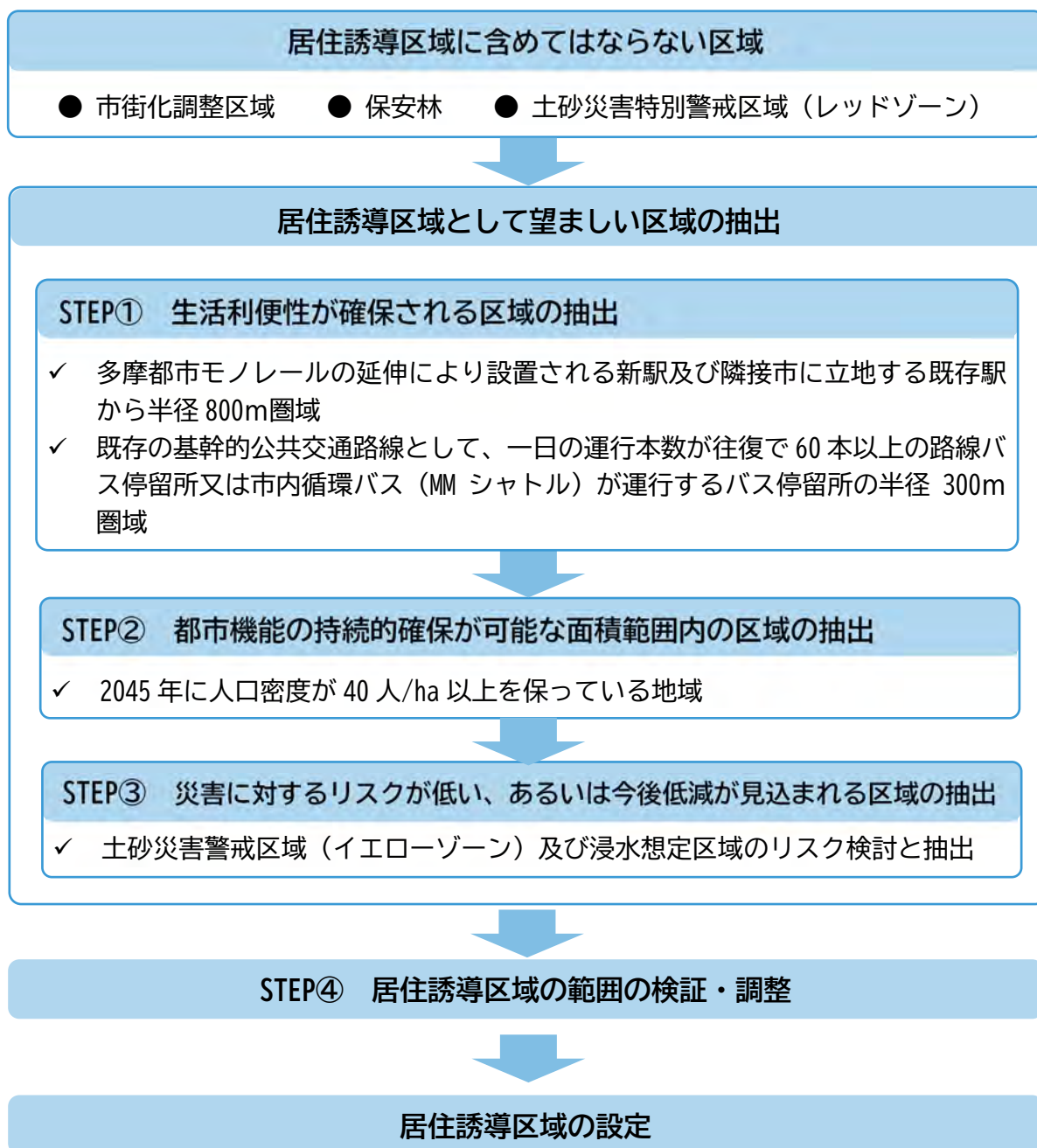
③居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）

名称	根拠法	市内での有無
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項	有
津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項	無
浸水想定区域	水防法第15条第1項4号	有
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波浸水想定区域における浸水の区域及びその他調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	—	無

④慎重に判断を行うことが望ましい区域（都市計画運用指針）

名称	市内での有無
都市計画法に規定する工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	無
都市計画法に規定する特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	有
過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	無
工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	無

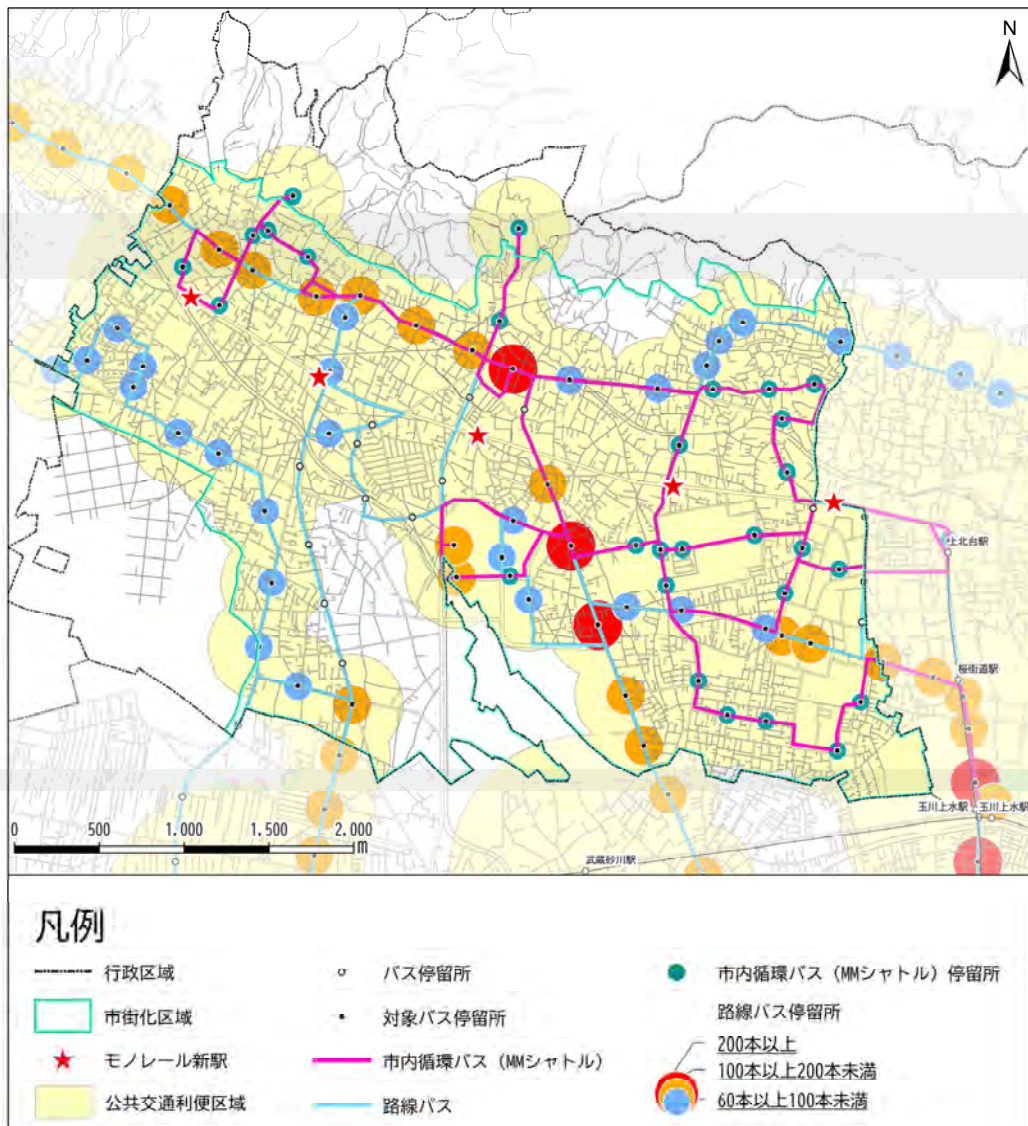
本計画においては、以下のフローに基づき分析を行います。はじめに、含めてはならない区域を除外した上で、居住誘導区域として望ましい区域を抽出します。さらに、範囲の検証・調整を行い、居住誘導区域を設定します。



STEP① 生活利便性が確保される区域の抽出

- 多摩都市モノレールの延伸により設置される新駅及び隣接市に立地する既存駅から半径800m圏域
- 既存の基幹的公共交通路線として、一日の運行本数が往復で60本以上の路線バス停留所又は市内循環バス（MMシャトル）が運行するバス停留所の半径300m圏域

国土交通省の「都市構造の評価に関するハンドブック」を参照し、バス停留所の徒歩圏は300m、鉄道駅の徒歩圏は800mを採用しました。また、運行頻度が片道30本以上/日以上のサービス水準を有するバス路線を基幹的公共交通路線としました。

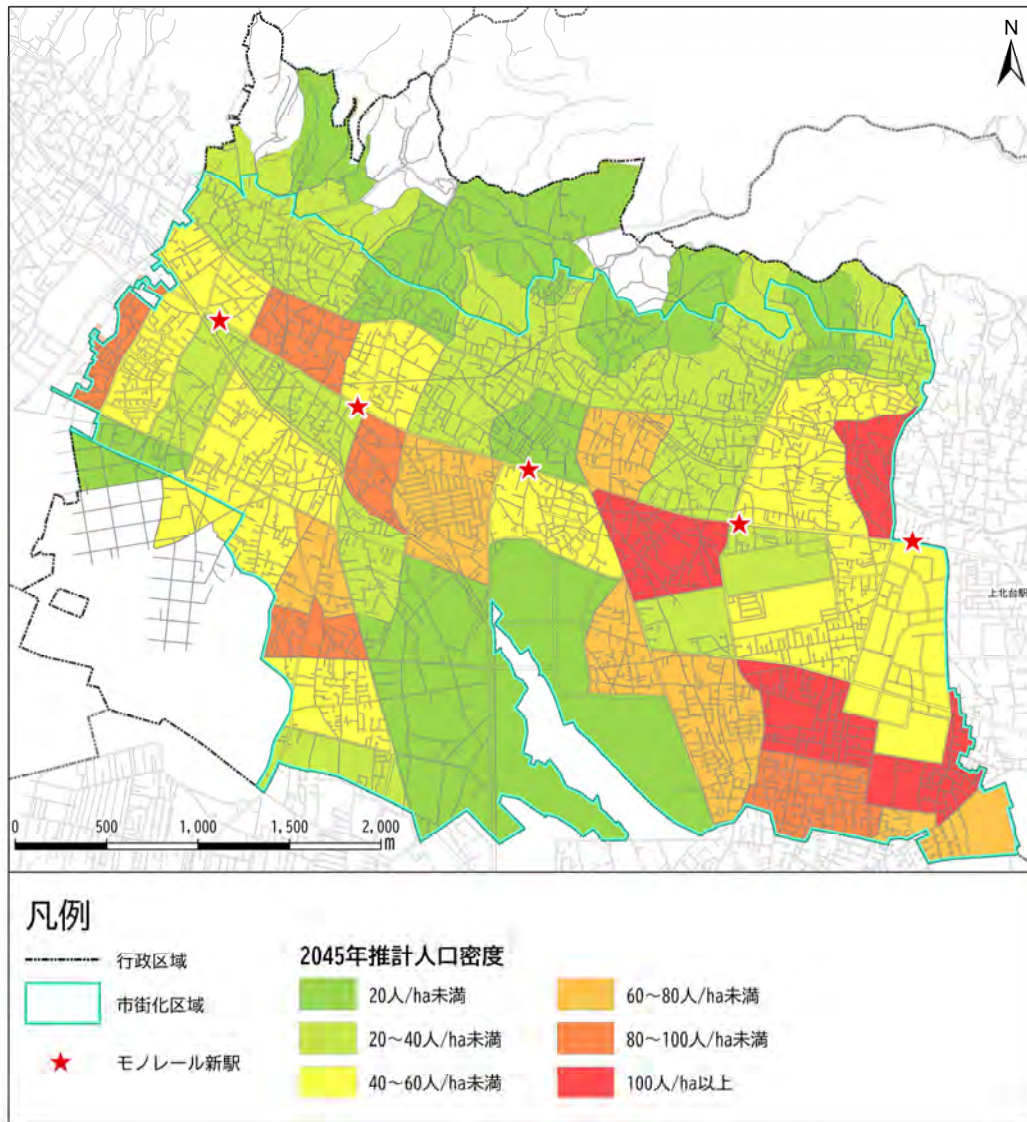


生活利便性が確保される区域

STEP② 都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域の抽出

- 2045年に人口密度が40人/ha以上を保っている地域

2045年推計人口密度は、総人口66,368人に減少した場合の推計であり、多摩都市モノレールの延伸を見据えた人口増加は考慮されていませんが、それでも一定の人口密度を保っており、都市機能の持続的確保が可能な区域として抽出しました。



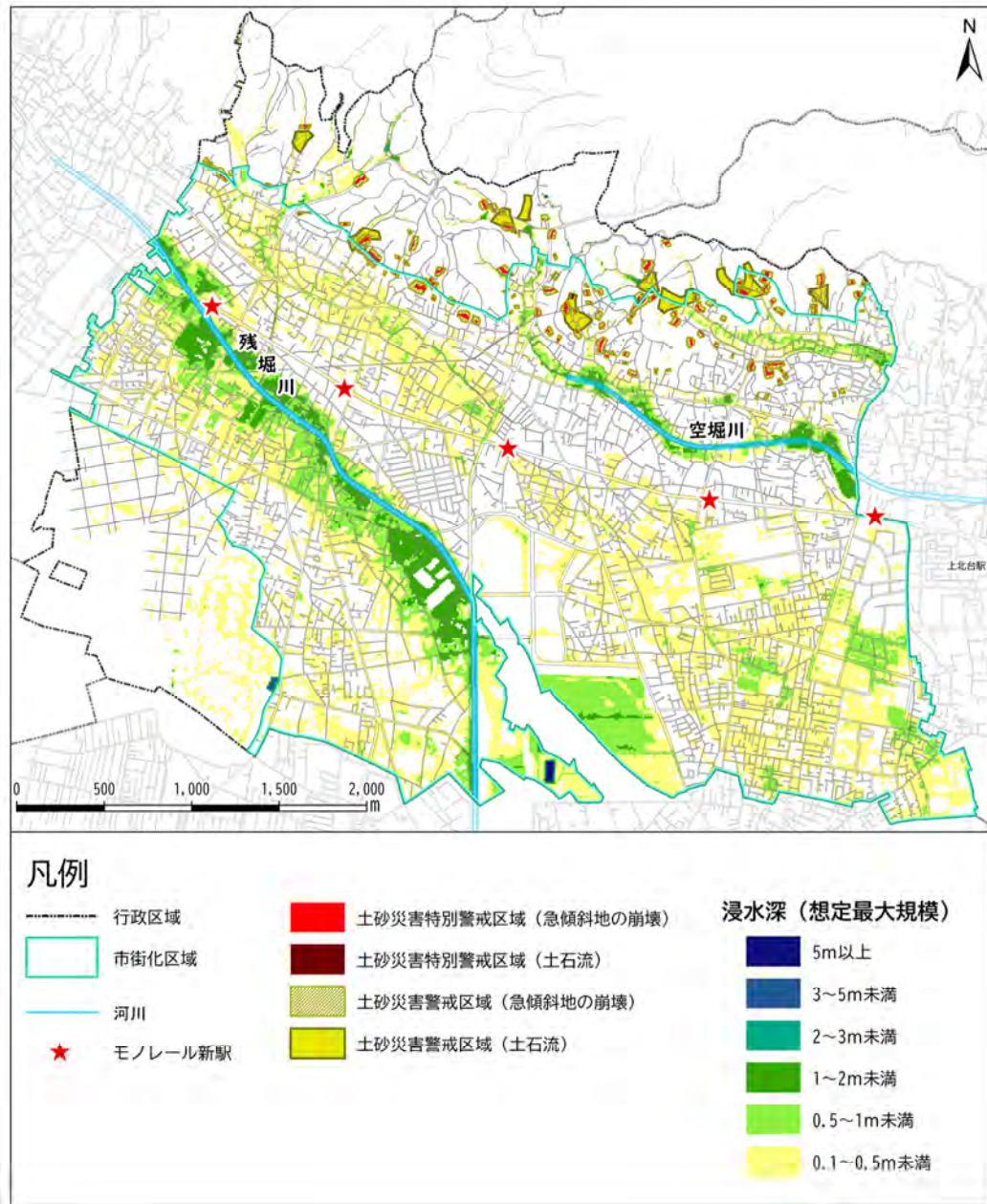
2045年推計人口密度（小地域別）

出典：国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール V2（R2 国調対応版）

STEP③ 災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域の抽出

本市では想定最大規模降雨が発生した場合でも、残堀川や空堀川沿いなど一部の地域を除き、大半の地域は浸水深が1m未満と想定されています。水害のリスクがあるエリアは既に市街地が形成されており、第7章の防災指針で示すリスクを低減する施策を講じながら、安全性の向上を図ることで、居住誘導区域として望ましい区域として抽出します。

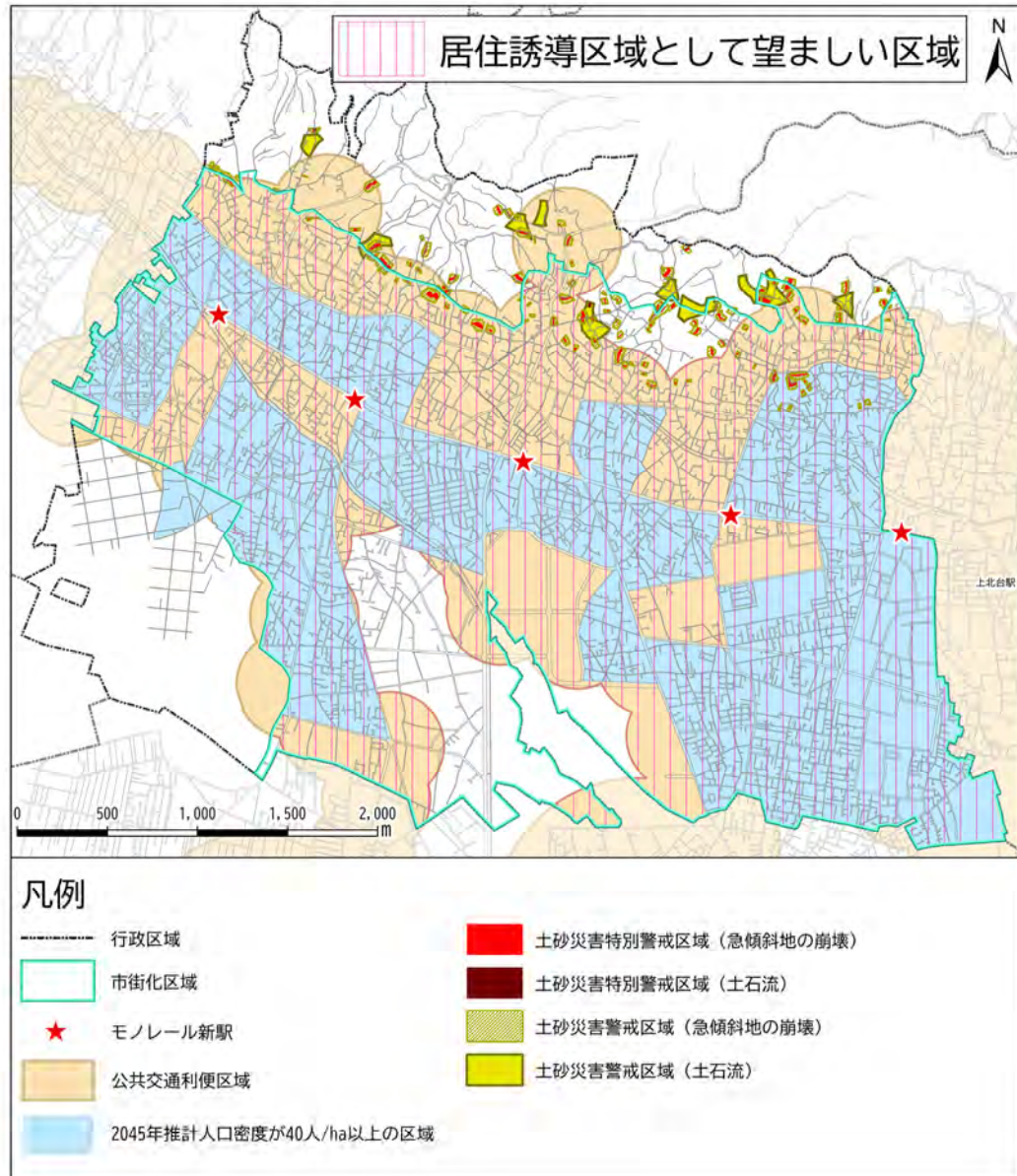
一方、土砂災害については、突発的に発生する可能性があることを考慮し、市北部の狭山丘陵一帯に分布している土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域は、居住誘導区域として望ましい区域から除外します。



災害想定区域の分布

出典：洪水浸水想定区域図（令和6年2月）、武蔵村山市浸水ハザードマップ、東京都土砂災害警戒区域等マップ（令和6年10月時点）

以上の結果、抽出された居住誘導区域として望ましい区域は下図のとおりです。



居住誘導区域として望ましい区域

STEP④ 居住誘導区域の範囲の検証・調整

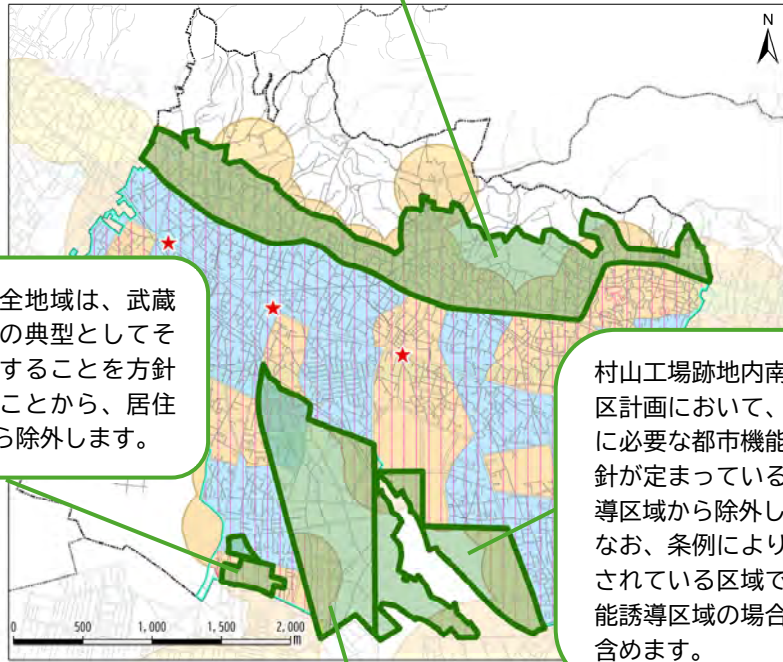
居住誘導区域として望ましい区域から外れたエリアや、外れたエリアを含む町丁目などについて、土地利用方針や現況の土地利用、都市施設の配置などを考慮し、個別に検討します。

市北部は狭山丘陵と一体となったゆとりある低層住宅地又は都市計画公園・緑地として土地利用を図る方針が定められています。そのため、市北部については、市街化区域内の都市計画公園（野山北・六道山公園、中藤公園）、都市計画緑地（観音寺森緑地）及び狭山近郊緑地保全区域を居住誘導区域から除外します。

海道緑地保全地域は、武蔵野の平地林の典型としてそのまま保全することを方針としていることから、居住誘導区域から除外します。

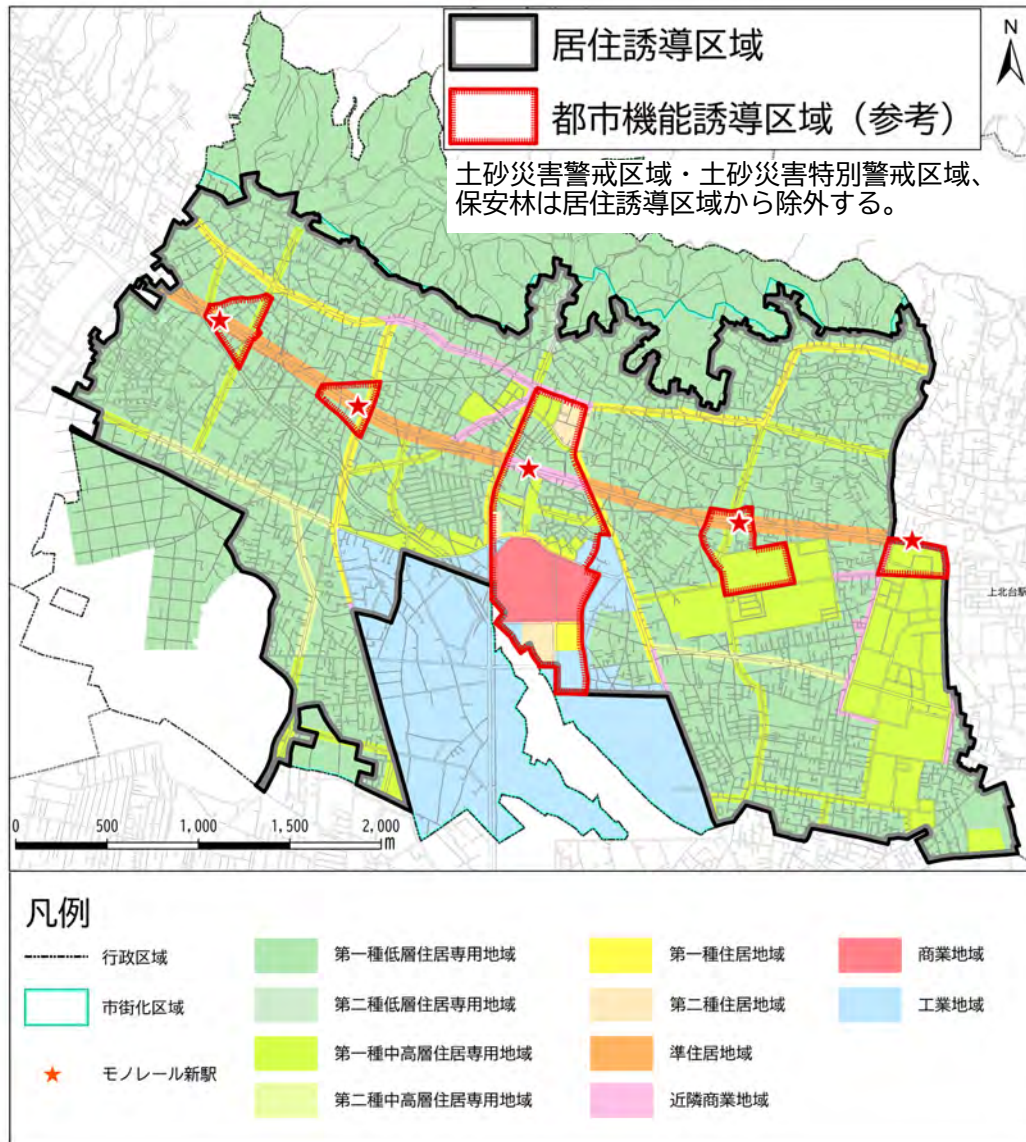
村山工場跡地内南側については、地区計画において、将来住宅及び生活に必要な都市機能以外の土地利用方針が定まっていることから、居住誘導区域から除外します。
なお、条例により住宅の建築が制限されている区域であっても、都市機能誘導区域の場合は居住誘導区域に含めます。

伊奈平一丁目、二丁目及び三丁目は、現況の土地利用が主に工業系用途であることから、居住誘導区域から除外します。
一方、残堀一丁目は、現況の土地利用で工業系用途よりも住宅系用途の方が上回るため、居住誘導区域に含めます。
(P. 21 の土地利用現況参照)



2 居住誘導区域

前項までの結果を踏まえ、居住誘導区域は以下のとおりとします。



居住誘導区域

居住誘導区域の面積 約 981ha
 (市街化区域に対して約 83.8%)

第 6 章

誘導施策

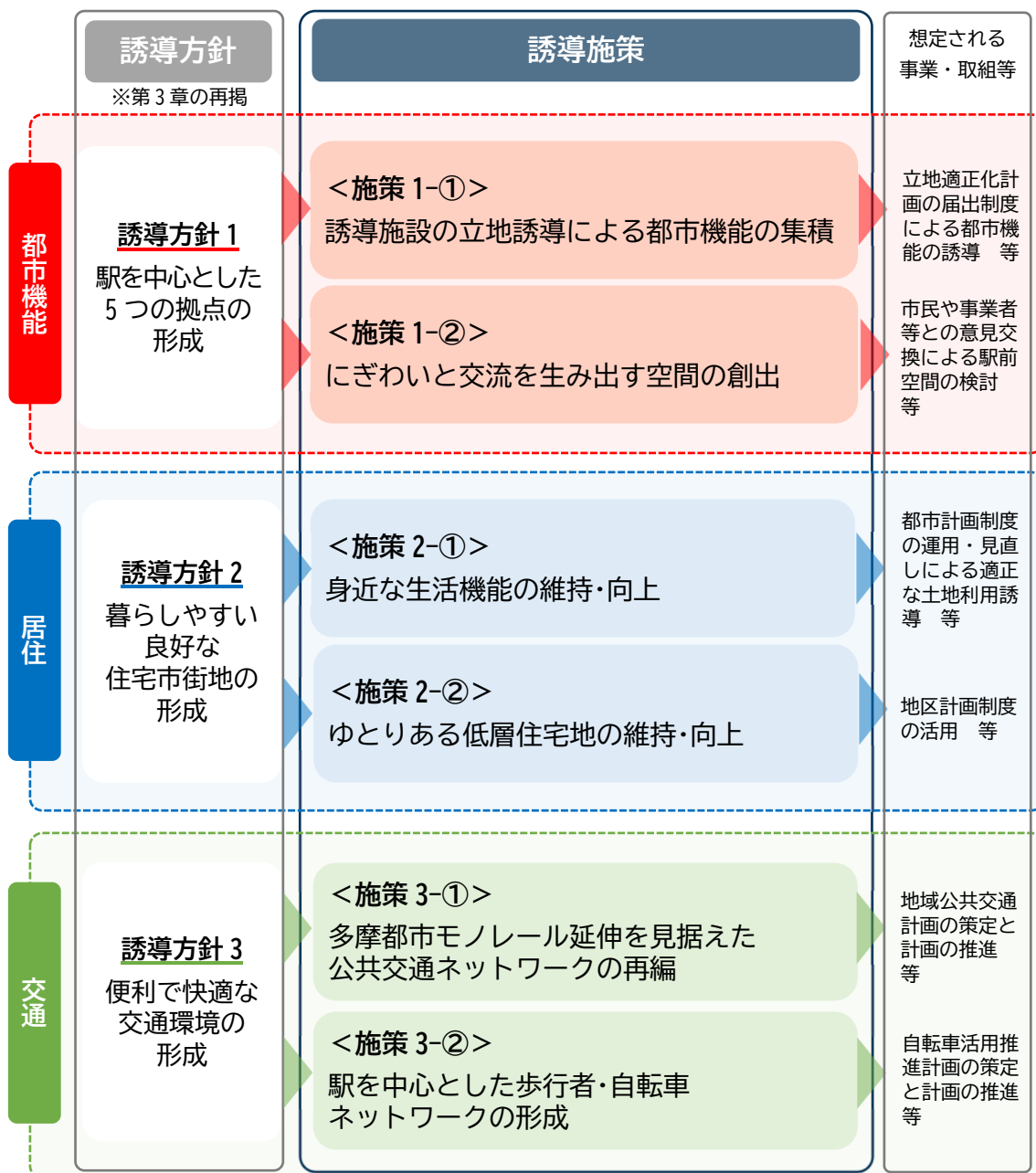


第 6 章 誘導施策

1 誘導施策の全体像

都市機能誘導区域・誘導施設、居住誘導区域の設定を基に、届出制度に基づく都市機能や居住の誘導を図るほか、各種施策を実施することにより、計画の実効性を高めることが求められます。

第 3 章で定めた誘導方針を踏まえた誘導施策の体系は以下のとおりです。国等の各種支援制度を活用しながら、事業や取組等を実行していきます。なお、防災に関する施策は、第 7 章の防災指針で整理します。



2 誘導施策

誘導方針 1 駅を中心とした5つの拠点の形成

<施策1-①> 誘導施設の立地誘導による都市機能の集積

各拠点に位置付けた誘導施設を誘導し、駅周辺への都市機能の集積を図るため、届出制度を適正に運用するとともに、国の支援制度の活用を検討します。また、都市機能の立地にふさわしい用途地域等へ都市計画の見直しを行うことで、適正に誘導施設の誘導を図ります。

【想定される事業・取組等】

- ・立地適正化計画の届出制度による都市機能の誘導
- ・用途地域等の都市計画の見直し
- ・都市核土地地区画整理事業の推進
- ・公共施設等総合管理計画の改定に基づく公共施設の最適配置
- ・民間事業者のノウハウを取り入れた公的不動産(PRE)^{*}の有効活用

^{*}公的不動産(PRE)：国や地方公共団体が所有している不動産のこと。

<施策1-②> にぎわいと交流を生み出す空間の創出

各拠点において、過ごしやすい駅前空間づくりのため、市民や事業者等との検討を進めるとともに、駅前広場の整備のほか、誘導施設等を整備する際のオープンスペースの設置を促進します。

【想定される事業・取組等】

- ・市民や事業者等との意見交換による駅前空間の検討
- ・駅前広場の整備
- ・歩行者環境の充実等によるウォーカブルな街路空間の形成
- ・開発の機会を捉えたオープンスペースの創出
- ・地区計画等による緑化の推進
- ・公募設置管理制度(Park-PFI)の活用による公園の整備
- ・駅前施設への無線LANや電源スポット等の機能整備の周知

誘導方針 2 暮らしやすい良好な住宅市街地の形成

<施策 2-①> 身近な生活機能の維持・向上

居住誘導区域内に立地する医療、福祉、商業施設などの生活サービス施設は、今後も日常生活を支える機能として、維持・誘導を図ります。

【想定される事業・取組等】

- ・都市計画制度の運用・見直しによる適正な土地利用誘導
- ・公共施設等総合管理計画の改定に基づく公共施設の最適配置

<施策 2-②> ゆとりある低層住宅地の維持・向上

地区計画制度などによる建築物に対する制限や、公園・農地等のみどりの保全などにより、本市の特徴であるゆとりある低層住宅地を維持し、住環境の向上を図ります。

【想定される事業・取組等】

- ・地区計画制度の活用
- ・まちづくり条例による景観保全
- ・都市計画決定された公園・緑地の整備の推進
- ・生産緑地制度の活用による都市農地の保全
- ・地区計画制度や条例による住宅と工場が混在する地域での騒音対策の検討
- ・狭あいな道路の拡幅改良
- ・空き家の利活用の促進
- ・住民主体での立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）※等を活用した未利用地の活用

※立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）

対象区域：都市機能誘導区域及び居住誘導区域全域

対象施設：交流や防災を目的とした広場、緑地、集会所等の地域の交流・にぎわい施設、待避所、雨水貯留施設など、居住者の利便の増進に寄与する施設であり、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては住宅又は誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの。

誘導方針 3 便利で快適な交通環境の形成

<施策 3-①> 多摩都市モノレール延伸を見据えた公共交通ネットワークの再編

多摩都市モノレール延伸による東西の公共交通軸の形成を見据え、バスやデマンド交通など公共交通の在り方の検討を進めるとともに、安全で利便性の高い公共交通ネットワークの形成に欠かせないインフラ整備を推進します。

【想定される事業・取組等】

- ・ 地域公共交通計画の策定と計画の推進
- ・ 駅前広場の整備
- ・ 都市計画道路事業の推進によるアクセス道路の整備
- ・ 次世代モビリティの活用やMa a S[※]等の移動サービスの導入検討

※Ma a S：Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに提供する等、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

<施策 3-②> 駅を中心とした歩行者・自転車ネットワークの形成

歩行者や自転車が安全で便利に利用できる通行空間の整備を進め、駅とつながるネットワークを形成することで、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

【想定される事業・取組等】

- ・ 自転車活用推進計画の策定と計画の推進
- ・ 駅周辺の用地取得による駅前自転車駐車場の整備
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した案内表示など歩きやすい安全な歩行空間の整備
- ・ 都市計画道路事業等と合わせた無電柱化

<参考>活用が考えられる国の支援制度等（令和6年10月時点）

支援制度名		説明
誘導方針1	都市構造再編集中支援事業	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業 【事業主体】地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等 【国費率】1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域内等）
	都市再生整備計画事業	地域の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会活性化を図ることを目的とする事業 【交付期間】おおむね3～5年 【国費率】事業費に対しておおむね4割
	公募設置管理制度（Park-PFI）	都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度 【適用特例措置】設置許可期間の緩和（最長20年）、公募対象公園施設の建ぺい率規制の緩和（+10%）、占用物件の特例
誘導方針2	スマートウェルネス拠点整備事業	高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保や地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進等を図ることを目的として、住宅団地等に拠点施設を新設・改修する場合その費用に対して、国が民間事業者等に補助を行う支援 【補助率】1/3 【補助限度額】1,000万円（1施設につき）
	集約都市形成支援事業	コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画の計画策定や、医療、福祉施設等の拠点への移転促進、移転跡地の都市的土地利用からの転換等に対する支援を行う事業
	フラット35地域連携型	要件を満たす地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援と合わせ、借入金利を一定期間引き下げる制度
	立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）	立地適正化計画における居住誘導区域及び都市機能誘導区域において、低未利用土地等の活用や、地域コミュニティの自発的な取組を促進するために、地域住民など一団の土地の地権者等の全員合意により居住者その他の者の良好な生活環境の確保に必要な施設の整備又は管理に関するルールを決めるもの
	低未利用土地利用促進協定	低未利用土地の所有者等に代わって、市町村又は都市再生推進法人等が低未利用土地において緑地、広場、集会場等の居住者等の利用に供する施設の整備及び管理を行うための制度
	空家等活用促進地区	「経済的社会的活動の促進のために誘導すべき用途」としての活用を空家等の所有者に働きかけること、市町村が都道府県と連携して建築基準法等の規制の合理化を図り空家等の用途変更や建替え等を促進することができる、市町村が重点的に空家等の活用を図るエリアとして定めた促進区域
誘導方針3	都市・地域交通戦略推進事業	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援 【補助対象者】地方公共団体、法定協議会、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体 【補助率】1/3、1/2（立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、地区交通戦略に位置付けられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業、脱炭素先行地域において実施する事業）

3 届出制度

(1) 都市機能誘導に係る届出制度

ア 都市機能誘導区域に関する届出・勧告（開発行為等）

都市再生特別措置法第 108 条の規定により、都市機能誘導区域外において、誘導施設の開発行為や建築等行為を行おうとする場合は、これらの行為に着手する日の 30 日前までに市長への届出が義務付けられます。

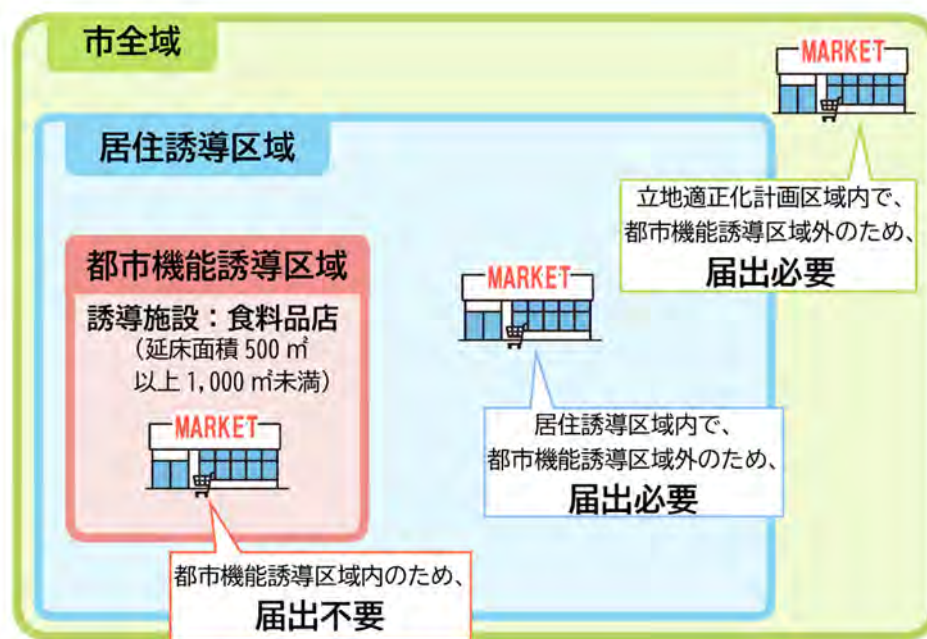
■開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

■建築等行為

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

例えば、誘導施設である食料品店（延床面積 500 m²以上 1,000 m²未満）を建築しようとする場合、下図のようなイメージとなります。



イ 都市機能誘導区域に関する届出・勧告（誘導施設の休廃止）

都市再生特別措置法第 108 条の 2 の規定により、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、休止又は廃止の 30 日前までに市長への届出が義務付けられます。

(2) 居住誘導に係る届出制度

都市再生特別措置法第 88 条の規定により、居住誘導区域外において、以下の行為を行おうとする場合は、行為に着手する日の 30 日前までに市長への届出が義務付けられます。

届出に係る行為が居住誘導区域内における居住の誘導を図る上で支障があると認められる場合は、届出者と協議・調整し、必要に応じて勧告を行うことがあります。

■開発行為

- ① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの

①の例示
3 戸の開発行為



②の例示
1,300 m²
1 戸の開発行為



800 m²
2 戸の開発行為



■建築等行為

- ① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅等とする場合

①の例示
3 戸の建築行為



1 戸の建築行為



第 7 章

防災指針



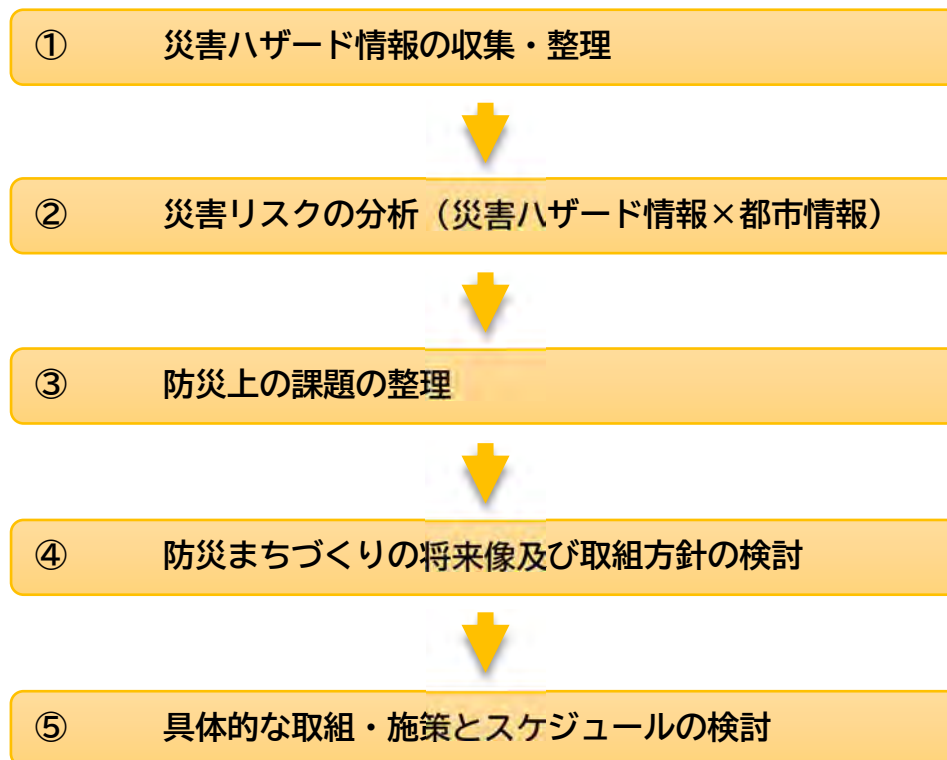
第7章 防災指針

1 防災指針とは

防災指針とは、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、災害に関する課題とそれに対する具体的な取組を定めるものです。

本章では、本市における災害リスクの実態を踏まえ、防災上の課題を整理した上で、防災に関する計画である「国土強靱化地域計画（武蔵村山市第五次長期総合計画第7章）」や「武蔵村山市地域防災計画」との整合を図りつつ、防災まちづくりの将来像や取組方針、取組・施策及びスケジュールを示します。

<防災指針の検討フロー>



2 災害ハザード情報の収集・整理

災害リスクの分析を行うに当たり、本市において発生するおそれのある災害に関する情報（以下「災害ハザード情報」という。）を網羅的に収集・整理します。

なお、防災指針において分析対象とされている高潮及び津波については、本市では該当しないため取り上げません。

地震については、防災指針の分析対象とされていませんが、大規模地震に対する懸念が高まっていることを踏まえ、東京都の調査に基づき整理します。

災害種別	参照する災害ハザード情報		根拠法令等
水害	(1) 洪水浸水想定区域・内水浸水予想区域※1	想定最大規模降雨※2： ○残堀川流域（残堀川）： 時間最大雨量 153mm、総雨量（24 時間）690mm ○黒目川流域（黒目川、落合川）・柳瀬川流域（柳瀬川、空堀川、奈良橋川）：時間最大雨量 156mm、総雨量（24 時間）657mm	水防法第 14 条第 2 項
	(2) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	同上	—
	(3) 内水浸水実績	平成 14 年以降浸水被害実績	武蔵村山市資料
土砂災害	(4) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	○急傾斜地の崩壊 ○土石流	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項、第 7 条第 1 項
地震・火災	(5) 多摩東部直下地震の震度分布	○建物倒壊危険度 ○火災危険度 ○道路幅員と道路ネットワークからみる災害時の安全性	地震に関する地域危険度測定調査（東京都） 首都直下地震等による東京の被害想定（東京都）
	(6) 地震に関する地域危険度		

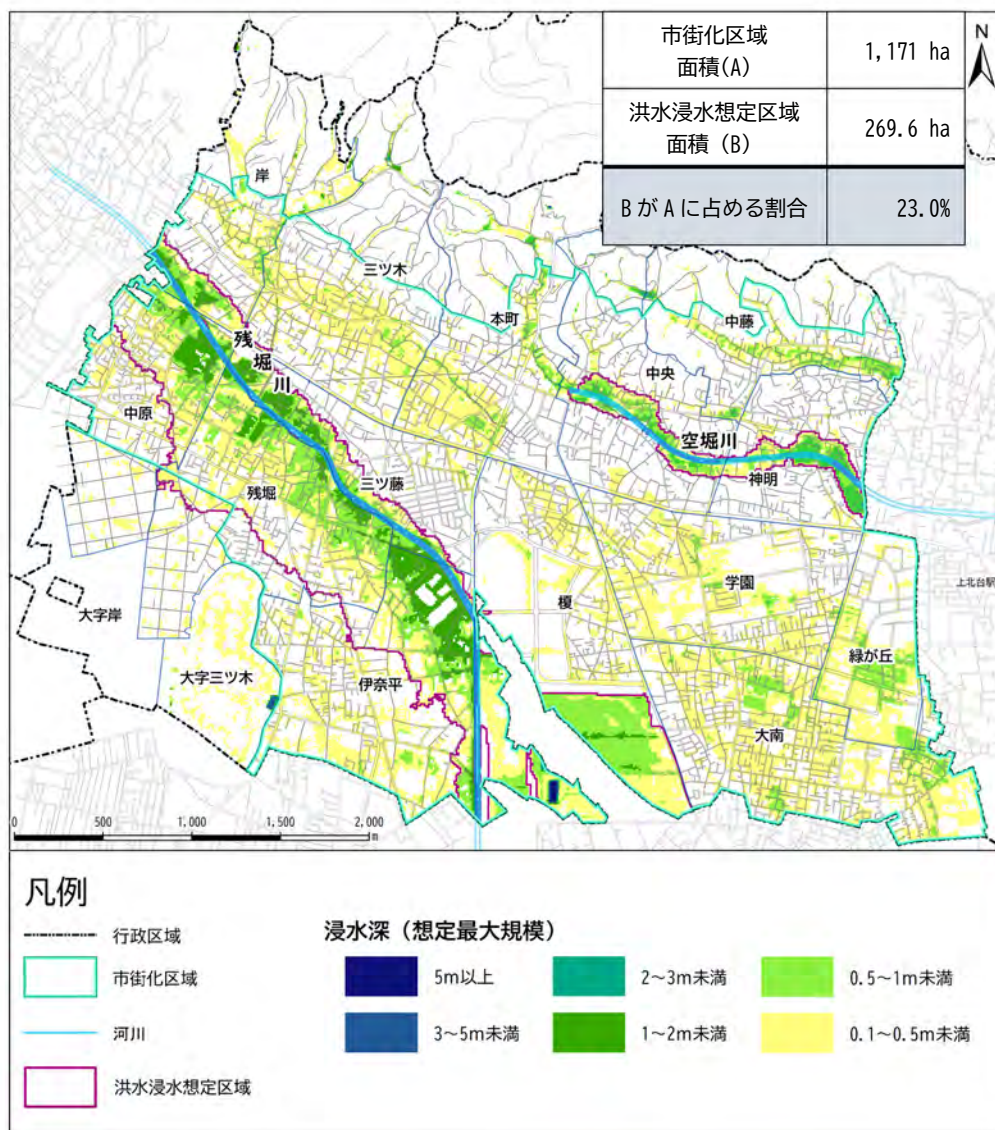
※1 残堀川及び空堀川の洪水浸水想定区域は、水防法に基づき東京都が令和 6 年 2 月 15 日に指定・公表した洪水浸水想定区域図より、その他の浸水予想区域及び浸水深は、武蔵村山市浸水ハザードマップを参考にした。

※2 近年、日本全国で時間 50mm を超える降雨が増加傾向にあるものの、想定最大規模降雨（1000 年に 1 回程度の割合で発生する降雨量）よりも発生頻度の高い降雨を想定した災害ハザード情報については、本市はデータがない状況である。なお、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（令和 5 年 12 月）においては、気候変動を踏まえて目標降雨を時間 75mm としており、年超過確率 1/20（1 年間にその規模を超える降雨が発生する確率が 5%）規模相当の降雨に備えた対策を行うこととしている。

(1) 洪水浸水想定区域・内水浸水予想区域

洪水浸水想定区域は、本市を流れる残堀川・空堀川沿いに指定されています。残堀川の南岸では範囲が広いものの、洪水浸水想定区域の面積は市街化区域の2割程度です。

想定最大規模降雨が発生した場合、河川氾濫による浸水（以下「洪水浸水」という。）が想定される区域及び下水道の溢水による浸水（以下「内水浸水」という。）が予想される区域は下図のとおりです。広範囲に及んでいますが、市域の大半で浸水深が1m未満となっています※。ただし、残堀川・空堀川沿いには浸水深が1m以上と想定される区域があり、村山工場跡地内の地勢の低いエリアには浸水深が3m以上と想定される区域もあります。



洪水浸水想定区域・内水浸水予想区域

出典：洪水浸水想定区域図（令和6年2月）、武蔵村山市浸水ハザードマップ

※河川が氾濫した場合の浸水範囲を図中に示しているが、区域内の浸水であっても下水道の溢水による浸水である場合がある。河川氾濫による浸水と下水道の溢水による浸水のうち浸水深の高い方を採用して図が作成されているためである。

(2) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

残堀川・空堀川のほとんどの区間において、想定最大規模降雨が発生した場合、河岸侵食による家屋倒壊等をもたらす氾濫の発生が想定されています※。



家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

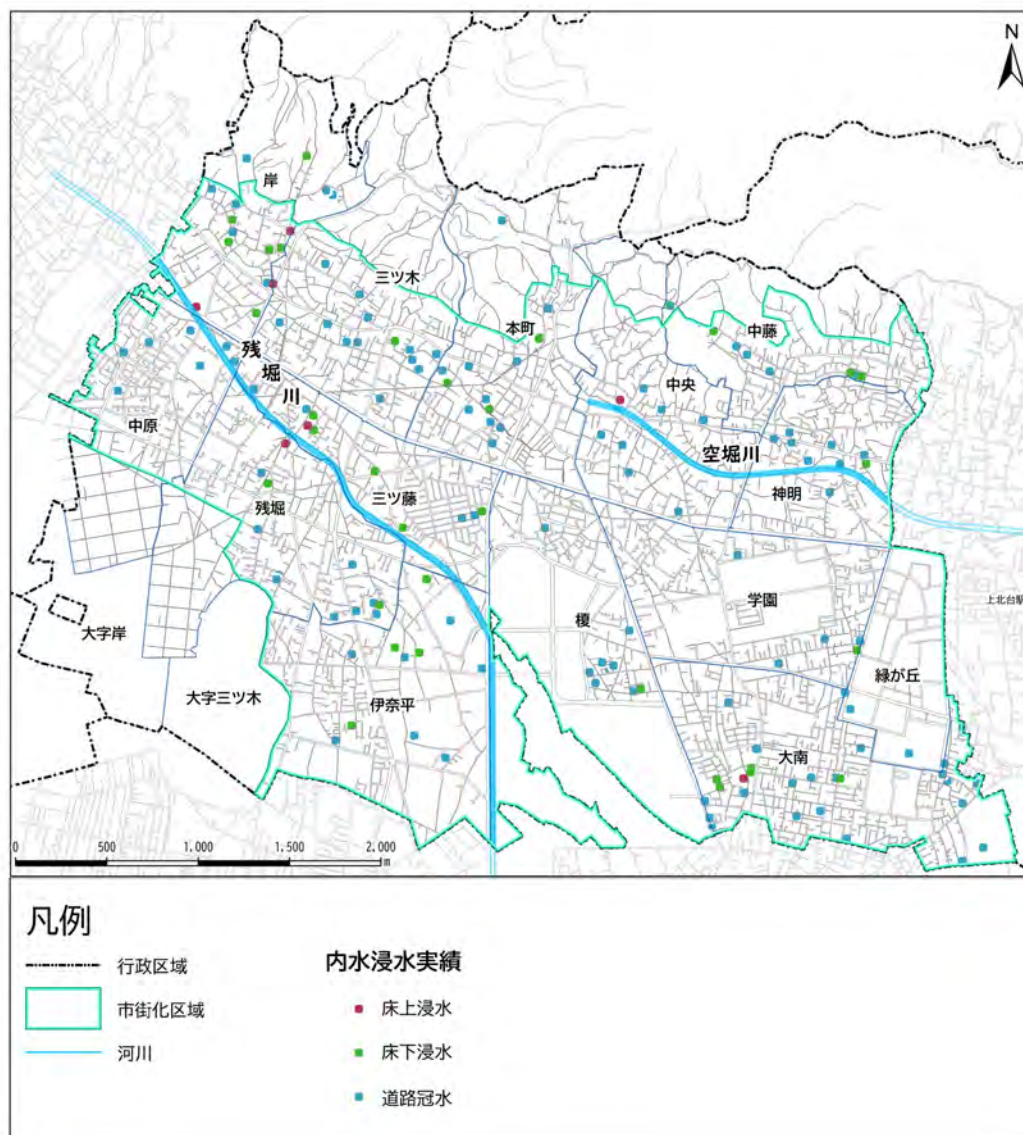
出典：洪水浸水想定区域図（令和6年2月）

※図に示されている河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域はあくまで目安である。個々の家屋の構造・強度特性等の違いにより家屋倒壊が発生しない場合もあるため、区域の境界は厳密ではない。

(3) 内水浸水実績

平成14年以降に記録された内水による浸水被害は197件あり、そのうち床上浸水は7件、床下浸水は44件、道路冠水は146件あります。

浸水実績の分布をみると、道路冠水は広い範囲で発生しています。床上浸水・床下浸水については、市西部の岸や残堀川周辺で多くみられます。

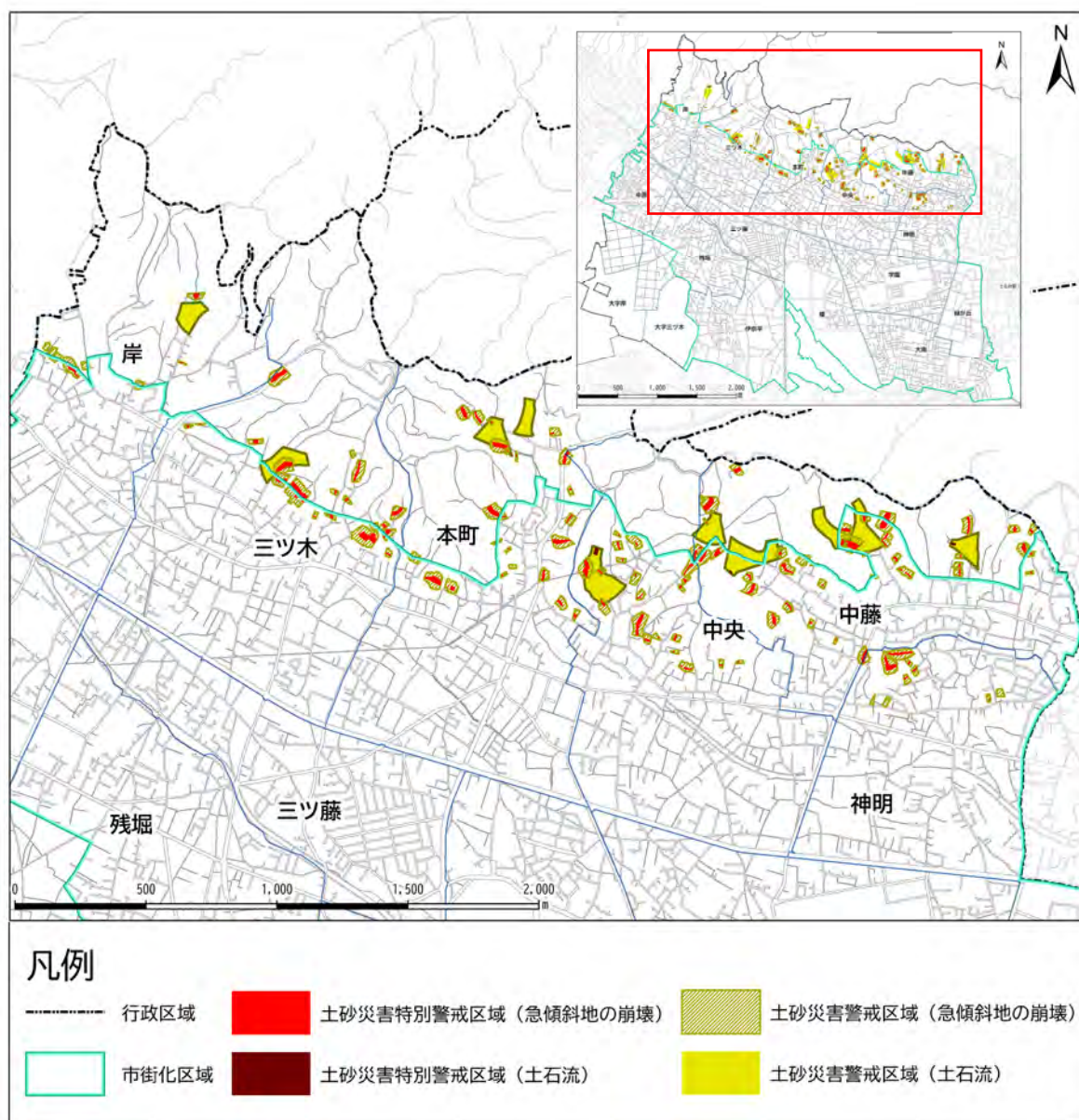


内水浸水実績

出典：防災安全課資料（令和6年6月時点）

(4) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

本市では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が125か所、土砂災害特別警戒区域が113か所指定されており、本市の北部、主に狭山丘陵一帯に分布しています。

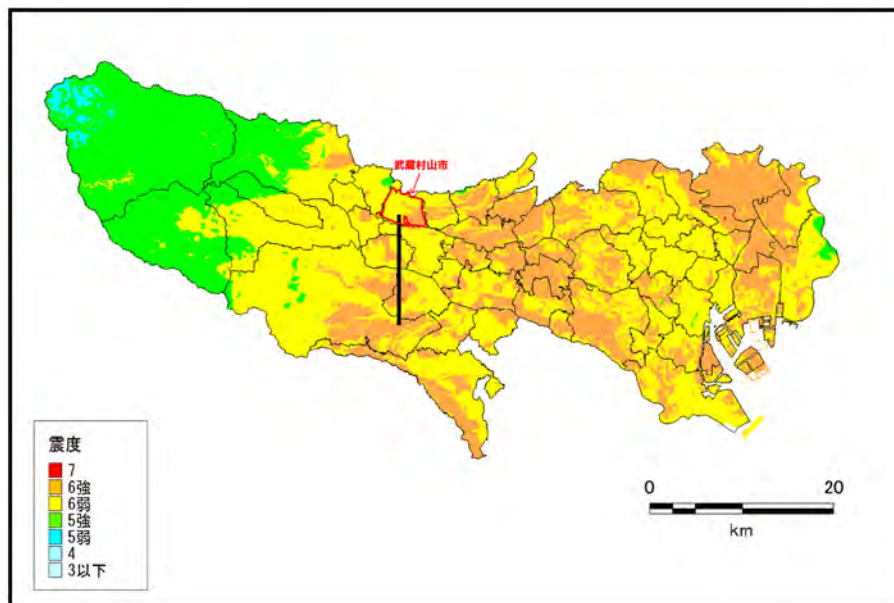


土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

出典：東京都土砂災害警戒区域等マップ（令和6年10月時点）

(5) 多摩東部直下地震の震度分布

多摩東部直下地震が発生した場合の予想震度は、大南をはじめとした市東部で6強、それ以外のエリアは6弱となっています。

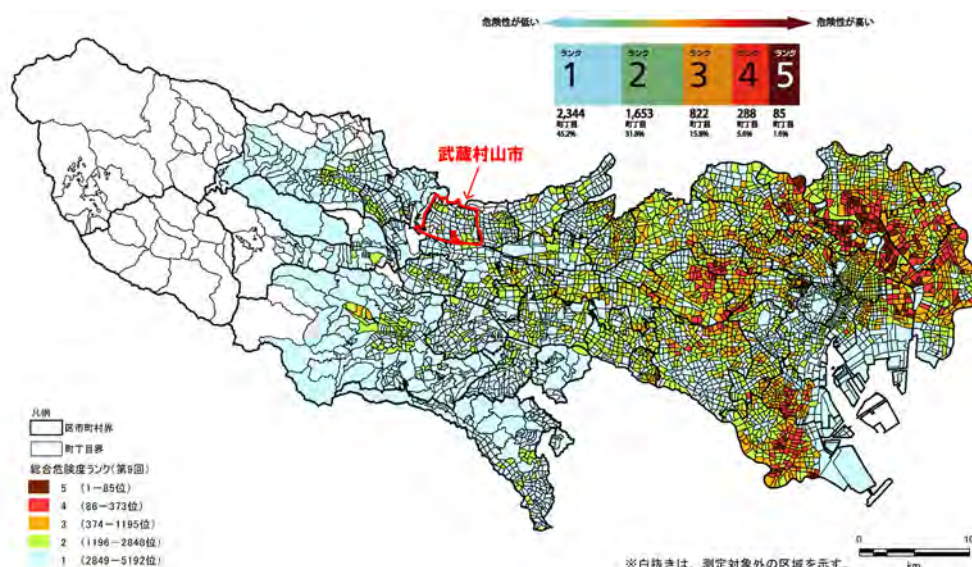


多摩東部直下地震の震度分布

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月）

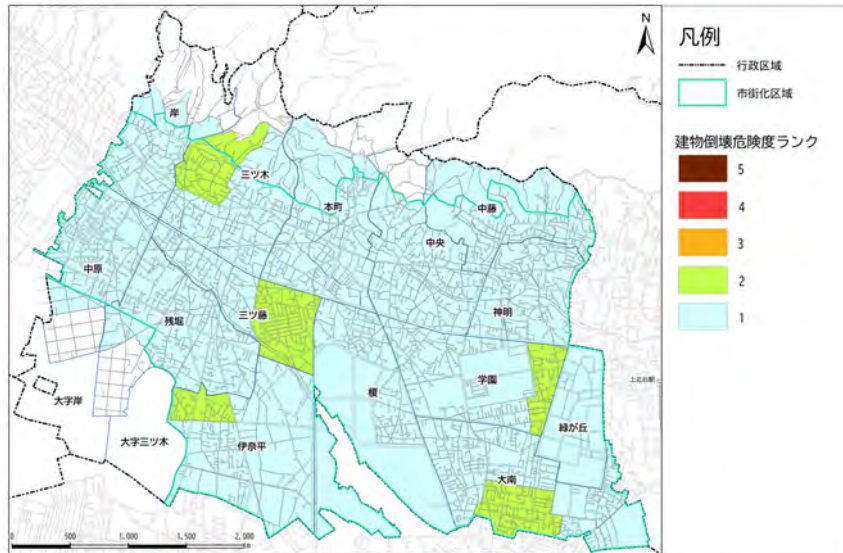
(6) 地震に関する地域危険度

東京都「地震に関する地域危険度測定調査」によると、本市の「総合危険度」は、いずれの地域も危険性の低いランク1又は2に該当しています。しかし、「火災危険度」ではランク3に該当するエリアがあるほか、道路等の整備状況による災害時の活動の困難さを示す「災害時活動困難係数」では、市北部の市街化区域界にあるエリアで係数が高くなっています。

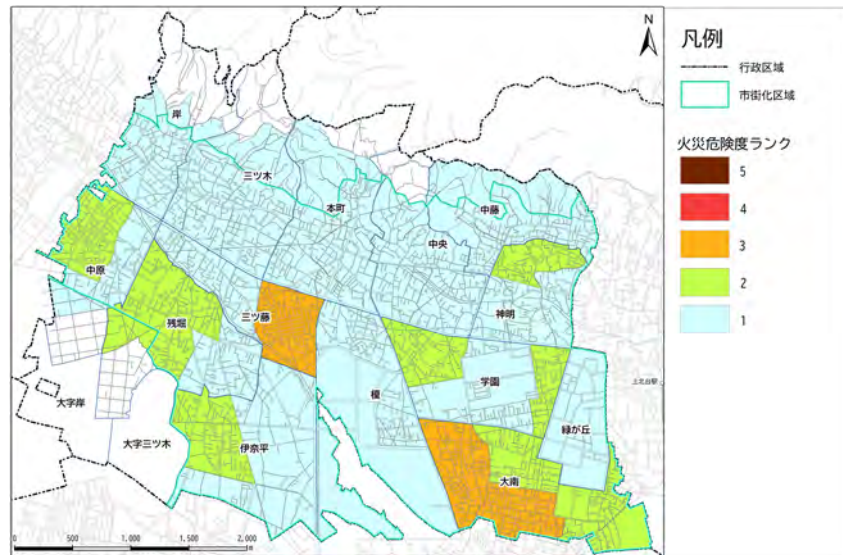


総合危険度

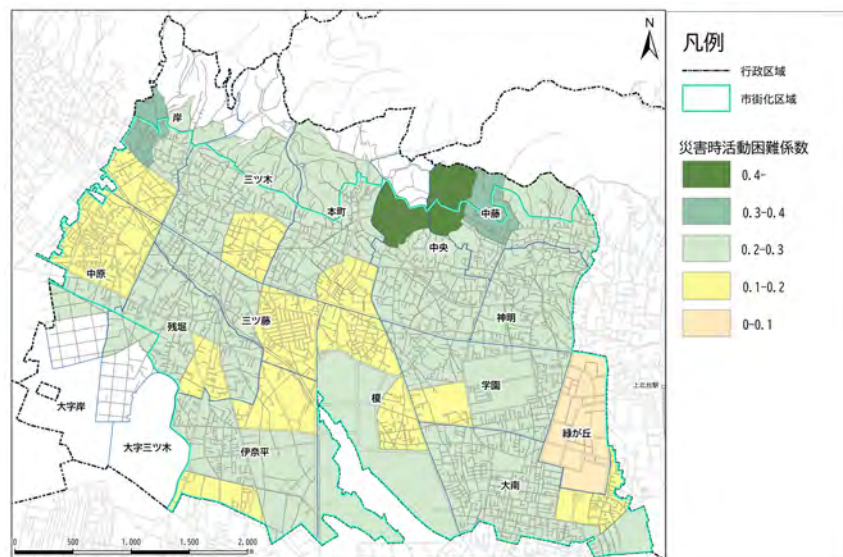
出典：東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（令和4年9月）



建物倒壊危険度



火災危険度



災害時活動困難係数

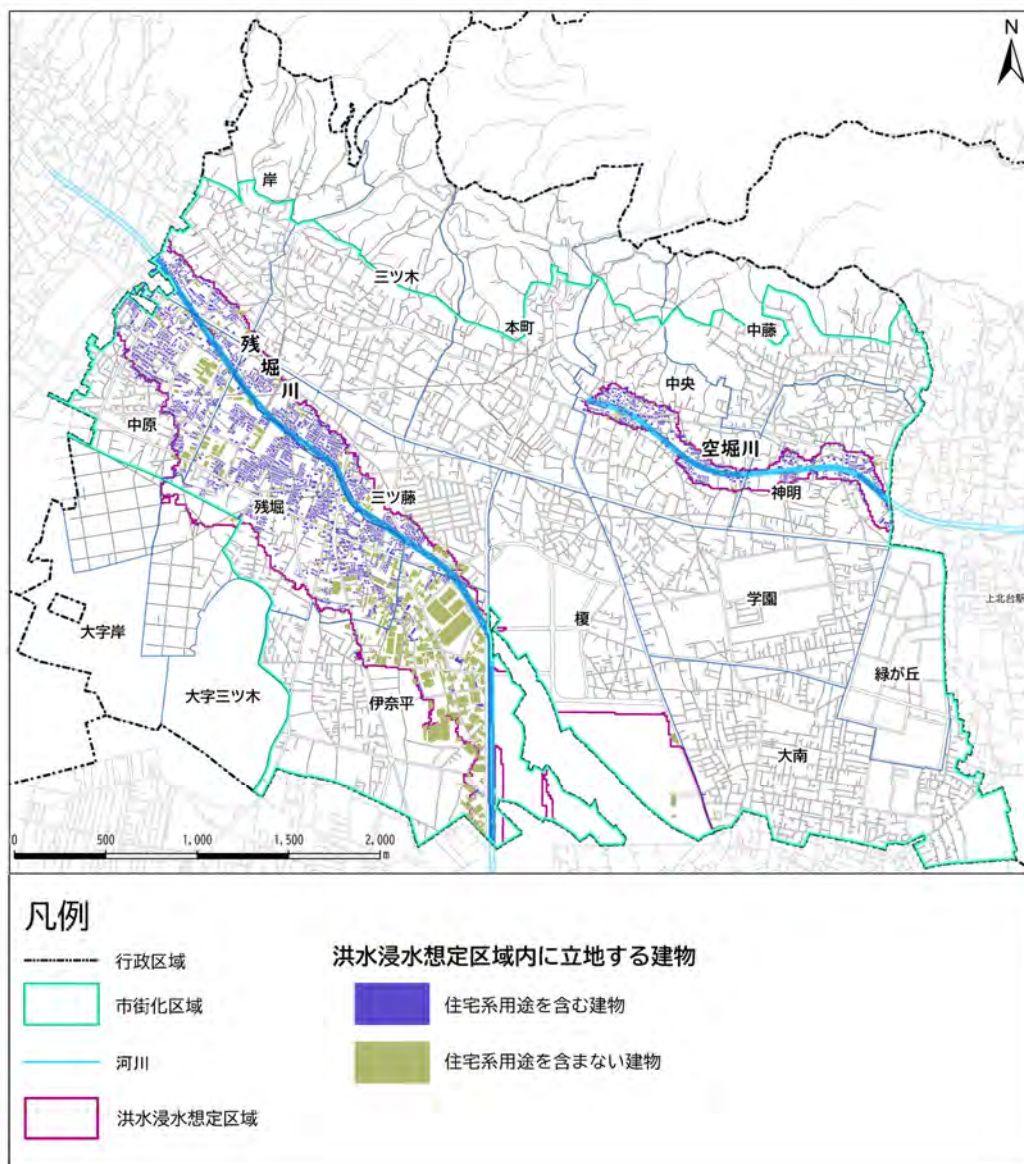
3 災害リスクの分析

前項で整理した災害ハザード情報に、人口や建物の状況、医療施設、福祉施設の立地などの都市情報を重ねることで、災害リスクの分析を行います。

災害ハザード情報		都市情報	分析の視点
水害	洪水浸水想定区域 (範囲のみ)	建物用途	(1) 浸水リスクのある区域における住宅系用途の建物の立地状況
	洪水浸水想定区域・ 内水浸水予想区域	人口密度	(2) 浸水リスクのある区域における人口分布状況
	内水浸水実績	建物階数	(3) 垂直避難での対応の可能性
医療施設		(4) 施設の継続利用の可能性	
高齢者福祉施設・ 障害者福祉施設		(5) 施設の継続利用の可能性	
人口密度		(6) 浸水リスクのある区域における人口分布状況	
土砂災害	土砂災害警戒区域・ 土砂災害特別警戒区域	医療施設	(7) 施設の継続利用の可能性
		高齢者福祉施設・ 障害者福祉施設	(8) 施設の継続利用の可能性
		人口密度	(9) 被災リスクのある区域における人口分布状況
		建物用途	(10) 被災リスクのある区域における住宅系用途の建物の立地状況
		医療施設	(11) 施設の継続利用の可能性
地震・ 火災	建物倒壊危険度・ 火災危険度	高齢者福祉施設・ 障害者福祉施設	(12) 施設の継続利用の可能性
		人口密度	(13) 危険度の高い区域における人口分布状況
		建物構造	(14) 危険度の高い区域における木造建物の立地状況

(1) 洪水浸水想定区域×建物用途

洪水浸水想定区域には、建物が4,160棟立地しており、そのうち住宅系用途を含む建物が3,436棟となっています。洪水が発生した際には、これらの建物が浸水するリスクがあります。特に住宅系用途を含む建物は、万が一浸水した場合、住人の財産ないし生命に影響を及ぼすおそれがあります。



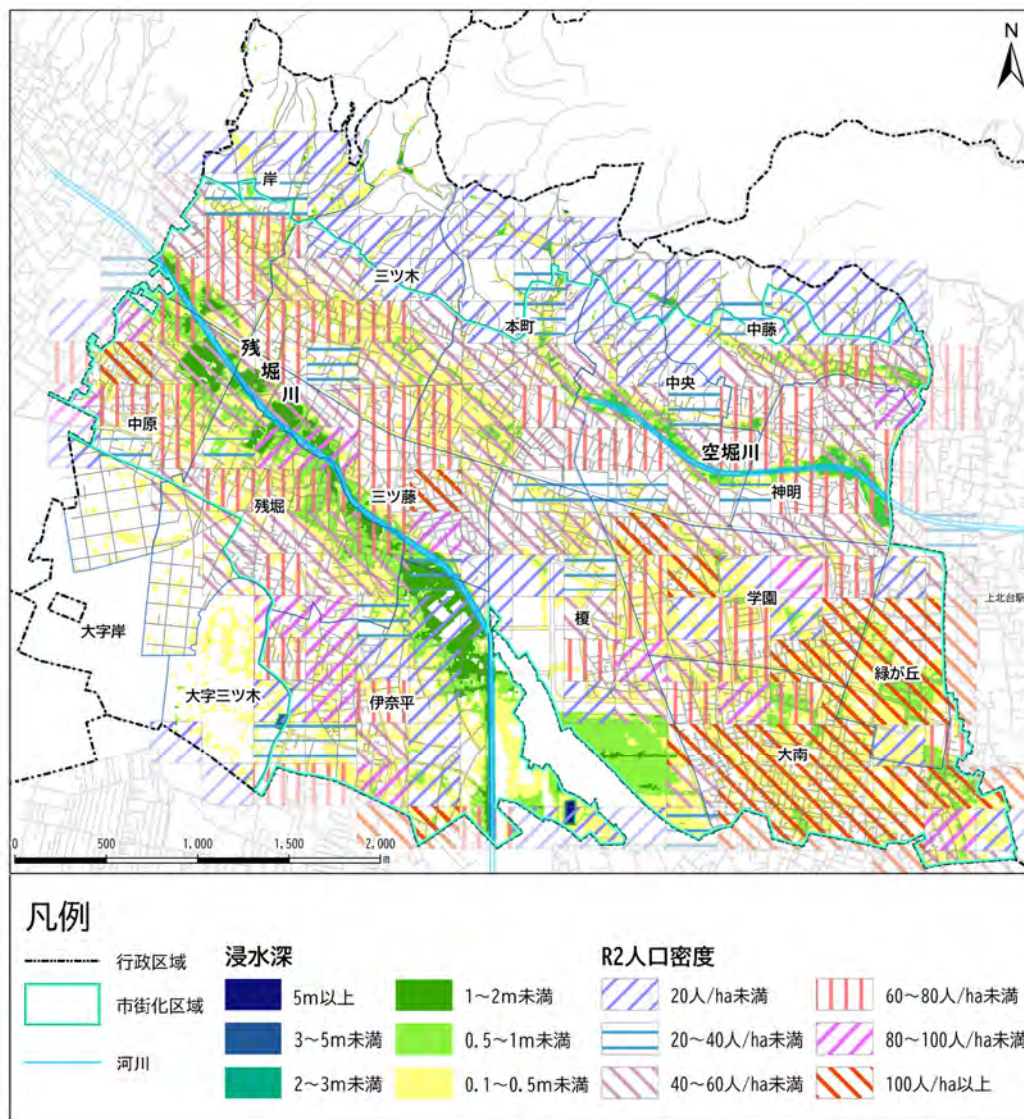
建物	棟数
洪水浸水想定区域内に立地する建物	4,160
住宅系用途を含む建物	3,436
住宅系用途を含まない建物	724

洪水浸水想定区域×建物用途

出典：洪水浸水想定区域図（令和6年2月）、令和4年都市計画基礎調査

(2) 洪水浸水想定区域・内水浸水予想区域×人口密度

残堀川沿いでは、1m以上の浸水が想定される区域のうち、人口密度が 80 人/ha 以上と比較的高いメッシュに含まれるエリアがみられることから、洪水のおそれがある際には、多くの避難者が発生することが想定されます。



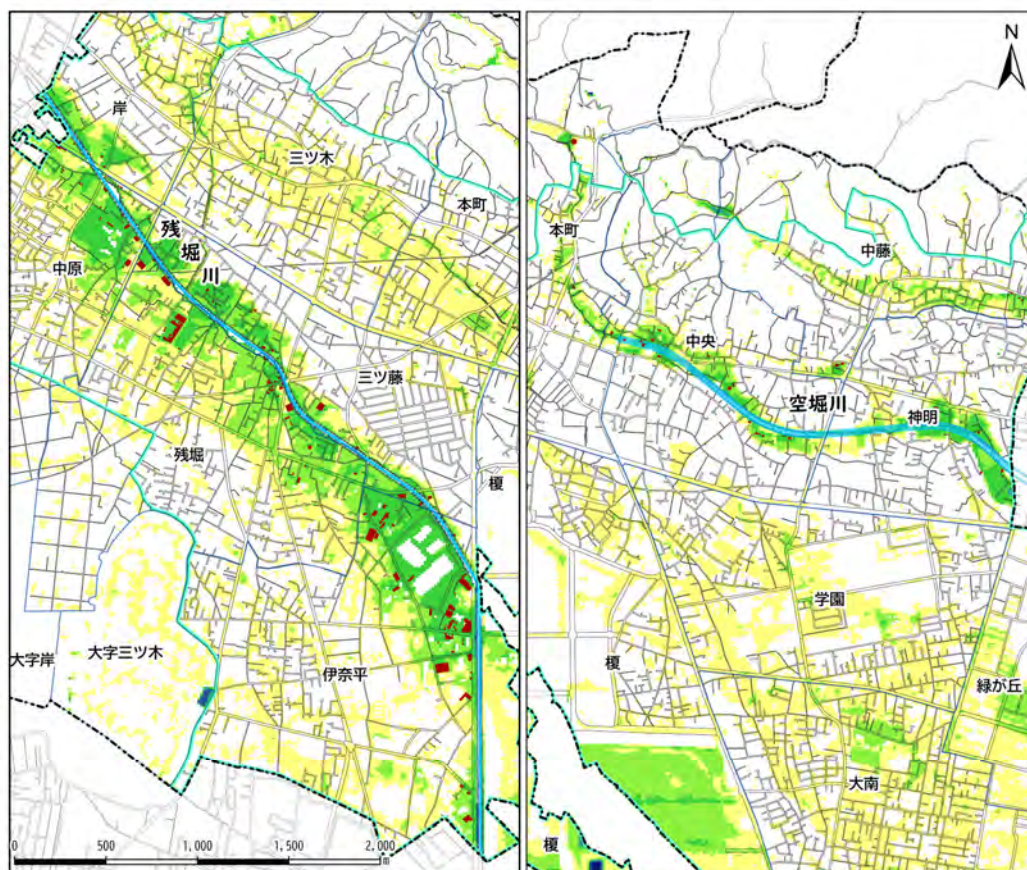
洪水浸水想定区域・内水浸水予想区域×人口密度

出典：洪水浸水想定区域図（令和6年2月）、武蔵村山市浸水ハザードマップ、令和2年国勢調査

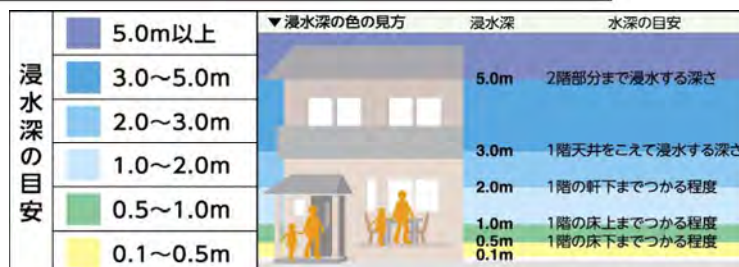
(3) 洪水浸水想定区域・内水浸水予想区域×建物階数

洪水発生時に建物の上階に避難することを垂直避難と呼び、有効な避難行動と言われてい
ます。ただし、浸水深と建物の階数の関係で垂直避難ができない場合があります。

浸水深が0.1m以上の区域に立地している建物数 14,993 棟のうち、想定される浸水深に対
して、建物の階数が低いために垂直避難が困難な建物は 177 棟あります。



建物	棟数
浸水深が 0.1m以上の区域にある建物	14,993
垂直避難が困難なおそれのある建物	177



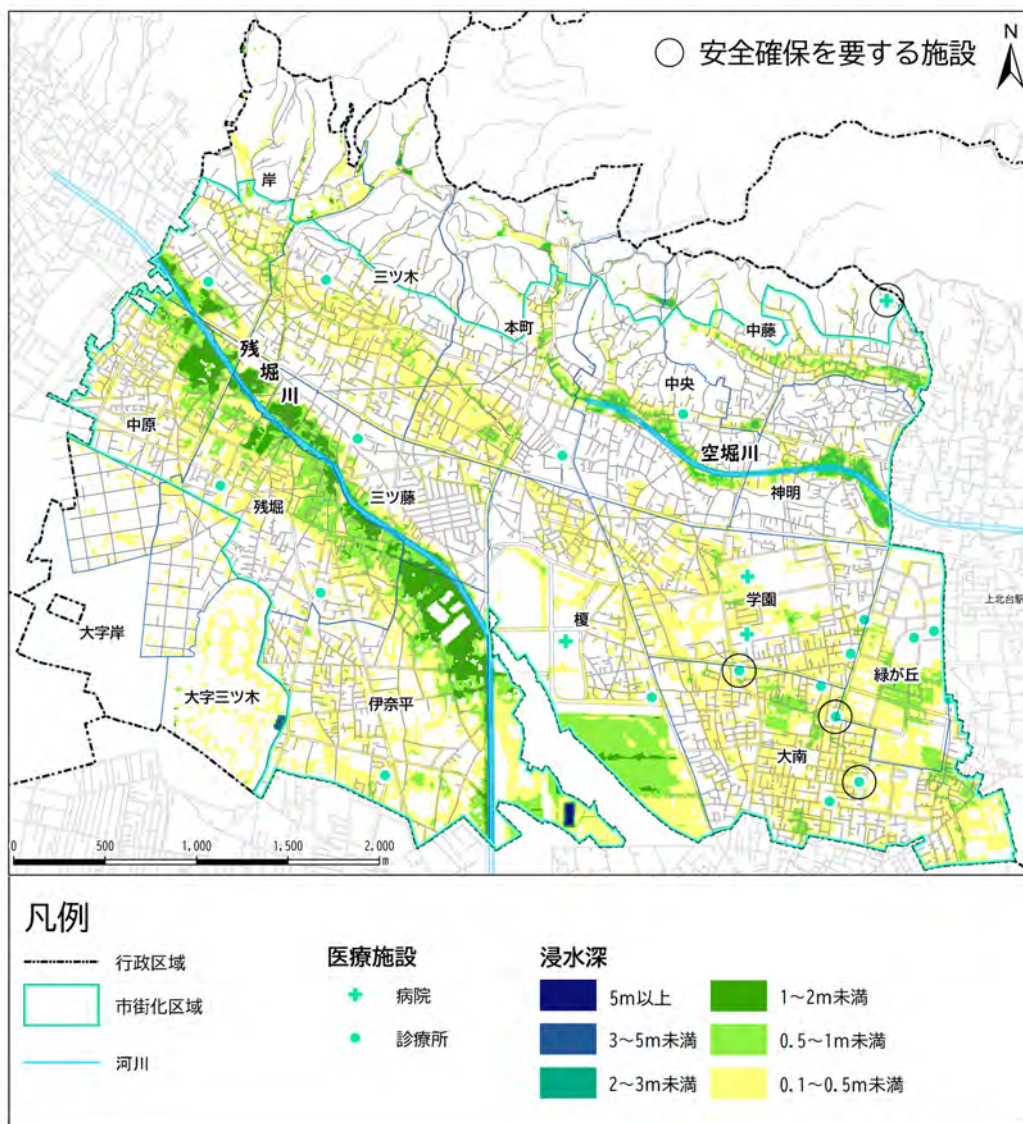
(出典：武蔵村山市浸水ハザードマップ)

洪水浸水想定区域・内水浸水予想区域×垂直避難が困難なおそれのある建物

出典：洪水浸水想定区域図（令和6年2月）、武蔵村山市浸水ハザードマップ、令和4年都市計画基礎調査

(4) 洪水浸水想定区域・内水浸水予想区域×医療施設

医療施設 24 か所のうち 4 か所が、浸水深が 0.3m以上と想定される区域に立地しています。国土交通省「水害の被害指標分析の手引き（H25 試行版）」によると、浸水深が 0.3m 以上になると、自動車（救急車）の走行及び災害時要援護者の避難が困難となり、医療施設の機能が低下するおそれがあるとされており、施設の継続利用ができなくなるリスクがあります。



【参考】浸水深と医療施設の機能低下との関係

- ・ 0.3m：自動車（救急車）の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水位
- ・ 0.5m：徒歩による移動困難、床上浸水
- ・ 0.7m：コンセントに浸水し停電（医療用電子機器等の使用困難）

出典：国土交通省「水害の被害指標分析の手引き（H25 試行版）」

洪水浸水想定区域・内水浸水予想区域×医療施設（内科・小児科）

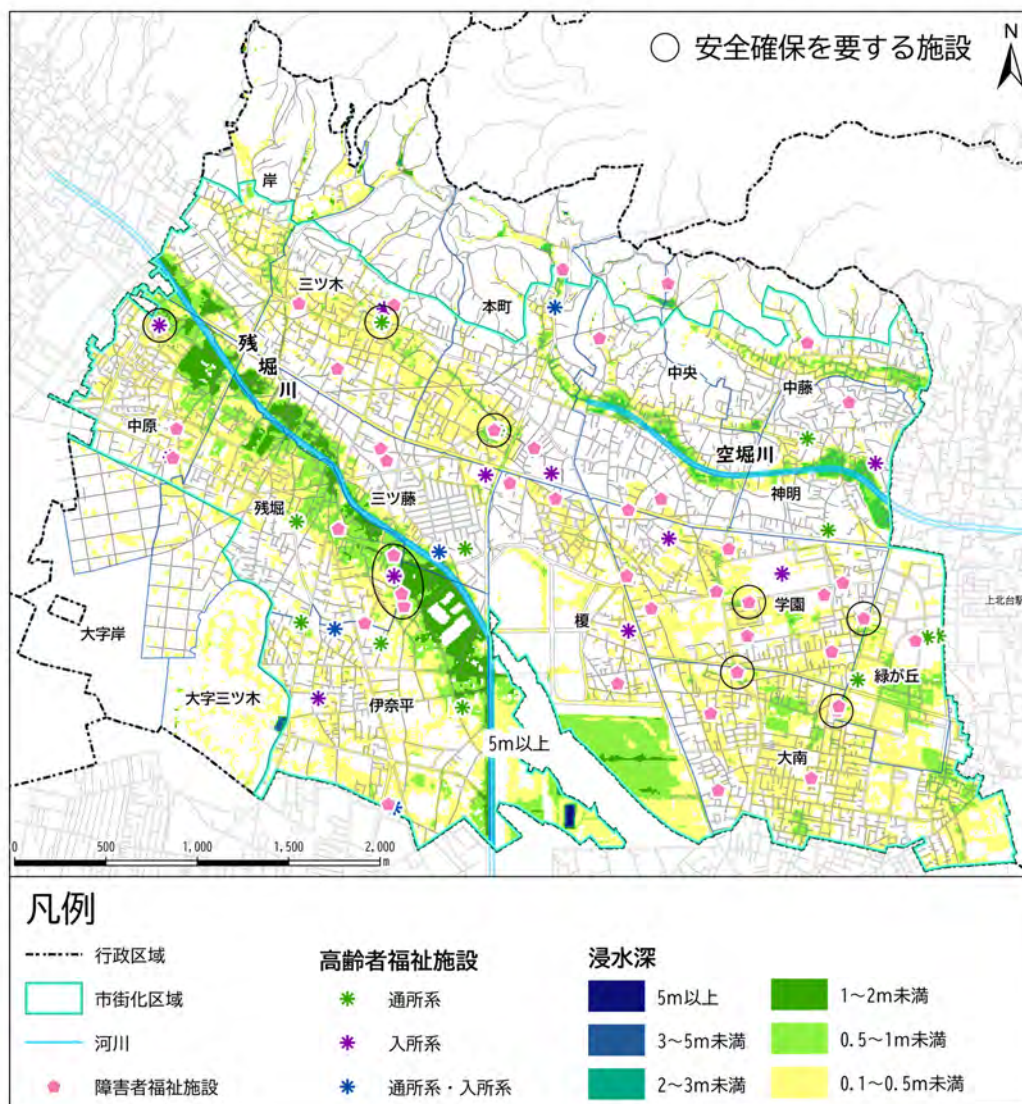
出典：洪水浸水想定区域図（令和 6 年 2 月）、武蔵村山市浸水ハザードマップ、厚生労働省「保険医療機関の指定一覧」（令和 6 年 9 月時点）

(5) 洪水浸水想定区域・内水浸水予想区域×高齢者福祉施設・障害者福祉施設

通所系高齢者福祉施設 17 か所のうち 1 か所、入所系高齢者福祉施設 15 か所のうち 2 か所が、浸水深が 0.3m 以上と想定される区域に立地しています。

浸水深が 0.3m 以上になると、災害時要援護者の避難が困難となり、福祉施設の機能が低下するおそれがあるとされており、施設の継続利用ができなくなるリスクがあります。

なお、障害者福祉施設 43 か所のうち 8 か所が、浸水深が 0.3m 以上と想定される区域に立地しています。



【参考】浸水深と社会福祉施設の機能低下との関係

- ・ 0.3m：自動車の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水位
- ・ 0.5m：徒歩による移動困難、床上浸水
- ・ 0.7m：コンセントに浸水し停電（介護設備等の使用困難）

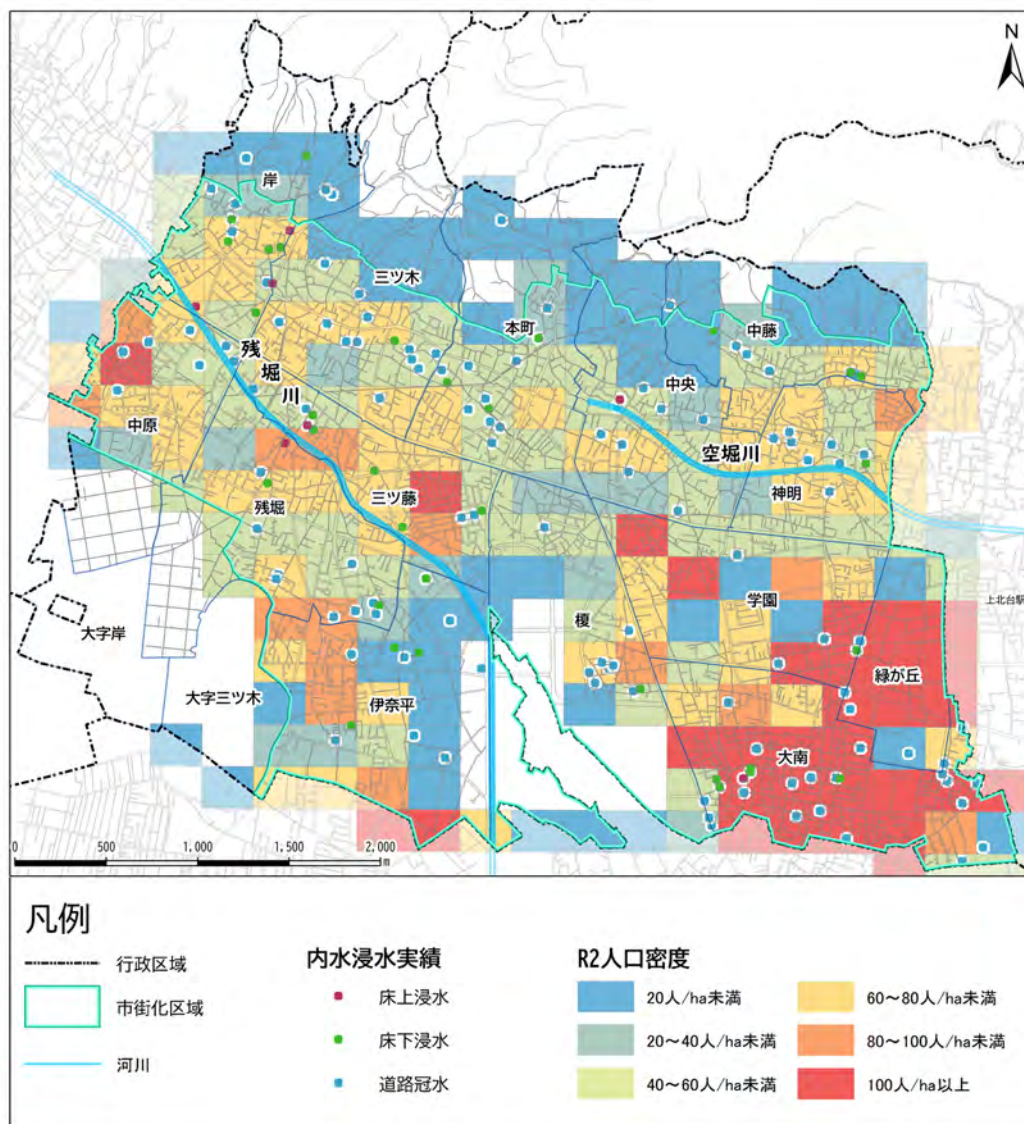
出典：国土交通省「水害の被害指標分析の手引き（H25 試行版）」

洪水浸水想定区域・内水浸水予想区域×高齢者福祉施設・障害者福祉施設

出典：洪水浸水想定区域図（令和 6 年 2 月）、武蔵村山市浸水ハザードマップ、高齢福祉課資料、障害福祉課資料

(6) 内水浸水実績×人口密度

市南東部では、人口密度が100人/ha以上と高いものの、道路冠水や床下浸水が多数発生しているほか、人口密度が60人/ha以上のエリアでも床上浸水が発生しており、浸水のおそれがある際には、多くの避難者が発生することが想定されます。

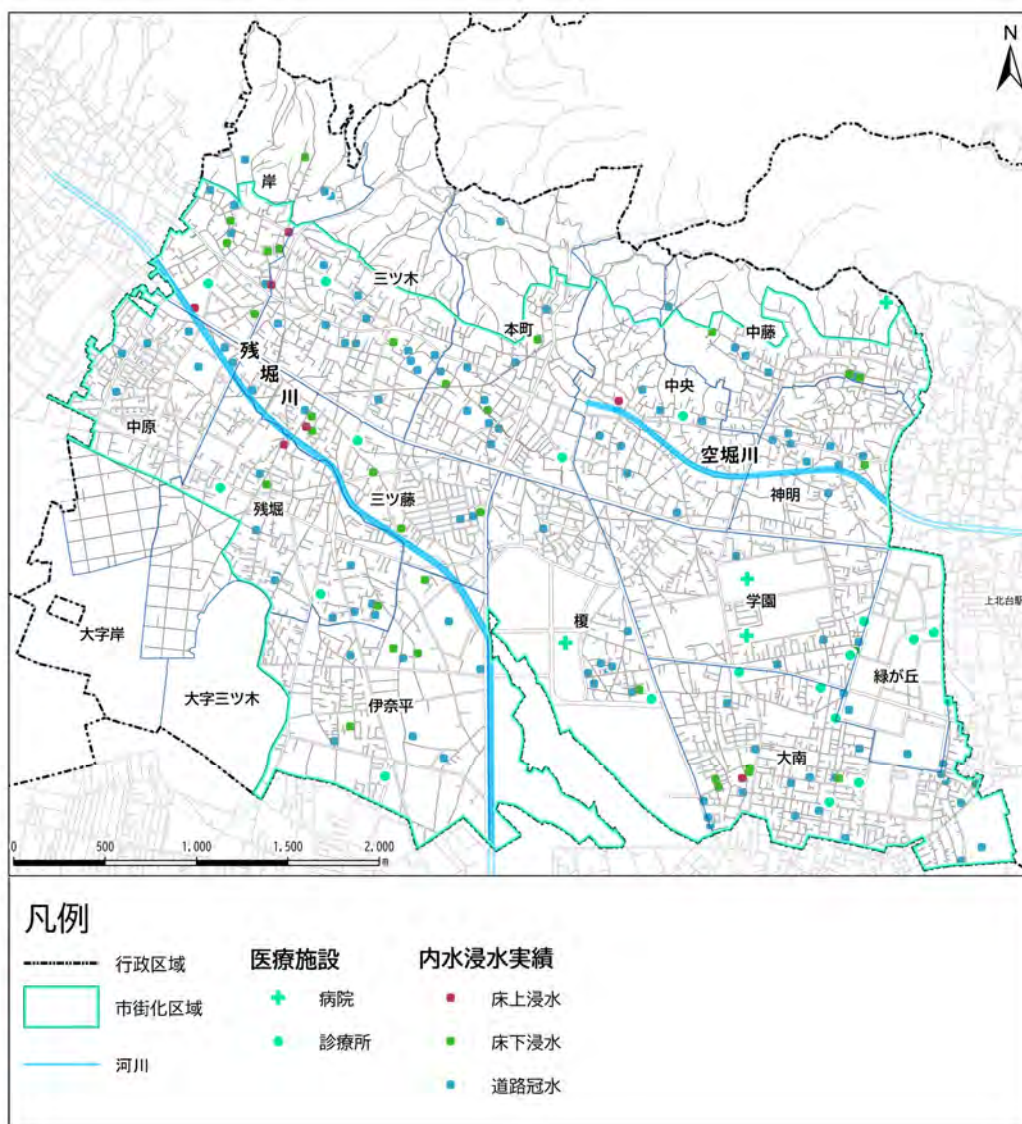


内水浸水実績×人口密度

出典：防災安全課資料（令和6年6月時点）、令和2年国勢調査

(7) 内水浸水実績×医療施設

市南東部では、道路冠水や床下浸水が発生したエリアの周辺に医療施設が多く立地しており、浸水の際には、機能低下により医療施設の継続利用ができなくなるリスクがあります。

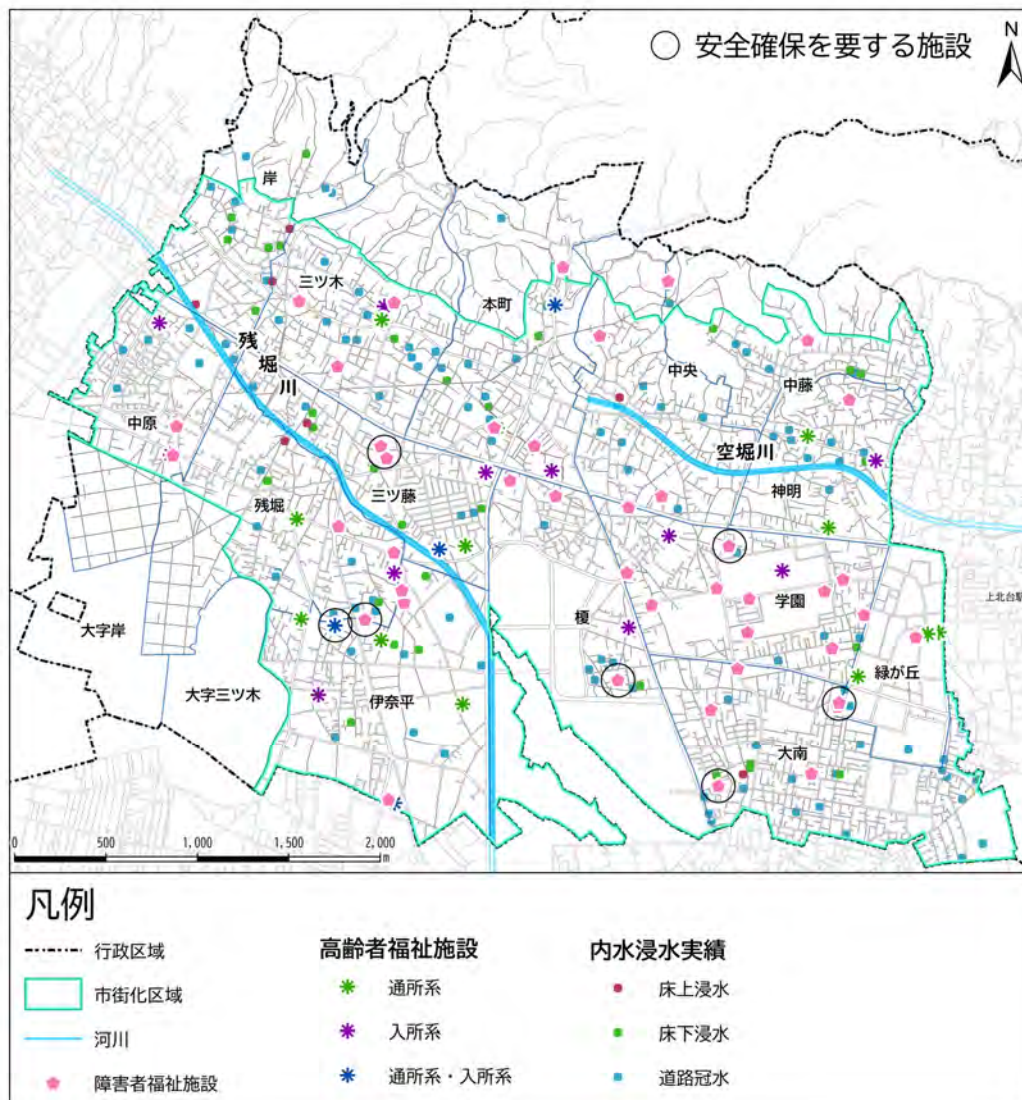


内水浸水実績×医療施設（内科・小児科）

出典：防災安全課資料（令和6年6月時点）、厚生労働省「保険医療機関の指定一覧」（令和6年9月時点）

(8) 内水浸水実績×高齢者福祉施設・障害者福祉施設

浸水実績のあるエリアの周辺に入所機能を備える高齢者福祉施設が1か所、障害者福祉施設が7か所立地しています。浸水の際には、福祉施設の機能低下により、施設の継続利用ができなくなるリスクがあります。

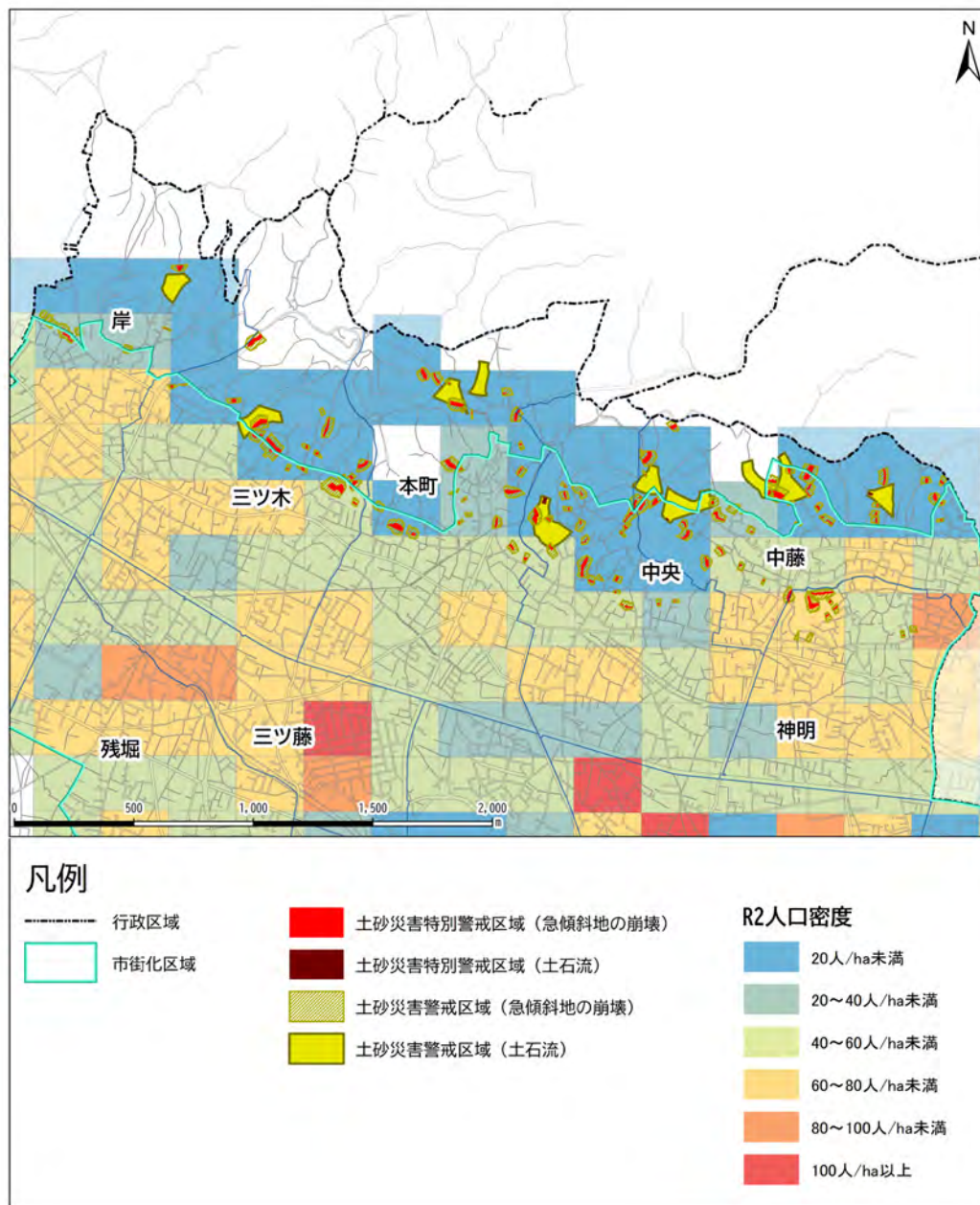


内水浸水実績×高齢者福祉施設・障害者福祉施設

出典：防災安全課資料（令和6年6月時点）、高齢福祉課資料、障害福祉課資料

(9) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域×人口密度

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は大半が人口密度 20 人/ha 未満のメッシュにみられますが、神明の一部などでは人口密度が 60 人/ha 以上のメッシュにもみられます。土砂災害のおそれがある際には、避難者が発生することが想定されます。



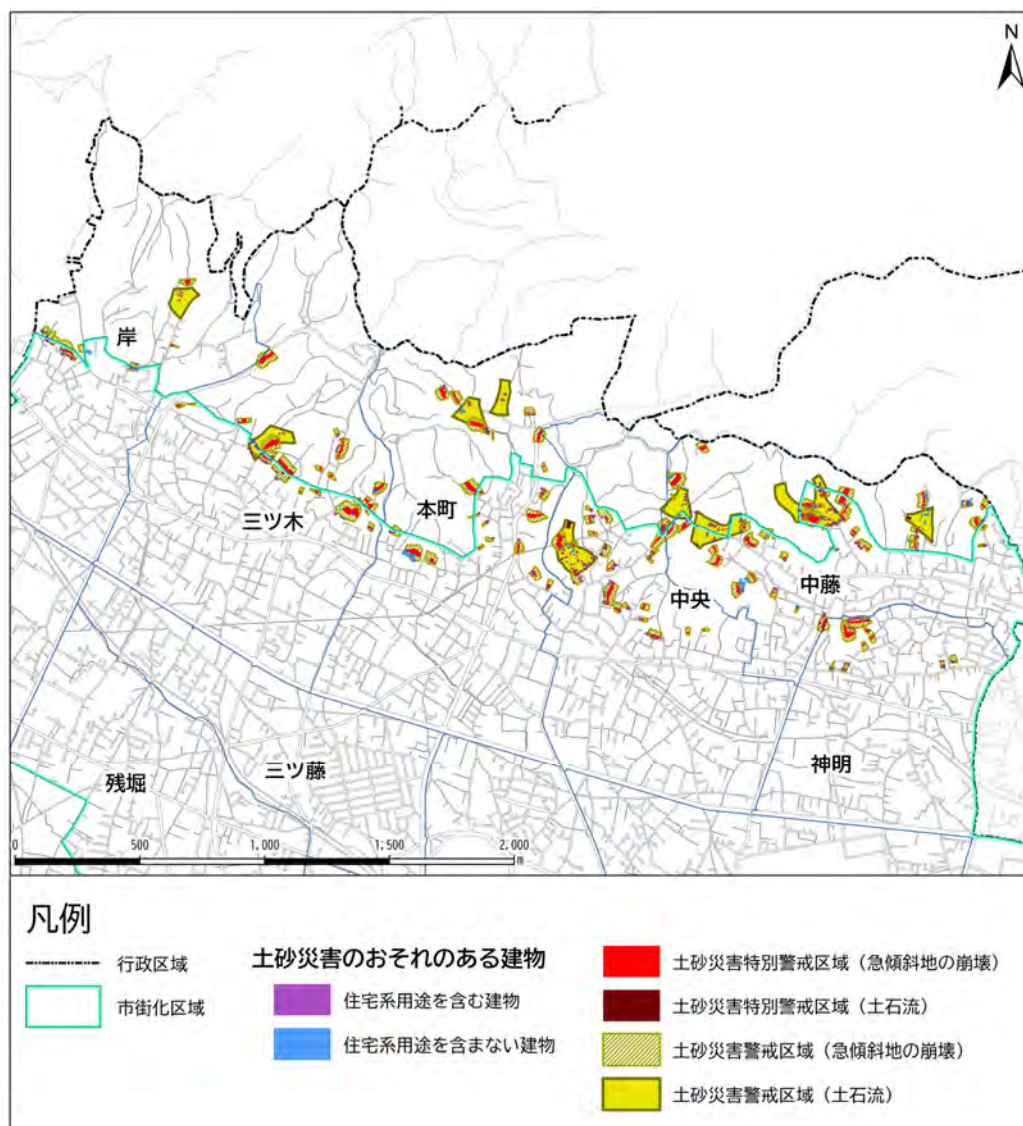
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域×人口密度

出典：東京都土砂災害警戒区域等マップ（令和6年10月時点）、令和2年国勢調査

(10) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域×建物用途

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域には、建物が361棟立地しており、そのうち住宅系用途を含む建物が304棟あります。

さらに、居住に適さないとされている土砂災害特別警戒区域には、建物が112棟立地しており、そのうち住宅系用途を含む建物が91棟あります。土砂災害の際には、これらの建物が被災するリスクがあります。



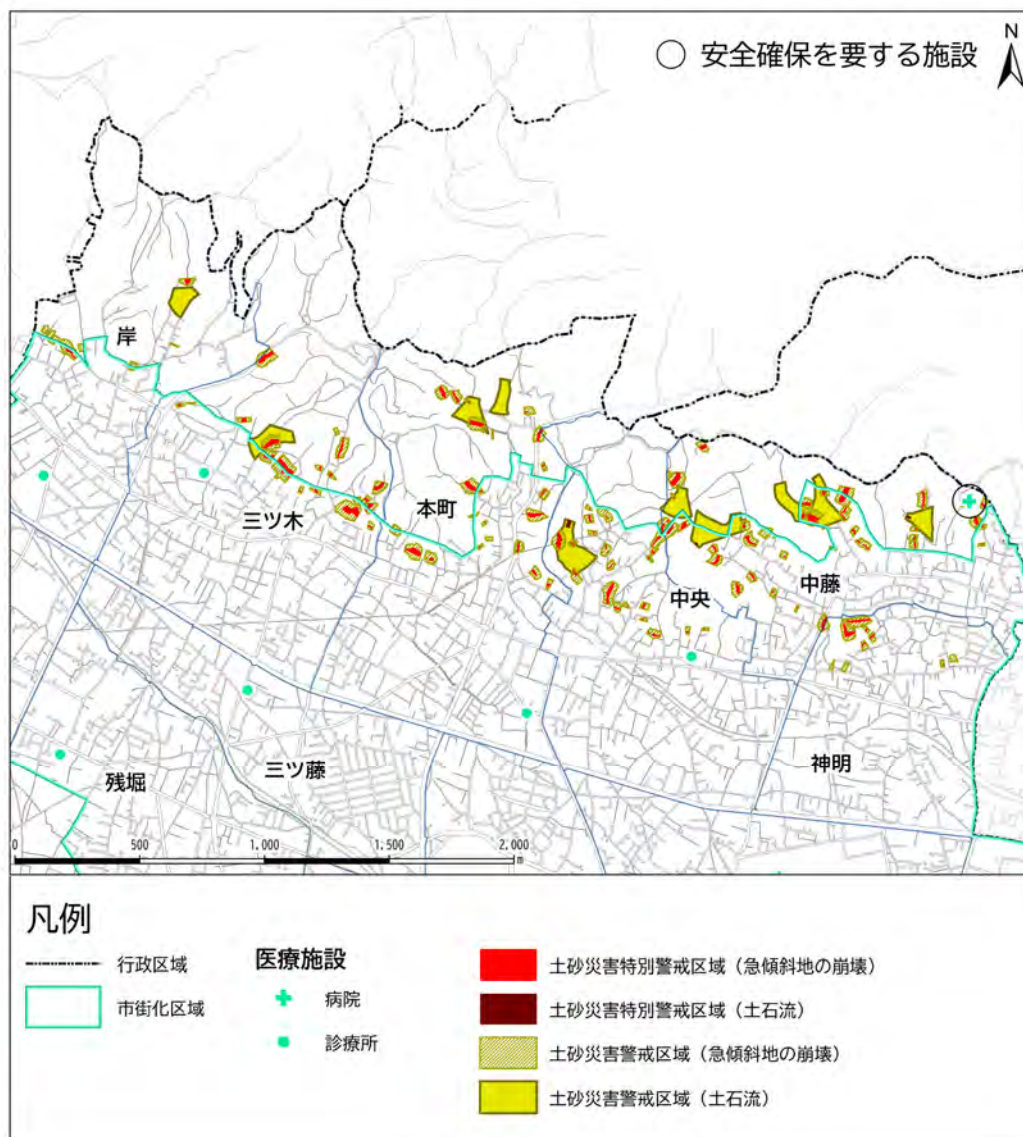
	土砂災害のおそれのある建物 (棟数)	
		土砂災害特別警戒区域内にある建物
住宅系用途を含む建物	304	91
住宅系用途を含まない建物	57	21
計	361	112

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域×建物用途

出典：東京都土砂災害警戒区域等マップ（令和6年10月時点）、令和4年都市計画基礎調査

(11) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域×医療施設

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に医療施設が1か所立地しています。土砂災害の際には、機能低下により施設の継続利用ができなくなるリスクがあります。

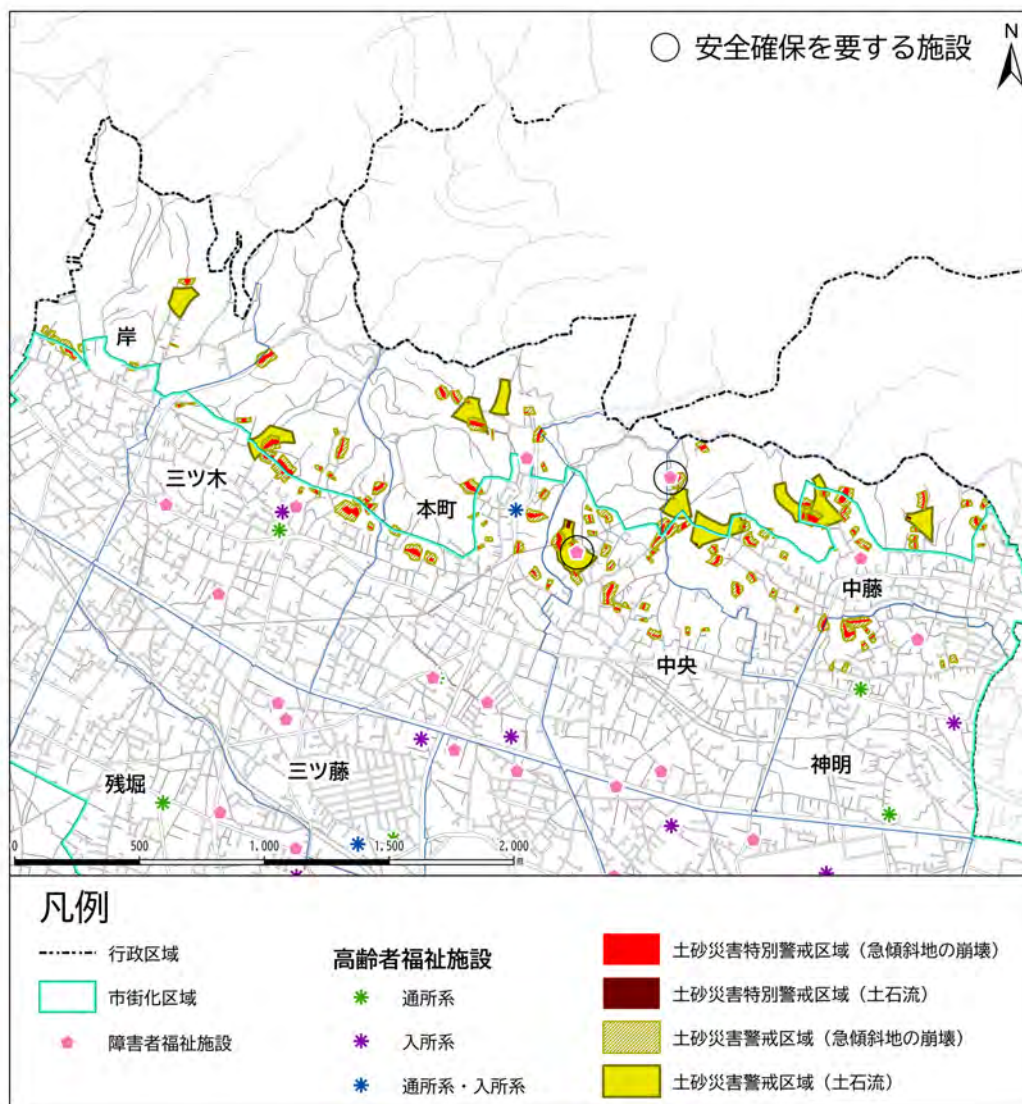


土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域×医療施設（内科・小児科）

出典：東京都土砂災害警戒区域等マップ（令和6年10月時点）、厚生労働省「保険医療機関の指定一覧」（令和6年9月時点）

(12) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域×高齢者福祉施設・障害者福祉施設

高齢者福祉施設は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域には立地していません。障害者福祉施設は、土砂災害警戒区域に2か所立地しています。土砂災害の際には、機能低下により施設の継続利用ができなくなるリスクがあります。



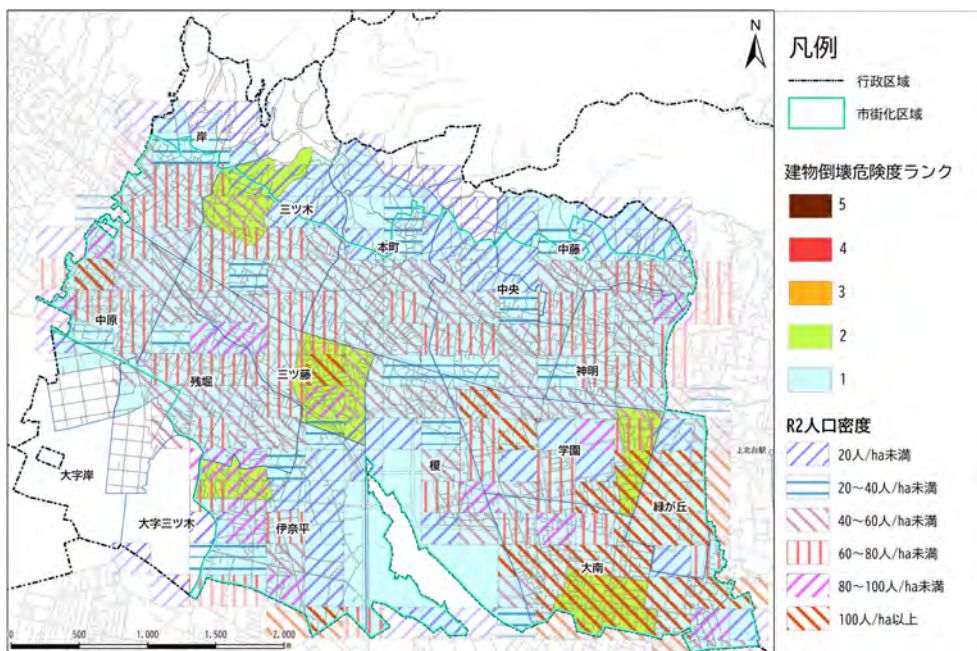
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域×高齢者福祉施設・障害者福祉施設

出典：東京都土砂災害警戒区域等マップ（令和6年10月時点）、高齢福祉課資料、障害福祉課資料

(13) 建物倒壊危険度・火災危険度×人口密度

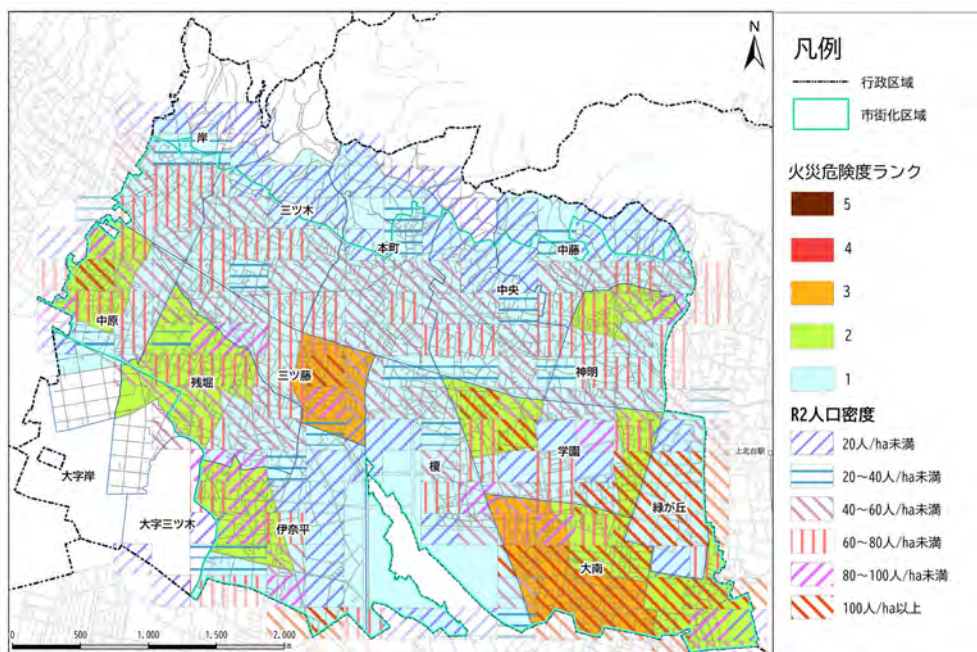
三ツ藤、伊奈平、学園、大南では、建物倒壊危険度が2かつ人口密度が80人/ha以上のエリアがみられます。

また、三ツ藤と大南では、火災危険度が3かつ人口密度が80人/ha以上のエリアがみられ、万が一火災が発生した際には、多くの被害が発生するおそれがあります。



建物倒壊危険度×人口密度

出典：東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（令和4年9月）、令和2年国勢調査



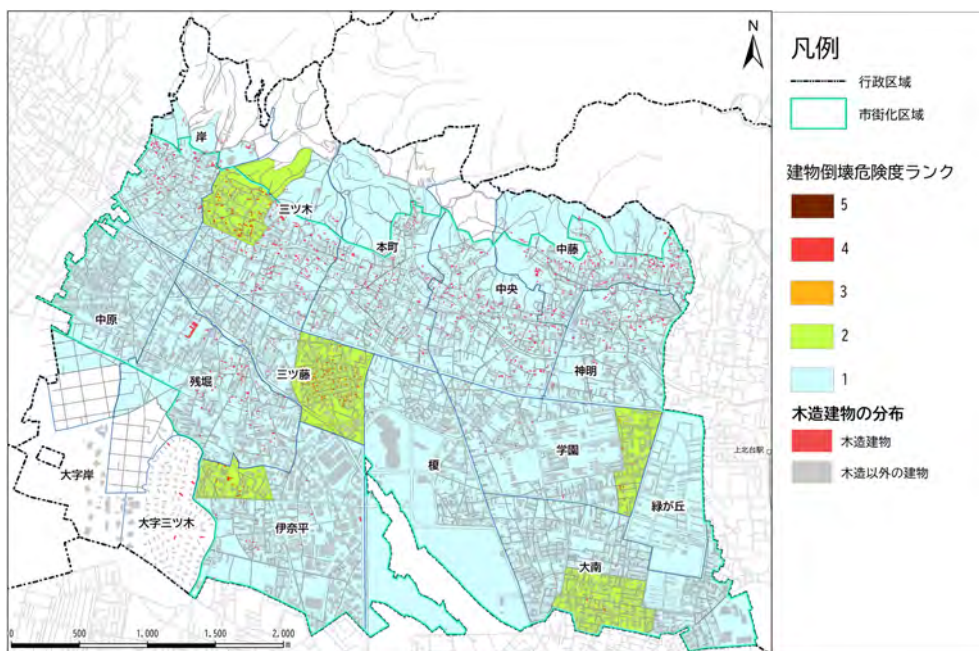
火災危険度×人口密度

出典：東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（令和4年9月）、令和2年国勢調査

(14) 建物倒壊危険度・火災危険度×建物構造

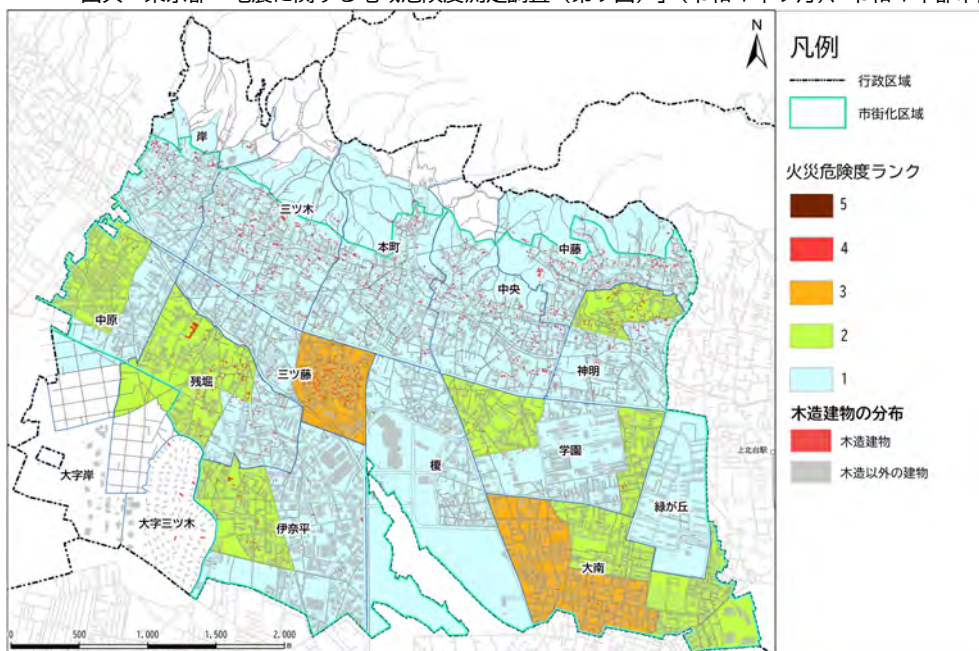
建物倒壊危険度が2になっている三ツ木や三ツ藤で木造建物が集中しているほか、市北部では全体的に木造建物が多く分布しています。

また、火災危険度が3で木造建物が多く分布している三ツ藤では、万が一火災が発生した際には、大きな被害が発生するおそれがあります。



建物倒壊危険度×建物構造

出典：東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（令和4年9月）、令和4年都市計画基礎調査



火災危険度×建物構造

出典：東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（令和4年9月）、令和4年都市計画基礎調査

4 防災上の課題の整理

災害リスクの分析を踏まえ、防災上の課題を以下にまとめます。

災害種別		災害リスク	課題
水害	洪水	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模降雨等による災害であり、予測可能な災害です。 ・残堀川と空堀川の周辺が浸水想定区域となっており、浸水深が1m以上と想定されるエリアもあります。 ・垂直避難が困難なおそれのある建物は177棟あります。 ・浸水発生時に機能が低下するおそれのある医療施設が4か所、高齢者福祉施設が3か所、障害者福祉施設が8か所あります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクのある人口・家屋は限定的であるものの、近年の豪雨災害の頻発・激甚化を踏まえると安全確保の取組が必要です。 ・医療施設や福祉施設など、災害時要援護者施設で浸水が想定されることから、避難の支援等の取組が求められます。
	内水	<ul style="list-style-type: none"> ・過去22年間において、市内における内水浸水実績は197件です。 ・人口密度が比較的高いエリアにおいて、過去に内水浸水が多数発生しています。 ・医療施設や高齢者福祉施設、障害者福祉施設の周辺で過去に浸水が発生しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模降雨に備え、雨水排水施設の設置などの計画的な推進が求められます。 ・人口が集中している地域に限らず、全市的に住宅への内水浸水対策が求められます。
土砂災害		<ul style="list-style-type: none"> ・突発性が高く、予測が難しい災害といえます。 ・土砂災害のおそれのある建物は361棟あり、そのうち住宅系用途を含む建物は304棟です。さらに、居住に適さないとされている土砂災害特別警戒区域内に住宅系用途を含む建物は91棟あります。 ・土砂災害警戒区域に立地している障害者福祉施設が2か所あります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保のため、災害リスクのある住宅及び障害者福祉施設については、区域外への移転を促すことが求められます。
地震・火災		<ul style="list-style-type: none"> ・地震による震度は6弱及び6強と予想されています。 ・建物倒壊危険度は低いものの、一部エリアで火災が懸念されています。 ・市北部では、災害時の活動の困難さを示す指標が高いエリアがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の耐震化や密集した木造建物の安全化対策が求められます。 ・狭あいな道路の解消に向けた取組が求められます。

5 防災まちづくりの将来像及び取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像

令和5年3月に策定した第二次まちづくり基本方針では、重点テーマの一つとして、「災害に強い、活力あるまちづくり」を掲げています。自然災害の発生に備え、河川の整備や危険区域に対する土地利用の抑制、避難場所や避難路の整備などにより、市民の生命・財産の保全を目指すとともに、多摩東部直下地震などの大規模地震に備えて、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や不燃化の促進により、災害に強い都市環境の形成を目指すこととしています。

これを踏まえ、防災指針における防災まちづくりの将来像を以下のとおり設定します。

防災・減災対策が充実し、安全・安心に暮らせるまち

(2) 防災まちづくりの取組方針

将来像に基づき、災害種別と災害ハザード情報ごとに、取組方針を整理します。

災害種別	災害ハザード情報	取組方針
水害	(1) 洪水浸水想定区域・内水浸水予想区域	<p style="text-align: center;">“災害リスクの低減”の視点</p> 洪水・浸水対策のためのハード整備、避難体制の充実、効果的な災害情報の提供など、災害時の被害を低減するための取組を行います。
	(2) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	
	(3) 内水浸水実績	
土砂災害	(4) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	<p style="text-align: center;">“災害リスクの回避”の視点</p> 居住誘導区域から除外し、安全なエリアへの緩やかな居住誘導を図ることにより、災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組を行います。
地震・火災	(5) 多摩東部直下地震の震度分布 (6) 地震に関する地域危険度	<p style="text-align: center;">“災害リスクの低減”の視点</p> 地震による建物倒壊や火災防止のためのハード整備、避難体制の充実、効果的な災害情報の提供など、災害時の被害を低減するための取組を行います。

6 具体的な取組・施策とスケジュール

防災まちづくりの取組方針に基づき、具体的な取組・施策とスケジュールを以下に整理します。

視点	災害種別			取組・施策	実施主体	実施時期の目標		
	水害	土砂災害	地震・火災			短期(5年)	中期(10年)	長期(18年)
災害リスクの回避		●		1) 届出制度に基づく居住誘導区域内への立地誘導	市	→		
災害リスクの低減(ハード)	●			2) 河川・水路等の改修・整備	都・市	→		
	●		●	3) 樹林地や緑地、農地の維持・保全	都・市	→		
	●			4) 空堀川上流雨水幹線及び雨水排水施設の整備	都・市	→		
	●			5) 雨水流出抑制施設の整備・設置促進	市	→		
	●	●	●	6) 災害時の安全確保のための道路整備	都・市	→		
			●	7) 沿道建築物の不燃化や耐震化の促進	市	→		
			●	8) まちづくり条例による生垣設置の促進	市	→		
	●	●	●	9) 避難所等の機能充実	市	→		
	●	●	●	10) 防災資器材・設備の充実	市	→		
	災害リスクの低減(ソフト)	●			11) 内水ハザードマップの作成	市	→	
		●		12) 擁壁等の設置に関する指導の実施	都	→		
			●	13) 防火地域・準防火地域の指定拡大	市	→		
			●	14) 木造住宅耐震診断・木造住宅耐震改修等助成事業の推進	市	→		
			●	15) ブロック塀等安全対策費用助成事業の推進	市	→		
●		●	●	16) 防災食育センターの活用	市	→		
●		●	●	17) 避難行動要支援者の支援体制の充実	市	→		
●		●	●	18) 災害時における緊急連絡体制の強化	市	→		
●		●	●	19) ホームページ、SNS、メール配信等による情報提供	市	→		
●		●	●	20) 防災訓練の実施・充実	市	→		
●		●	●	21) 自主防災組織の結成促進と育成強化	市	→		
●		●	●	22) ハザードマップの周知・浸透	市	→		

第 8 章

目標と評価



第 8 章 目標と評価

1 目標値の設定

(1) 目標値設定の考え方

まちづくりの方針として掲げた「駅を中心とした拠点と充実した交通環境を形成することにより 歩いて暮らせるまちを実現し 多様なライフスタイルに対応した 選ばれる都市をつくる」を実現するためには、将来における多摩都市モノレールの延伸を見据え、各種施策を着実に進める必要があります。そのためには施策の PDCA サイクルを適切に行う必要があるため、都市機能誘導、居住誘導、交通、防災の各分野において 18 年後の目標値を設定し、5 年を目途として計画の評価と改善を行っていきます。

(2) 各分野の目標値

■都市機能誘導

指標		現状値 令和 6 年度	目標値 令和 24 年度
都市機能誘導区域内の 誘導施設数	No. 1 駅	0 施設	3 施設
	No. 2 駅	1 施設	5 施設
	No. 3 駅	5 施設	9 施設
	No. 4 駅	1 施設	5 施設
	No. 5 駅	0 施設	3 施設

<設定の考え方>

- ・ 誘導施設の立地件数を指標とし、各駅周辺の都市機能誘導区域内に、誘導施設の立地が図られているかを確認します。
- ・ 誘導施設の施設種別ごとに 1 件ずつ立地した場合の数値を目標値としています。例えば、No. 3 駅周辺では、市役所が 1 件、複合商業施設（延床面積 50,000 m²以上）が 1 件、病院が 1 件、銀行・信用金庫等が 2 件の合計 5 施設が立地しています。これらの既存施設の維持に加え、誘導型として位置付けた誘導施設が施設種別ごとに新たに 1 件ずつ立地した場合の合計 9 施設を目標値としています。

■居住誘導

指標	現状値 令和6年度	目標値 令和24年度
居住誘導区域の人口密度	69.9人/ha	81.5人/ha

<設定の考え方>

- ・ 居住誘導区域の人口密度を指標とし、人口増加を見据えた人口密度の増加を目指します。
- ・ 住民基本台帳（令和6年10月時点）の居住誘導区域（約9.81km²）の人口密度を現状値とし、目標値については、居住誘導区域内に約80,000人が居住すると仮定して算出した数値を参考に設定したものです。
- ・ 今後進捗状況の評価を行うことを考慮し、ここでは住民基本台帳の数値を使用しています。

■交通

指標	現状値 令和6年度	目標値 令和24年度
公共交通利用圏カバー率	94.6%	99.1%
都市計画道路完成率	51.7%	75.6%

<設定の考え方>

- ・ 居住誘導区域内の公共交通利用圏カバー率を指標とし、カバー率の増加を目指します。現状の公共交通利用圏の居住誘導区域に対する面積割合を現状値とし、多摩都市モノレールが延伸した際の駅利用圏を含めた面積割合とすることを目標値としています。
- ・ 都市計画道路完成率を指標とし、完成率の増加を目指します。現在事業中の都市計画道路が、全区間において供用開始された場合の数値を目標値としています。都市計画道路が整備され、道路ネットワークが構築された結果、バス等の公共交通の定時性が確保されることなどを期待し、指標とするものです。

■防災

指標	現状値 令和 6 年度	目標値 令和 24 年度
防災対策の充実・強化に対する 市民満足度	21.1%	現状値以上

<設定の考え方>

- ・ 防災対策の充実・強化に対する市民満足度を指標とし、現状値から満足度の向上がみられたことを確認します。
- ・ 現状値は、武蔵村山市民意識調査（令和 6 年 5 月実施）において、「防災対策の充実・強化に対する満足度」の設問に対し、「満足している」又は「ほぼ満足している」に回答した方の割合としています。同様の設問を用意することで、目標値の達成を確認します。

2 進行管理・見直しの考え方

本計画に基づき施策を講じながら、おおむね5年ごとに前述の評価指標を用いて進捗状況
を評価することを前提としますが、多摩都市モノレール延伸のスケジュールに応じて評価時
期を柔軟に変更し、整備前後の都市への影響を把握します。場合によって、適切な方向に開
発・整備が向かうよう計画の見直しを行い、更なる施策を講じていきます。



3 協働によるまちづくり

本市はこれまで、軌道交通がなく、都内で唯一、駅がない市でした。駅という拠点がないことから、拠点を取り込むまちづくりが行われてこなかったため、まちづくりに対する市民の関心が低い状況にあります。

今後、まちづくりを進めていく上では、まちづくりの担い手となり、まちを支える人材の確保が重要となります。多摩都市モノレールの延伸を契機に、市民のまちづくりに対する関心を高めることで、市民、市民活動団体・事業者、市による協働のまちづくりを進めていく必要があります。

例えば、市においては、小中学生に向けた「まちづくり学習」を学校での授業として行っており、本市の魅力や課題に関しての学習を行う中で、まちづくりに興味を持ってもらう取組を行っています。このような取組により、将来のまちづくりの担い手や生活サービスを支える人材を育むことで、協働まちづくりの好循環を生み出し、将来にわたって持続可能なまちづくりの実現につなげていきます。

協働によるまちづくりを進めるに当たり、市民、市民活動団体・事業者、市が担うべき役割として、以下のことが挙げられます。

- 地域のまちづくり活動への参画・協力
- まちづくりに係るルールの検討・立案・遵守
- まちづくりに関する計画や事業への理解・学習
- 地区まちづくり協議会等の立ち上げ・参画 など



資料編



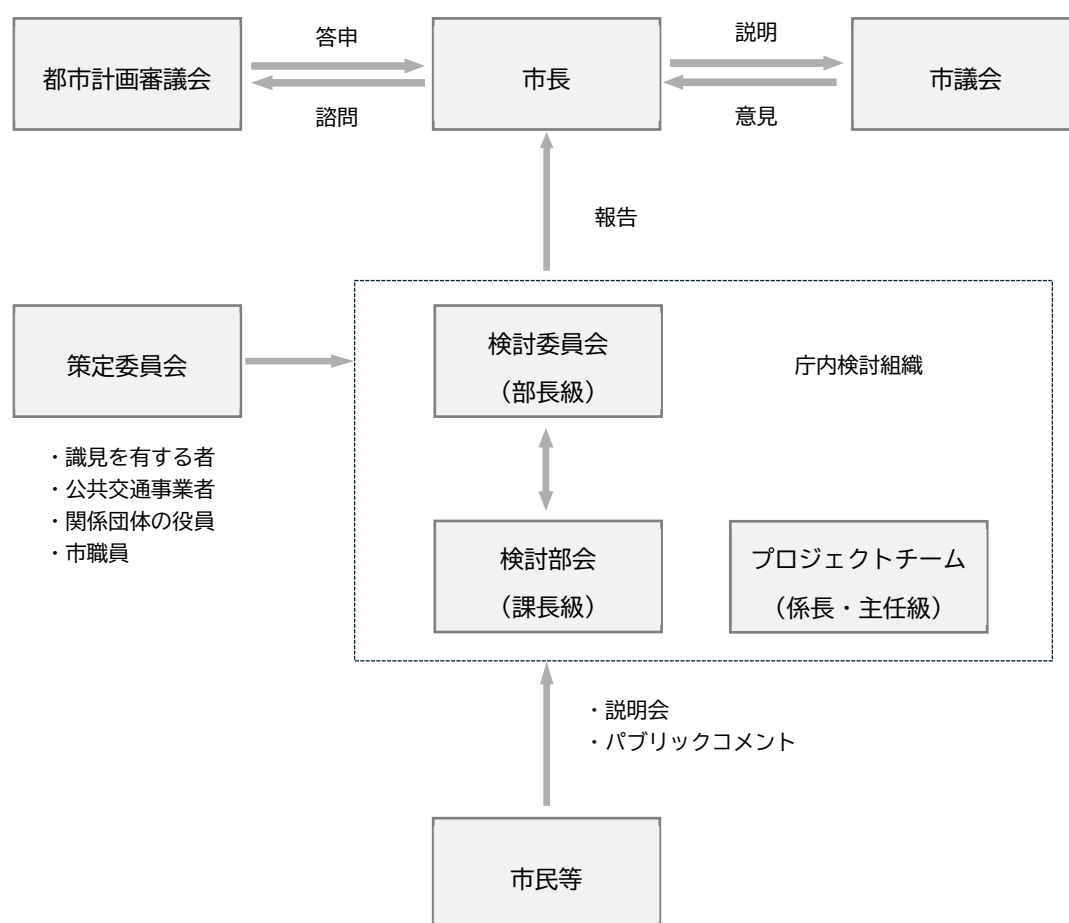
資料編

1 検討体制

本計画の策定に当たっては、策定委員会、庁内検討組織（検討委員会、検討部会、プロジェクトチーム）、説明会、パブリックコメントなどを通じ、市民・職員等の参画により検討を進めてきました。

検討部会では、市民からの意見等を踏まえた立地適正化計画の原案を検討し、検討委員会では、検討部会の検討内容から原案を作成し、専門家や事業者等で構成される策定委員会からの意見提案を基に原案を精査し、市長に報告されました。

その後、都市計画審議会に諮問し、答申を経て、本計画が策定されました。



(1) 武蔵村山市立地適正化計画策定委員会

ア 設置要綱

武蔵村山市立地適正化計画策定委員会設置要綱

令和5年8月4日
武蔵村山市訓令（乙）第191号

（設置）

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の第1項の規定に基づき、武蔵村山市立地適正化計画を定めるに当たり必要な事項について検討するため、武蔵村山市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、武蔵村山市立地適正化計画の策定に必要な事項について審議し、及び検討する。

（組織）

第3条 委員会は、委員9人をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者 2人
- (2) 公共交通機関の職にある者 3人
- (3) 関係団体の職にある者 3人
- (4) 都市整備部長の職にある者 1人

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

イ 委員名簿

氏名		所属	備考
◎	大沢 昌玄	日本大学理工学部 教授	
○	市古 太郎	東京都立大学都市環境学部 教授	
	若田 瑞穂	東京都交通局 自動車部計画課長	
	秦野 凌	西武バス株式会社 計画部計画課長	
	佐藤 祐浩	立川バス株式会社 運輸計画部計画課長	
	栗原 誠	武蔵村山市商工会 会長	
	平原 和久	一般社団法人武蔵村山市医師会 理事	
	田村 一晴	社会福祉法人武蔵村山市社会福祉 協議会 事務局長	～令和6年3月31日
	諸星 裕		令和6年4月1日～
	樋渡 圭介	武蔵村山市都市整備部長	～令和6年3月31日
	今泉 浩		令和6年4月1日～

◎：委員長 ○：副委員長

ウ 検討経過

回	開催日	主な議題
第1回	令和5年8月17日(木)	<ul style="list-style-type: none">・立地適正化計画とは・上位・関連計画の整理・検討体制とスケジュール
第2回	令和6年4月26日(金)	<ul style="list-style-type: none">・武蔵村山市立地適正化計画におけるまちづくりの基本的な方向性と居住誘導区域の設定について
第3回	令和6年6月6日(木)	<ul style="list-style-type: none">・居住誘導区域について・都市機能誘導について
第4回	令和6年7月19日(金)	<ul style="list-style-type: none">・都市機能誘導について・防災指針について
第5回	令和6年8月27日(火)	<ul style="list-style-type: none">・武蔵村山市立地適正化計画(素案)について
第6回	令和6年10月25日(金)	<ul style="list-style-type: none">・武蔵村山市立地適正化計画(素案)について
第7回	令和6年12月25日(水)	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの実施報告・武蔵村山市立地適正化計画(原案)について

(2) 武蔵村山市多摩都市モノレール延伸まちづくり検討委員会・検討部会

ア 設置要綱

武蔵村山市多摩都市モノレール延伸まちづくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸後を見据え、にぎわいや活力ある持続可能なまちづくりを進めるために必要な施策を総合的かつ分野横断的に検討するとともに、立地適正化計画等に関する検討を行うため、武蔵村山市多摩都市モノレール延伸まちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸後を見据えたまちづくりに関する検討
- (2) 立地適正化計画に関する検討
- (3) 地域公共交通計画に関する検討

(組織)

第3条 委員会は、委員15人で組織する。

- 2 委員は、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、危機管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、建設管理担当部長、教育部長及び学校教育担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は副市長、副委員長は教育長の職にある委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 委員会に、その所掌事項を専門的に調査研究させるため、多摩都市モノレール延伸まちづくり検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(部会の組織)

第6条 部会は、部会員16人で組織する。

- 2 部会員は、企画財政部企画政策課長、同部公共施設活用担当課長、総務部防災安全課長、市民部課税課長、協働推進部協働推進課長、同部産業観光課長、環境部環境課長、健康福祉部福祉総務課長、同部高齢福祉課長、子ども家庭部子ども政策課長、同部子ども子育て支援課長、都市整備部区画整理課長、同部道路下水道課長、教育部教育総務課長、同部文化振興課長及び同部スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、それぞれ企画財政部企画政策課長及び協働推進部産業観光課長の職にある部会員をもって充てる。

- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、委員長が招集する。

- 2 部会長は必要と認めるときは、部会員以外の者を部会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第8条 部会に、都市計画に関する経験及び知識に基づく視点並びに都市計画以外の分野に関する知識及び経験に基づく視点の双方から、既存の取組みにとらわれない柔軟かつ革新的な施策等を検討する多摩都市モノレール延伸まちづくり検討プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を置く。

(プロジェクトチームの組織)

第9条 PTは、次の各号のいずれかに該当する係長職以下の職員の中から委員長が指名する職員をもって組織する。

- (1) 都市計画に関する経験及び知識を有する者
 - (2) モノレール沿線まちづくり構想（平成30年12月策定）に掲げる施策に係る業務に携わる者
 - (3) 多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸後を見据えたまちづくりに関心のある者
- 2 PTに、リーダー及びサブリーダー1人を置き、PTを構成する者（以下「チーム員」という。）の互選により選任する。
 - 3 リーダーは、PTを代表し、PTの事務を総理する。
 - 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。
 - 5 チーム員の任期は、委員長が指名した日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(プロジェクトチームの会議)

第10条 PTの会議は、リーダーが招集する。ただし、最初の会議は、委員長が招集する。

- 2 リーダーは必要と認めるときは、チーム員以外の者をPTの会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会、部会及びPTの庶務は、都市整備部都市計画課及び交通企画・モノレール推進課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会、部会及びPTの運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

イ 委員名簿

【検討委員会】

氏名	職名	備考
◎ 石川 浩喜	副市長	
○ 池谷 光二	教育長	
	企画財政部長	
	総務部長	
	危機管理担当部長	
	市民部長	
	協働推進部長	
	環境部長	
	健康福祉部長	
	高齢・障害担当部長	
	子ども家庭部長	
	都市整備部長	～令和6年3月31日 令和6年4月1日～
	建設管理担当部長	
	教育部長	
	学校教育担当部長	

◎：委員長 ○：副委員長

【検討部会】

氏名	職名	備考
◎ 平崎 智章	企画政策課長	
	公共施設活用担当課長	
	防災安全課長	
	課税課長	
	協働推進課長	～令和6年3月31日 令和6年4月1日～
○ 中村 顕治	産業観光課長	～令和6年3月31日 令和6年4月1日～
○ 前原 光智	環境課長	
	福祉総務課長	
	高齢福祉課長	
	子ども青少年課長	～令和6年3月31日 令和6年4月1日～
	子ども政策課長	
	子ども子育て支援課長	
	区画整理課長	
	道路下水道課長	
	教育総務課長	
	文化振興課長	～令和6年3月31日 令和6年4月1日～
	スポーツ振興課長	

◎：部会長 ○：副部会長

ウ 検討経過

【検討委員会】

回	開催日	主な議題
第3回	令和5年8月15日(火)	・武蔵村山市の現況と課題の整理
第4回	令和6年2月7日(水)	・居住誘導区域について
第5回	令和6年4月15日(月)	・まちづくりの基本的な方向性と居住誘導区域の設定について
第6回	令和6年5月30日(木)	・都市機能誘導について
第7回	令和6年7月12日(金)	・都市機能誘導について ・防災指針について
第8回	令和6年8月21日(水)	・素案について
第9回	令和6年10月16日(水)	・素案について
第10回	令和6年12月17日(火)	・原案について

【検討部会】

回	開催日	主な議題
第3回	令和5年8月1日(火)	・武蔵村山市の現況と課題の整理
第4回	令和5年12月27日(水)	・まちの将来像と誘導施策(ストーリー)(案)について ・居住誘導区域設定の考え方について
第6回	令和6年4月8日(月)	・まちづくりの基本的な方向性と居住誘導区域の設定について
第7回	令和6年5月22日(水)	・都市機能誘導について
第8回	令和6年7月5日(金)	・都市機能誘導について ・防災指針について
第9回	令和6年8月14日(水)	・素案について
第10回	令和6年10月8日(火)	・素案について
第11回	令和6年12月16日(月)	・原案について

なお、検討委員会及び検討部会においては、本計画以外の検討も行っているため、本計画を議題とした回のみ記載しています。

また、多摩都市モノレール延伸まちづくり検討プロジェクトチームにおいても、適宜、検討を行いました。

2 説明会

開催日	開催場所	出席者数
令和6年11月9日(土)	村山デエダラまつり会場 (パネル展示)	-
令和6年11月10日(日)		
令和6年11月15日(金) 午後6時30分～	中部地区会館 401 大集会室	2名
令和6年11月16日(土) 午前10時～	三ツ木地区会館 集会室	3名
令和6年11月16日(土) 午後2時～	中藤地区会館 集会室	1名

3 パブリックコメント

内容	期間	意見数
武蔵村山市立地適正化計画(素案)	令和6年11月1日 ～ 令和6年12月2日	3件 (提出者1名)

武蔵村山市立地適正化計画

(令和7年度～令和24年度)

発行年月／令和7年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市 都市整備部 都市計画課

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042-565-1111 (代表)

本計画で使用している地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)5都市基交著第25号



武蔵村山市
Musashimurayama City